

議事日程第1号

第1回定例会

平成20年3月4日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 議第 1号 寒河江市副市長の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第 2号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 13 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 14 議第 5号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第 6号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 16 議第 7号 平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議案説明
- ” 18 委員会付託
- ” 19 質疑、討論、採決
- ” 20 議第 3号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 21 議第 4号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ” 22 議第 8号 平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 23 議第 9号 平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- ” 24 議第10号 平成20年度寒河江市一般会計予算
- ” 25 議第11号 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 26 議第12号 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 27 議第13号 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 28 議第14号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 29 議第15号 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- ” 30 議第16号 平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 31 議第17号 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 32 議第18号 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算

- 日程第 3 3 議第 1 9 号 平成 2 0 年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 3 4 議第 2 0 号 平成 2 0 年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 3 5 議第 2 1 号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- ” 3 6 議第 2 2 号 寒河江市監査委員条例の一部改正について
- ” 3 7 議第 2 3 号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 3 8 議第 2 4 号 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- ” 3 9 議第 2 5 号 会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ” 4 0 議第 2 6 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- ” 4 1 議第 2 7 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 4 2 議第 2 8 号 寒河江市まちづくり寄附条例の制定について
- ” 4 3 議第 2 9 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 4 4 議第 3 0 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- ” 4 5 議第 3 1 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 4 6 議第 3 2 号 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ” 4 7 議第 3 3 号 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ” 4 8 議第 3 4 号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 4 9 議第 3 5 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 5 0 議第 3 6 号 山形県消防補償等組合理約の一部変更について
- ” 5 1 議第 3 7 号 山形県自治会館管理組合理約の一部変更について
- ” 5 2 議第 3 8 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- ” 5 3 議第 3 9 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
- ” 5 4 請願第 1 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願
- ” 5 5 施政方針説明
- ” 5 6 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから、平成20年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、総務課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、8 番鴨田俊廣議員、12番松田 孝議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成20年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 28 日及び本日 3 月 4 日議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から 3 月 19 日までの 16 日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、3 月定例会に限り即日採決できる補正予算ではありますが、協議の結果、議第 5 号平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第 6 号平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議第 7 号平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）の 3 案件とすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 19 日までの 16 日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成20年3月4日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、副市長選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、監査委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 5日(水)	休 会			
3月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(土)	休 会			
3月 9日(日)	休 会			
3月10日(月)	休 会			
3月11日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月12日(水)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月13日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月14日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月15日(土)	休 会			
3月16日(日)	休 会			
3月17日(月)	休 会			
3月18日(火)	休 会			
3月19日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 4、議第 1 号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

この際、荒木 恒副市長の退席を求めます。

〔荒木 恒副市長 退席〕

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 1 号寒河江市副市長の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって荒木 恒副市長が任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号はこれに同意することに決しました。

ここで荒木 恒副市長の着席を求めます。

〔荒木 恒副市長 着席〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 8、議第 2 号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、片桐久志総合政策課長の退席を求めます。

〔片桐久志総合政策課長 退席〕

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって安孫子雅美監査委員が任期満了となりますので、寒河江市監査委員に片桐久志氏を選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 人事案件についての質疑でありまして、なかなか難しい点もあるわけでありましてけれども、重要な案件でありますので、基本的な点についてお伺いをしたいと思います。

一つは、私は議員になって先輩の方々からは、長というのは市民から選ばれます。したがって、いろいろな立場の方が長に就任する機会があります。そうしたときに、行政職の人などがなった場合には長以外の三役なり、今度は寒河江市では 4 月からは収入役が廃止されるわけでありましてけれども、そういう人事には部外の人を入れたり、あるいは長に民間人がなった場合には行政の方から三役、長以外の人事にというふうな形をとられてきて、スムーズな市政執行するためにというそういう、バラ

ンスという言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうふうなことがやられてきておったそうでもあります。そして同時に、三役以外の常勤の特別職、教育長であるとか監査委員などについてもそういう配慮の中でやられてきているそうです。

そこでお尋ねしたいわけではありますが、今回は、佐藤市長のもとでの部下職員といいますが、市の職員の方々がそのポスト、先ほどの1号議案でも副市長、決定していますので、そうしますというと、教育長もそうです、監査委員の部署もそういうふうになるわけでもあります。したがって、こういう人事というふうなことについて、基本的にどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、佐藤市長になってからも昭和60年ごろにこういう人事があったようでもあります。しかし、そのときにさまざまな新聞ざたになるような問題なども起こったという、こういう事実もあるようでもありますので、こういうことについての基本的なことをお尋ねをしたいということが、一つです。

それから、二つ目でありますけれども、監査委員の役割、極めて重要になっています。公共自治体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法の中でも監査委員の役割はますます重要になっています。

ところが、一般論としてではありますけれども、役所の監査は身内に甘いとの指摘もあります。また一方では、公務員の定年退職後の天下りに対する批判も根強くあることも事実であります。法改正もなされましたが、まだ十分な状況になっていないと言われていています。それは個人的な能力の問題ではなく、経済面や職務権限の面から行政の中立・公平・公正性の担保という観点から問われているのであります。したがって、管理職の定年退職後のいわゆる世間で言われる天下りという、こういう人事について、本市ではどのような基準があるのかお聞かせをいただきたい。

以上、2点お尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 監査委員の職務につきましては御案内のとおり、地方自治法に明確に規定されておるわけでございます、どのような職務を執行するかということでございます。ですから、そういう職務に対しまして本当に適切に公平な立場においてそれを遂行できるかという能力、適性というものがまず問われるものだろうと、このように思っております。

それにおきましては、地方公共団体の財務管理、それから事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者と、こういうように規定されておるわけでございますけれども、そういう面におきましては、ただいま提案申しあげている職員は、職員というか者は十分な経験、識見、能力を持っておるものと、このように思っておりますのでございまして、これは、これまでの一般職員として務めてきた実績ということから判断し、私は十分なものを備えておるもの、具備しておるものと思っておりますのでございます。

そしてもう1点、天下り云々というような話がございましたけれども、市におきましては、そういう天下りというようなことについての職場というものは、まずはないのじゃなかろうかなと、こう思っておりますし、そして天下りについての基準というようなものにつきましては、設けておるわけではございません。

市の関連するような団体はこれまでであったわけでございますけれども、それらについては、それぞれの団体の長からあの人々が適切な方だというようなことで望まれて行っているわけでございます、

そういう意味におきましては、天下りというようなものに対しましては該当しないのじゃなからうかなと、こう思っておりますし、さらにまた現在はそういう団体におきまして、いろいろ自主的にそれぞれの団体におきまして考え方がございまして、民間に事務を委託してみたり、あるいは自主的な管理運営に努めておるといふように思われますので、そういう中では、それぞれの団体等におきまして行政との連絡というものを十分一任できる立場というふうな方を選択して就任させておると、このように思っておりますのでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目でも申しあげましたけれども、なかなか人事に対する質疑というのは難しいわけでありまして、私も、提案されている方について個人的に見識がないとか何かというのではもちろんありません。十分市長の今の説明のとおりだというふうに思っています。

しかし、監査委員、提案されている方が先ほど市長からもありましたように総合政策課長というふうになりますという、財務室をも管轄する、従来で言う企画調整課も全体を統括をするというポジションにあります。そして自治体財政健全化法でも、過去3年のものをトータルしながらやっていくというふうになりますという、監査委員として自分がこれから向こう4年間1任期やっていくにしても、自分が直接かかわっていた部分の3年間の部分が入ってくるというふうなことからすればなかなか、そういう意味でどうなんだろうかなという市民の率直な声がありますので、そういう立場で、人事ですから議会の同意ということになるわけでありまして、そういう意味で、ぜひ私は議員という立場から市民のそういう心配があるということ、市長に問題提起をさせていただきながら、十分配慮をお願いをしたいというふうに思います。

市長からの見解もあればお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまで、今も一般職員でございますけれども、市の行政に携わり、あるいは財務関係にも関連しておいた職場にあるわけでございますから、でも、一たん特別職として議会の承認を得て監査委員という立場で職務を執行するというところに、つくようになれば、それはこれまでの一般職員であった立場というのとは全く離れて、独立したところの権限を持つところの監査委員という職務に十分に執行していただいて、そして行政を政策面から、あるいは財務管理の面を十分監査をしていただけるものと、このように思っております。

伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 現監査委員の前任者は市の行政マンであったわけですが、今の監査委員を選任するときにはこの寒河江市の行政マン以外の方から選任をされたわけですね。そのとき市長は、外部からの登用を考えて、内部ではうまくないので外部から入れるというふうな考えのもとに現安孫子監査委員を選任されたのかどうか、そういうお考えがあったのかどうかお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御質問の趣旨がちょっと酌み取れませんが、現監査委員安孫子雅美氏におきましてもいわゆる県職員の立場で、あるいは県行政にタッチしてきておまして、いわゆる公の行政事務、あるいは財務事務、あるいは会計事務というものにつきましては非常に通曉しておった方だと、こう思ったわけございまして、そういう意味におきまして、規模は違いますが県と市におきましてはやっていることはほとんど似通ったものだろうと、このように思っております。それにおきましては、

現安孫子監査委員というものを適正なる、そしてその能力、そして対応というものが十分適正な方だと、こういうことでお願いしてきた経緯があったわけでございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 私のちょっと質問の仕方がまずかったのかと思いますけれども、安孫子監査委員の前まではこの寒河江市の行政を担当しておられた職員の方が監査委員になっていたわけです。それで外部監査というような声もあった中で安孫子監査委員が選ばれたということは、行政のいろいろなことをこれまでやってきた方よりも、外部の方の方が公平性が図れるのかという意味で市長が選任をされたのかどうかというふうなことを今伺ったわけです。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 外部の方といいますと、市の職員を務めた方、あるいは以外ということになれば、県の職員であった方、あるいはまた全く行政と関係のない民間の方と、こういうことになるのかなと思いますけれども、やはり民間の方を選ぶと、お願いするというのもそれは考えないわけではなかったものではございますけれども、やはり寒河江市の財政というものをこれを監査していただくという場合におきましては、やはり市の行財政業務に非常になれていらっしゃる、あるいは知っているところの方ということで県の職員の経験を持った方をお願いしたことでございまして、その当時、ちょうど8年前になりますけれども、市の職員にそれにふさわしい人間がおったかどうかということにもつながるかと思っておりますけれども、いろいろ人事のバランスといいますか、を勘案しながら総合的な観点からお願いしてきたという経緯があるわけでございます。

伊藤忠男議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号はこれに同意することに決しました。

ここで片桐久志総合政策課長の着席を求めます。

〔片桐久志総合政策課長 着席〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第12、報告第1号及び日程第13、報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年9月27日に大字寒河江字横道地内において、市有自動車が車両と接触した事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

次に、報告第2号損賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月13日に本町駐車場内において、通路に移動していたコンクリートベースに車両が乗り上げ、車体が損傷した事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

質 疑

伊藤忠男議長 報告第1号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

新宮征一議員 ただいまの報告で、この専第1号なんですが、交通事故によって6万8,987円を被害者の方に賠償して示談が成立したと、こういうことでありますけれども、ということは、当然にして市有車の方に過失責任があったというように考えられるわけですね。この金額すべてが保険の方から充当されているのかどうか、1点。

それから、もう一つは、当事者ですね。いわゆる運転者の過失によるものということになった場合に、被害者と寒河江市との間ではこの示談ですべてが解決しているわけですがけれども、当時運転しておった方に対して市の方でどのような対処をなされているのか、この2点をお聞きいたします。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 一つはいわゆる保険ですけれども、もちろん保険の適用がありまして、すべてその保険の適用によって市の方で対応しているということでありまして。

それから、もう1点の、それを運転していた市職員に関してですけれども、これにつきましては、お互いに、相手方の方も責任があるということで一定の割合で決めたわけですがけれども、そういうことから職員そのものについてはいわゆる反省文を提出していただきまして、今後こういう事故といいますが、車両の運転といいますが、公用車の運転については十分注意をして対応するというふうな形のいわゆる反省文といいますが、そういうものを提出していただいて、所属長を通じて今後絶対こういうことが起きないように十分注意していただくというような形で対応しているところであります。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第14、議第5号から日程第16、議第7号までの3案件についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第17、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第5号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費及び共同事業拠出金を追加するものであります。

その結果、7,952万9千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億23万5千円とするものであります。

次に、議第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護予防サービス計画作成に係る総務管理費及び介護認定審査会共同設置特別会計繰出金を減額するものであります。

その結果、1,041万7千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億7,218万6千円とするものであります。

次に、議第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会委員報酬の減額と、負担金の減額に伴う財源調整を行うものであります。

その結果、19万7千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,298万5千円とするものであります。

以上、3案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第18、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号から議第7号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第5号から議第7号までの3案件は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第19、質疑、討論、採決に入ります。

議第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第20、議第3号から日程第54、請願第1号までの35案件を一括議題といたします。

施政方針説明

伊藤忠男議長 日程第55、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成20年第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成20年度の市政運営に臨む私の基本理念を申し上げます。

日本経済は、景気回復は続くもののその足どりは緩やかになるものと見込まれ、国の平成20年度の予算においては、歳出全般にわたって改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じて最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととしているようであります。

地方財政については、地方交付税総額の3年ぶりの増額や地方財政計画に地方再生対策費が創設されるなど、安定的な財政運営や都市と地方の格差是正にも目が向けられたようではありますが、これまでに行われてきた三位一体の改革による削減額に比較しますと、まだまだ地方が自立できるには不十分であると思っております。

現在、道路特定財源の暫定税率を見直すべきとの声が出ておりますが、地方においては、主要な幹線道路のネットワーク形成や通学路などの安全対策、道路や橋梁等の施設の老朽化による維持管理費用の増大等、道路整備に関する費用は地方財政に大きな影響を及ぼすものであります。

本市におきましては、道路や橋梁、自歩道の整備による安全確保、降雪期間における交通機能の強化など、道路特定財源の維持確保は必要不可欠なものとなっております。

このため地方6団体において、道路整備に使われる道路財源の確保のための緊急決議を行い、道路特定財源の暫定税率の維持や地方道路整備臨時交付金制度の継続を求めているところであり、今後、本市においても強く要望してまいりたいと考えております。

また、国により、病院事業経営の改革に総合的に取り組むための公立病院改革ガイドラインが示されておりますが、寒河江市立病院においては、利用者のサービス向上を目指した病院独自の改革プランを策定し、いち早く改革に取り組んでいるところであります。

病院内部の改革もさることながら、寒河江・西村山地域の中核医療機関としての機能分担、連携などを視野に入れ、単に市立病院のみならず、近隣市町等広域的行政の枠組みの中で、安定した地域医療の提供を考えなければならないと考えております。

市民の皆さんの健康を守るといふことの大切さ、そして子供からお年寄りまで安心して病院に通える体制づくりに努めてまいります。

本市におきましては、第5次寒河江市振興計画及び寒河江市行財政改革大綱、さらに寒河江市教育振興計画という、三つの基礎になる計画を定めて3年目を迎えることとなります。

これまで新第3次振興計画により、さくらんぼにこだわった寒河江ならではの特色あるまちづくりを全国にPRし、いち早く観光農業に取り組み、日本一のさくらんぼの里として多くの人々が県内外から訪れ、賑わいと活気があふれております。また、第4次振興計画では、「花と緑、せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、グラウンドワークによる市民総参加のまちづくりを推進し、花と緑に囲まれたうるおいのある暮らしは、市民にとってもかけがえのない財産となっております。

これら市民と一緒に築き上げてきた寒河江の姿をさらに後世に継承、発展させ、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しいまちづくりを実現するため、第5次振興計画の具現化に向けて全力を注いでいるところであります。

寒河江市の繁栄と隆盛を目指し、これまで継承、発展させてきたまちづくりが大きな鼓動と躍動を生み出し、今、大輪の花を咲かせております。

さくらんぼのテーマパーク・チェリーランドには四季を通じて多くの観光客が訪れるようになり、寒河江駅前中心市街地は本市の顔として新たな賑わいを創出しています。花咲かフェアの会場にもなっているチェリークア・パークの民活エリアや、寒河江中央工業団地には新たな事業者や企業が進出し、着々と建設が進められております。

ほなみ団地においては、区画整理事業による内回り環状道路の整備推進や、中央通りとのアクセスを円滑にする都市計画道路の整備促進、さらに国道112号と結ぶ市道の整備など、市街地東部の新たな街並整備が進められております。

さて、去年は六つの大きな事業の節目の年でありました。

5回目を迎えた花咲かフェアINさがえ、グラウンドワークによる水辺の夜会が10回目、チェリーランドのグランドオープンから15年、国道112号を花で彩るフラワーロードが20年、観衆と担ぎ手の熱気とかけ声が響き渡る神輿の祭典が25回目、そして現市庁舎の竣工、開庁から40周年を迎えたところであります。

花咲かフェアINさがえにおいては、さくらんぼ狩りとの相乗効果もあり、会場の最上川ふるさと総合公園へ約30万8千人もの来場者が訪れるようになり、本市のみならず、県内においても初夏を彩る代表的なイベントとなっております。特に、夜空を照らす月の光と会場いっぱいに照らされたろうそくの炎が、夢の世界へといざなってくれた花あかり月うたげは、人々の心に忘れ得ぬ感動を与えられたものと思っております。

本市のような地方都市へ、30万もの人々が足を運んでくれるイベントを23日間にもわたって開催し続けるということは容易なものではありません。これまで5回も開催し、これからも続けていく寒河江ならではのシンボルイベントに成長できたのも、ひとえに市民の皆さんの御協力のおかげであり、市民総参加による協働の姿のあらわれでもあります。

また、その波及効果は、本市はもちろん山形県の経済発展にも大きな効果を及ぼしているのみならず、お金には換算できない市民共有の大きな財産であると思っております。今年度も、市民関係団体の協力のもと、一層充実した内容のイベントにしてまいりたいと考えております。

市庁舎は、現代建築の第一人者であった黒川紀章氏の設計によって昭和42年にこの地で開庁し、世界的芸術家である岡本太郎氏の「光る彫刻・生誕」が2階市民ホールの吹き抜けで、訪れる人たちを出迎えてくれます。世界にとどろく偉大な方々に手がけられた市庁舎は、まさに貴重な芸術作品であると思っております。

市庁舎開庁40周年記念事業は、東北芸術工科大学の先生や学生たちとともに、市庁舎や市民ホールの利活用に取り組んだものであり、「生誕」のリニューアルや市民ホールでの演奏会、記念式典の開催など、市庁舎を開放し広く多くの人々に足を運んでいただきました。

さらに11月には、宿場町白岩に伝わる重要な文化財である幟旗（のぼりばた）を展示していただき、また、寒河江十景写真コンテストや花咲かフェア写真コンテストの作品なども3階フロアに展示させていただきました。

市役所は、行政の窓口としてその役割を果たすことは当然であります。今後においてもさらに工夫を重ね、どうすれば訪れる人々を気持ちよくお迎えできるかという発想から実現したものであります。この事業を通して市民の皆さんや御協力いただいた方々、そして職員が一緒になって何かをなし遂げようとする意気込みを感じ取ることができました。

竣工から40周年を迎えた建造物と彫刻に光が注がれ、市役所のあるべき姿というものをみんなで一緒に考えることができた1年であったと実感しております。

これからも、開かれた市庁舎として市民に愛され、寒河江市のシンボルとして大切に維持管理に努めてまいります。

行財政改革の取り組みといたしましては、指定管理者制度の導入や民間委託の推進等、市民や企業との連携を図りながら着実に実行しており、その効果についても如実に出てきているものと思っております。今後とも行財政改革大綱実施計画を一步一步確実に進めながら、財政の健全化を図っていきたいと考えております。

また、教育振興計画につきましては、読書の盛んなまちづくりや、いのちと心を育む学校づくりなどをこれまで以上に推進するとともに、学校や教育行政に関する情報発信、教育や子供のことを語り合える場所づくりなど、開かれた教育行政に努めてまいります。

さらに、地域ではぐくまれてきた芸術や文化活動の中核となる市民文化会館の施設設備改修や陵西中学校の改修等に着手し、市民の芸術文化活動のより一層の活性化や教育環境の整備、充実に努めてまいります。

歴史文化ふるさと回帰事業は、自分たちが住んでいる地域をもう一度振り返り、先人がどのようにしてつくり上げてはぐくんできたのか、そして現代に住んでいる我々がどう受け継ぎ、どのように未来へとつないでいくのかを考えるとともに、歴史と文化で織りなすまちづくりを推進するものであります。この地域活動を通して、住民の協働意識が高まり、地域の発展と地域力の向上が図られていくものと思っております。

昨年度から、地域の人々や各種団体の手によって大きな成果をおさめており、今年度はさらに一歩ずつ確実に前へ進め、自分たちの地域はもとより、先人たちがつくり上げてきた寒河江というふるさとを再発見していただきながら、すぐれたえりすぐりの財産を未来につなげていけるよう、さらなる事業の促進に努めてまいります。

次に、本市産業の中核である農業について申し上げます。

昨年は、国の農政事情が大揺れに揺れた1年であったわけでありましたが、本市におきましては皆さんの御協力を得て、観光と農業振興を全面にアピールできた1年であったと思っております。

昨年、紅秀峰やつるり里芋といった新しいブランド品を寒河江の農業の旗印に掲げながら、うそ偽りのない農産品を全国各地に発信してまいりましたが、これからの大切な時期を迎えるわけであり、

今後とも農業経営基盤の確立と産地間競争に負けない強い農業づくり、さらに観光農業とも組み合わせながら、農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、さくらんぼの原産地であるトルコ共和国ギレスン市との姉妹都市締結から、ことし6月には20周年という記念すべき年を迎えることとなります。

昭和63年の締結以来、寒河江市民による最初の親善訪問を平成元年に行い、翌年には両市の交流と友好親善を図るために寒河江・ギレスン親善協会を設立しました。その後も市民によるギレスン市訪問を2度行い、トルコ共和国やギレスン市に対する理解と親睦を深めてまいりました。また、平成4年にはギレスン市長一行とトルコ民族舞踊団から本市へ御訪問いただき、チェリーランドのオープニングに花を添えていただきました。

姉妹都市締結20周年の記念すべき年に当たり、さくらんぼで賑わう6月にギレスン市長一行による訪問団を招聘し、市民の皆さんと一緒におもてなしの心で歓迎し、姉妹都市交流の推進とさらなる友好、親睦を深めてまいりたいと考えております。

次に、これらの事業の実現に向けた平成20年度の予算について申し上げます。

国においては、三位一体の改革によって拡大した地域間の税源偏在を是正し、地方の元気を回復するためとして、地方交付税制度などを改正し、小規模市町村に重点的に配分する地方再生対策費が新たに設けられました。このことにより地方交付税の総額がふえ、これまでの削減傾向が、わずかではありますが増加の方向に転じたところであります。

しかしながら、先ほども申しあげたとおり、これまでの大幅な削減額から見ればその増加分は微々たるもので、税収の伸びが鈍化している中、社会保障関係費が増加しており、地方財政はあいかわらず厳しいものとなっております。

本市の財政状況は、これまでの行財政改革と健全財政への取り組みが効果を表してきているものの、まだまだ予断を許さない状況であり、引き続き今年度も市税等の収納確保を図るほか、事務の効率化と経費の節減を進め、健全財政の維持に努めてまいります。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、第5次振興計画の目指す都市像の具現化に向け、力強く、そして市民の要望にこたえ得る積極的な予算としたところであります。

その結果、一般会計の予算額は139億5,000万円、前年度比で2.8%の増となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は273億4,134万円、11.4%の減となったところであります。

いまだ厳しい中にあるものの、規律正しく、健全財政を貫きながら、今置かれている現状を乗り切っていかなければならないところであり、これからの寒河江市がこれまで以上に繁栄する姿を映し出すため、ボランティア活動やグラウンドワーク活動などを通じながら、市民一人一人が一丸となってもともに未来を築き上げていきたいと思っております。

寒河江市民4万4千の皆さんに不安や不信感を与えることのないよう健全な行財政運営と行財政改革の推進に努め、厳しい中であっても決して苦しいという気持ちを与えないよう、安心して暮らせるまちづくりを念頭に置いて平成20年度の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち)寒河江」の実現に向け、より美しく、より豊かに、より元気なまちづくりを進めるため、市民の皆さんの気持ちと心を市政に反映しながら、気品あるまちづくりの実践に努めてまいります。

今後とも、美しく、豊かで、元気な寒河江市を目指し、新しい時代に対応できるまちづくり、人づ

くりを着実に推し進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、平成20年度の市政運営に臨む私の基本理念について御説明申し上げたところであり、第5次寒河江市振興計画の将来都市像の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、第5次振興計画の施策の大綱ごとの主な施策につきましては、お手元にお配りしております、平成20年度市政運営の要旨の8ページ以降に詳細を記載させていただいております。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第56、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第 3 号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、病院事業会計負担金・補助金、公債費の償還金などを追加し、西寒河江駅谷沢線整備事業費などを減額するものであります。

その結果、1 億5,193万 6 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ139億1,766万 4 千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算につきましては、第 3 款民生費は児童手当支給事業の扶助費1,300万円を減額し、後期高齢者医療対策事業のシステム改修委託料693万円を追加するのが主なものであります。

第 4 款衛生費は、病院事業会計負担金及び補助金 1 億5,500万円を追加するものであります。

第 8 款土木費は、西寒河江駅谷沢線整備事業費6,300万円、柴橋日田線整備事業負担金821万円を減額するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率の市債を繰り上げ返済する償還金8,505万 1 千円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、国庫支出金2,865万円などを減額し、市税4,421万 5 千円、財政調整基金繰入金7,500万円、市債9,040万円などを追加し、対応することといたしました。

第 2 表地方債補正につきましては、公的資金借換債を追加し、臨時財政対策債などの限度額を変更するものであります。

第 3 表繰越明許費につきましては、西寒河江駅谷沢線整備事業ほか 2 事業について年度内完成が不可能になったため、翌年度に繰り越すするものであります。

次に、議第 4 号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、公的資金の繰上償還に伴い公債費を追加するものであります。

その結果、9 億1,093万 5 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ30億7,098万 5 千円とするものであります。

第 2 表の地方債補正については、公的資金借換債の追加及び下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 8 号平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、患者数の減少による入院及び外来収益などの減額に伴い、一般会計からの負担金及び補助金を追加するものであります。

その結果、予算総額は収益的収入及び収益的支出がそれぞれ25億1,640万 1 千円となるものであり

ます。

次に、議第9号平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、経営健全化を図る地方公営企業を国が支援する公的資金補償金免除繰上償還の実施に伴い、高金利の公営企業債の負担軽減を行うものであります。

その結果、予算総額は資本的収入が6億4,709万5千円、資本的支出が10億9,023万4千円となるものであります。

次に、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体にはこれまで以上に財政の健全化を進め厳格な財政運営を図っていくことが求められております。

このような中、本年度は第5次振興計画の実現を目指し、将来の発展基盤の確立につながる事業に積極的に取り組むこととし、徹底した行財政改革の断行と実施計画に基づく事業の見直しを行い、財源の有効配分に努めた予算としたところであります。

その結果、予算総額は139億5,000万円で、前年度当初予算と比較して2.8%の増となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳入予算の第1款市税は、法人市民税の増収傾向や家屋の新增築と償却資産の伸びを見込み、全体で2.3%増の53億3,004万4千円を計上いたしました。

第9款地方交付税は、特別枠として地方再生対策費が創設されたことから、4.6%増の38億8,000万円を計上いたしました。

第13款国庫支出金は、西寒河江駅谷沢線整備事業やまちづくり交付金事業への取り組みから、17.4%増の8億8,831万6千円を計上いたしました。

第14款県支出金は、保険基盤安定負担金の増加から、1.3%増の5億5,554万2千円を計上いたしました。

第17款繰入金は、財政調整基金から4億4,000万円、その他基金などから1,284万2千円を繰り入れ、30.6%減の4億5,284万2千円を計上いたしました。

第20款市債は、公的資金の繰上償還に係る借換債を発行することから、43.7%増の7億6,240万円を計上いたしました。内訳としては、投資的事業充当分が1億9,840万円、臨時財政対策債が3億6,400万円、公的資金借換債が2億円であります。

次に、歳出について申し上げます。

人件費は1.2%減の27億3,187万8千円、補助費等は後期高齢者医療負担金の増から、18%増の22億4,254万3千円を計上いたしました。

投資的事業は、地域社会の活性化、将来の発展につながる事業に優先的に取り組むこととし、56.6%増の13億2,316万6千円を計上いたしました。

主な事業としては、民生費では寒河江学園改築事業に1,043万6千円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業に861万1千円を計上いたしました。

農林水産業費では、紅秀峰などの生産拡大を図る果樹園芸作物等の生産振興対策事業に670万5千円、日田中向地区農道整備事業に500万円を計上いたしました。

土木費では、木の下土地地区画整理事業に1億7,585万円、最上川寒河江緑地整備事業に1億円、下釜山岸線整備事業に1億100万円、西寒河江駅谷沢線整備事業に2億2,000万円、その他道路改良、側

溝整備等に合わせて1億600万円を計上いたしました。

教育費では、陵西中学校大規模改造事業に1億557万2千円、文化センター整備事業に2億7,700万円を計上いたしました。

繰出金は、公共下水道事業特別会計に6億235万2千円、国民健康保険特別会計に1億9,409万3千円、老人保健特別会計に3,870万1千円、後期高齢者医療費特別会計に9,272万9千円、介護保険特別会計に3億8,685万4千円を計上いたしました。

第2表は、平成22年度完成予定の陵西中学校大規模改造事業と木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、臨時財政対策債など7億6,240万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、一時借入金の最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第11号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査と一層の経費削減に努め、予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ20億3,534万6千円とするものであります。

歳出予算の主な内容としましては、公共下水道管渠建設費に、補助事業1億2,200万円、単独事業1億6,300万円、浄化センター管理費に維持管理業務委託料など2億1,055万5千円、浄化センター建設費に補助事業1億8,130万円、公債費に12億3,609万5千円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容としましては、使用料及び手数料に4億9,535万4千円、一般会計繰入金に6億235万2千円、市債に公共下水道事業債等3億8,050万円、公的資金借換債3億2,700万円で、合計7億750万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び汚泥脱水機設備更新工事業務委託の債務負担行為を設定するもので、第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

次に、議第12号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ978万1千円とするものであり、前年度当初予算と比較して17万4千円の増となっております。

次に、議第13号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険事業については、医療給付費等の増加や新たな後期高齢者医療支援金及び義務化された特定健康診査等の費用負担、給付基金の減少により、一層厳しい運営が予想されます。

このような中、国民健康保険税については、費用負担に見合う必要額を確保するため、税率改正を見込んで予算計上しておりますが、今後とも国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策の強化、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ38億7,756万3千円とするものであり、前年度当初予算と比較して1億1,546万5千円の減となっております。

歳出予算の主な内容は、保険給付費25億6,337万円、後期高齢者支援金等4億3,954万8千円、共同事業拠出金4億4,408万7千円などであり、

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち、医療給付費分が8億62万2千円、後期高齢者分が

2億1,937万9千円、介護納付金分が1億489万3千円となり、国庫支出金8億4,852万7千円、新たな財政調整制度としての前期高齢者交付金8億5,782万6千円、一般会計繰入金1億9,409万3千円です。

次に、議第14号平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度の予算は、4月から後期高齢者医療制度が実施されることから、新制度実施前の老人保健医療制度における医療給付分相当となるものであります。そのため予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,633万2千円とするものであり、前年度当初予算と比較して37億432万7千円の減となっております。

歳出予算については、医療諸費4億3,100万9千円が主なものであります。

歳入予算については、支払基金交付金2億3,040万円、国庫支出金1億3,354万円などが主なものであります。

次に、議第15号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で、現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に医療費を負担することで将来にわたって安心して医療を受けることができるようにする制度であります。制度の運営は県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となりますが、本市においては、保険料の徴収や申請の受付などの窓口業務を行うことから、新たに後期高齢者医療特別会計を設置するものであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億634万4千円を計上いたしました。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金3億9,684万6千円、委託を受けて実施する健康診査費用としての保健事業費436万8千円などです。

歳入予算の主な内容は、保険料収入3億923万2千円、一般会計繰入金9,272万9千円などです。

次に、議第16号平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの機能を十分発揮し、高齢者が住みなれた地域で継続したサービスが受けられるよう体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増加に対応する安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億9,523万4千円とするものであり、前年度当初予算と比較し7,509万1千円の増となっております。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費20億9,040万円、介護予防サービス等諸費9,600万円、特定入所者介護サービス等費1億80万円などです。

歳入予算の主な内容は、介護保険料3億9,514万9千円、国庫負担金4億1,611万6千円、支払基金交付金7億2,838万5千円、県負担金3億3,969万7千円、一般会計繰入金3億8,685万4千円などです。

次に、議第17号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度は、延べ193回の審査判定会議を見込み、より円滑な運営を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,520万3千円とするものであり、前年度当初予算と比較して202万1千円の増となっております。

歳出予算については、介護認定審査会費2,510万3千円が主なものであります。

歳入予算については、各構成町からの負担金1,588万7千円、介護保険特別会計の繰入金931万4千円が主なものであります。

次に、議第18号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成20年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ60万円とするものであり、前年度当初予算と比較して3万8千円の減となっております。

次に、議第19号平成20年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度は病院改革プランの初年度として病棟等の改修や医療機器の更新などに取り組み、引き続き効率的な事業運営により健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数125床、年間患者数を、入院患者3万9,055人、外来患者7万3,200人と見込み、建設改良事業では病棟等改修工事に6,240万円、医療機器及び備品購入事業に2,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額、支出総額とも22億1,814万8千円であります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入総額7,962万6千円、支出総額1億5,522万4千円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,559万8千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を1億8,000万円と定め、第10条は一般会計からの補助金額を1億2,000万円と定めるものであります。

次に、議第20号平成20年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

安心・安全な水道水の安定供給に向けた投資的事業の継続的推進、効率的な事業運営による健全経営を重点目標として予算編成をしたところであります。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万3,072戸、年間総配水量680万6,000立方メートル、1日平均配水量1万8,647立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額12億7,419万2千円、支出総額10億5,759万8千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額1億4,803万円、支出総額6億7,396万7千円であり、支出の主なものは、配水管網整備等の建設改良費4億9,005万5千円、企業債償還金1億8,291万2千円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,593万7千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、高金利の残債を繰上償還するため公的資金借換債を起債するもので、その限度額を定めるものであります。

次に、議第21号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公職選挙法の規定に基づき、寒河江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市監査委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

会計管理者を設置することに伴い、その権限に属する事務を処理させる組織の設置について規則で定めることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

平和条約締結から50年以上経過し必要性が失われたため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第25号会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

会計管理者を設置することに伴い、関係する条例を改正するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第26号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国の準則に準じた文言とするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

収入役の廃止及び選挙の投票時間による報酬の改定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市まちづくり寄附条例の制定について御説明申し上げます。

地方公共団体に対する寄附金税制の見直しに伴い、歳入確保に努め、市民や寄附者が期待する施策の充実を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地区公民館の運営に関し、公民館運営審議会等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

葬祭費や保健事業について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成20年度の介護保険料率について、激変緩和措置を平成19年度から引き続き実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

勤労青少年ホームの使用について、利用者の利便を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明

申しあげます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、委員の定数を削減するものであります。

次に、議第35号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。入院患者の療養環境等の改善及び会計管理者を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第36号山形県消防補償等組合格約の一部変更について御説明申しあげます。

地方自治法及び消防組織法の一部改正に伴い、山形県消防補償等組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第37号山形県自治会館管理組合格約の一部変更について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、山形県自治会館管理組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第38号山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について御説明申しあげます。

酒田地区消防組合の名称を酒田地区広域行政組合に変更することに伴い、山形県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第39号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について御説明申しあげます。

寒河江市浄化センター機械及び電気設備更新工事の内容変更等に伴い、協定金額を変更する必要があるため、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、34案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。以上です。

散 会 午前11時22分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

議事日程第2号

平成20年3月6日(木曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 質疑

" 2 予算特別委員会設置

" 3 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第 1、これより質疑に入ります。

議第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 議長、全部、表 1 も 2 も 3 もみな、歳入も歳出も全部一緒でするんですか。全部一緒ですか。

伊藤忠男議長 歳入ありますか。

川越孝男議員 歳入も、全部絡んでもあります。

伊藤忠男議長 歳出も絡みますか。

川越孝男議員 歳出も、あと第 2 表もあります。

伊藤忠男議長 結構です。

川越孝男議員 まず一つは、前に財政計画なども示されて、そして今回 20 年度の当初予算が提案されたわけでありましてけれども、大きく予算をめぐる、財政をめぐる環境が変わっていますので、一つお尋ねをしたいのですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の四つの指標があるわけでありましてけれども、これは一般会計に限らず、普通会計、特別会計、企業会計、全部なるわけでありましてけれども、全部関連するんですね、予算も。したがって、そういう意味でこの今回の当初予算、これでいきますというそれぞれの指標の数値はどのようになるのかお聞かせをいただきたいと思います。前に財政計画は示されていますけれども、あれとは中身的に、具体的に予算になっていますので変わっていますので、これを教えていただきたいというのが一つです。

そしてその際、四つというのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらがどういうふうになるのか、このままでいった場合。そしてその際、その四つの分母と分子の数値を教えていただきたいというのが一つです。

それから、二つ目ですけれども、全体にかかわるわけでありましてけれども、前に議場で「障がい者」、「害」という字を害虫の害、被害の害というこの字を使っておったわけですから、それは非常に人権に問題あるというふうなことで、「害」という部分を平仮名にすべきだという議会で提案がありました。そして、今回の市長の施政方針の文書を見ますというと、平仮名で「がい」となっているんですね。ところが、予算書の中身を見ますというと、漢字が使われています。

しかし、山形県でもその「障がい」、平仮名の「がい」、「障がい者」、平仮名の「がい者」の表記の使用についてということできちっとした基準があります。しかし、寒河江市の場合、もちろん法律や何かで漢字に使われているやつは平仮名に直せないやつあるわけでありましてけれども、そういう部分の基準というか、どのようになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それは数字的なものでなくて、予算書全体を通じてのものであります。特に福祉関係や教育の関係、一番配慮すべきところにも平仮名の「がい」でなくて全部漢字使われているというふうなことなどもありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のページ、3款になりますけれども、68、69ページ、監査委員の方でありますけれども、初日の監査委員の選任の審議の中で、総合政策課長が監査委員になっても職務上の支障や問題はないというふうに答弁されました。しかし、監査執行上の除斥を定めた地方自治法第199条の2や、その実例も示されているわけでありましてけれども、それらに照らして問題はないのかどうか改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、三つ目でありますけれども、第2表、木の下区画整理組合の借入金に対する損失補償3億円が提案されていますけれども、この3億円は財政健全化法の指標の算定基礎に入るのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じこの債務負担行為の中でありましてけれども、市町村からは法人の債務保証はしてはならないという法律があるわけでありましてけれども、したがって、損失補償はできますけれども、そういうふうなことからすれば、この2表の表現「組合の借入金に対する損失補償」というのではなくて、「組合への融資に対する損失補償」というふうにした方が、極めて日本語としても、あるいは区画整理組合に対して金融機関が融資をして、そして組合の方から払えなくなったという場合で、組合の側からすれば損失でなくて債務になるわけです。したがって、実際は融資した金融機関が組合からお金をもらえない状態が発生した場合に、金融機関に対して市が払うという、補償するというふうなことでありますので、そういうふうにした方が日本語としても極めてわかりやすいのではないかなというふうに思いますけれども、このことについての御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく三つお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 すみません。川越議員、今最後の文章をもう一度お願いできますか。

川越孝男議員 8ページの第2表債務負担行為、その下の方です。「木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償」というふうになっていますけれども、ここを、「木の下土地区画整理組合への融資に対する損失補償」というふうにした方がわかるのではないかなというふうなことで、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 ありがとうございます。財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 お答えいたします。

まず最初の、健全化法の四つの指標でございますが、一つの実質赤字比率については、寒河江市は

赤字は出ておりませんので0%になります。それから連結実質赤字比率、これについても、特別会計とか企業会計を含めたものになりますけれども、これについても0%の見込みです。

それから、実質公債費比率ですが、19年度で23.3%でありまして、20年度の予想ですが23.6%になる見込みです。ただ、その数値の計算の仕方については、前3カ年の平均になりますので、3カ年の数値を足して3で割った数値というふうになります。

それから、将来負担比率でございますが、これについてはまだ国の方の健全化法に係る規則が出ておりませんので、詳細についてはまだはっきりわからないんですが、仮に今政令等で示されている部分についてすべて含めたというふうに仮定して、入れたとしましても、早期健全化基準の350%、これ以内にとどまる見込みでございます。

それから、木の下の方の区画整理に対する損失補償の件ですが、これが四つの指標の中に入るのかということですが、今申しあげた四つの指標のうちの将来負担比率に入るものというふうに認識しております。

あと、2表の表現の仕方がありますが、今議員がおっしゃられた表現の方法もありますけれども、今回の設定についてはこれまでの例に基づいて表現してきたわけですが、どういう表現がより適切なのか、その辺については今後の設定に向けて勉強してまいりたいというふうに思っております。伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 それでは、初めに、障害者の表記についてお答え申し上げたいと思います。

一番、市の事務執行の場合基本となるのは、法律、条例等に従って執行するということになります。そういうことから、一番基本となる法律がいまだに表意文字の「障害者」、いわゆる漢字を使っております。そういうことから、いわゆる事務執行上の正式な文書等はすべて法律に基づいておりますので、いわゆる表意文字、漢字を使った「障害者」を使用することになります。

ただ、いわゆる福祉の現場におきましてといいますか、特に福祉等の現場におきまして、パンフレットその他で施策説明をする際等については、そういうやさしい表現といいますか、相手にとってわかりやすくやさしい表現を使った方がいいような場合には、現場では表音文字である「障がい者」ということで使用するような形にしております。

ただ、基本はあくまでも、表音文字はわからなくなりますので表意文字、いわゆる漢字が一つの言葉としての意味をなすということが基本になりますので、法律の方が変わらないうちは基本的にはすべてをそのような形で使用するような形にはならないかと思っております。そういうようなことで今運用しております。

それから、監査委員の関係ですけれども、今御指摘のとおり、自治法の中に監査委員の除斥、監査執行上の除斥ということで199条の2に規定があるわけでありまして。当然これに該当するものについては、具体的にその際に判別をして監査をするということになります。監査委員は二人おりますので、そういうことで、そういう場合にも監査の執行上は支障はないというふうに今のところは考えております。以上です。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 指標の関係ですけれども、それぞれ四つのことはわかりました。したがって、特に4番目の350%以内だということに言われましたけれども、分母と分子の数字を教えてくださいというふうをお願いしたんです。

そして、もちろん室長の答弁でもありましたけれども、はっきりどこまで入れるかというのが極めて今流動的というか、はっきりしない部分あります。

私どもこの前仙台で研修受けたときには、マイナスという負の部分は計数をみな積み上げてというふうなことを言われたわけでありますけれども、この前財務室長ともいろいろ話しして、例えば開発公社の債務負担なんていうのは、どうなるんだべねという話がありました。大幅な黒字ありますけれども、そういうふうな部分で、実際開発公社だって簿価なのか実勢価格なのかというので、億の銭なんかちょっと違ってくるといふような問題もありまして、そういうふうな部分で、350%以内というふうなことでありますので、分子と分母、分母と分子の数値を教えてくださいたいと思います。

それから、「障害者」というふうな部分の表記の使用の関係でありますけれども、今課長からわかりやすいように、もちろん法治国ですから法律や何かの部分というのはそうです。

県はこのように出しています。除外、平仮名を使わないものとして、法令名、法定の制度の名称、その他機関の名称など固有の名詞、人の状態をあらわすものでないもの、というふうなことになっています。それから、その理由としては、「障害」の「害」という漢字の表記については、害悪、公害などの負のイメージが強いため差別、偏見を助長するという考えがあり、障がいのある方々や御家族、関係団体の皆さんから、自分や家族を呼ぶのに対して「害」の字が使われていることに大変遺憾だと、残念だといふようなことが出されているというふうなことで、それに配慮した形の中でしています。

わかりやすいからとか何かでなくて、法律や何かはもちろん課長の言うとおりにしかたないけれども、こういうものをきちっと寒河江市でも基準的なものをつくって対応しないという、それぞれの課、係でなかなかまちまちだと大変なのかなというふうに思いましたので、ぜひ検討していただきたい。県のやつなどをも参考にさせていただいてやれば、非常に職員の皆さんもやりやすいのではないかとこのように思いますので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

それから、監査委員の関係でありますけれども、明らかに2名の監査委員がいるから大丈夫だといふふうなことでありますけれども、代表監査委員、そして、例えば企画調整にかかわる部分で住民から監査請求が出た場合には、代表監査委員がそれに入れられないというふうな形になります。そうした場合、議選の監査委員が1人で監査をしなければならぬ。そうしたときに、今度監査委員は合議制といふふうなことからすれば、1人で監査して、代表監査委員がいない中で監査してそれでまとめるという、1人の意見でまとめるということが制度上可能なかどうか、この点を再度お聞かせをいただきたいと思います。

あと、木の下の関係の債務負担行為については今後検討というようなことですので、ぜひ検討していただきたい、このことをお願いをしておきます。

以上、2問目です。

伊藤忠男議長 川越議員に忠告しておきます。財政課長ではありませんので、室長です。

川越孝男議員 失礼しました。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 将来負担比率の分子と分母ということがありましたので、お答えいたします。

分母につきましては、標準財政規模を基本として計算することになっておりまして、78億7,000万円というふうに見込んでおります。分子については、一般会計の地方債現在高227億3,000万円とか、

あるいは、一般会計以外の会計への繰出金関係の下水道とか、病院への繰出金関係の数値が138億円とかありますけれども、それらを全部足しますと、分子が227億2,000万円というふうに見込んでおります。先ほどの分母で割りますと、288.7%というふうに見ております。

ただ、先ほどもありました債務保証とか損失補償については具体的にどの部分を入れるかというのが出ておりませんので、仮に土地開発公社への債務保証37億円すべてを、それから木の下土地区画整理組合への損失補償3億円すべてを入れたとしましても、分子が267億2,000万円となりまして、350%以内というふうに見込んでいるところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 「障害者」の表記の原則は先ほど申しあげたとおりですが、いろいろ県とか他市町村等でいろいろ時代とともに変わってまいりますので、そういうことについては何もこだわるものではありませんので、いろいろ検討を進めたいと思います。

それから、監査委員の件であります。当然4月1日から総合政策課長が就任するというので、具体的には総合政策課にかかわる分の監査は除斥されるというふうな形になります。

ただ、監査委員制度そのものが複数の制度になっているのは、除斥の制度そのものが、本人ないしは自分の親族等のかかわる事件そのものは当然除斥になるわけです。そういうことから、そういう場合には残った1人の監査委員がすべて監査を代表すると。

あと代表監査委員の職務についても、代表監査委員がいろいろなことがあった場合には、当然職務代理的な形で他の監査委員が監査委員会を代表してすべて当たるわけありますので、そういうことについては何ら支障がないと、そういうような形の制度になっておるところであります。以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 私、先ほどの質問の際に「財務室長」というところを間違っ「課長」と言いました。訂正させていただきます。

それから、監査の関係で、もちろん除斥になれば、2人のうち1人除斥になれば1人で監査するというようなこととなりますけれども、合議制というふうなことからしても、1人でも意見書はみなまとめて差し支えないというふうに理解をしていいわけですね。その分だけ再度お答えをいただきたいというふうに思います。

あとは、予算特別委員会の中でお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 二つほど、お伺いをしたいと思います。

一つは、今川越議員からもありましたけれども、木の下土地区画整理の損失補償の点についてです。

この損失補償ということに至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つは、道路特定財源のことが今国会の中でも大きな争点になっておりますけれども、寒河江市の場合、道路特定財源というものがどのような形で入ってきているのか。そして幾らくらいになっているのかお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 都市整備室長。

犬飼弘一建設課都市整備室長 お答えいたします。

木の下損失補償の件についてでありますけれども、金融機関の方では、不良債権問題などから金融庁や農林水産省の資産の査定が大変厳しくなり、担保が十分でない個人や民間への融資については、

貸付額に見合う貸倒引当金を積み立てるように指導されているようであります。したがって、金融機関としてはその引当金は費用として計上され、収支が悪化する要因となることから貸し出しを渋る結果となり、区画整理組合では事業資金の融資を受けるのに大変苦慮している現状になっております。

このようなことで、木の下土地区画整理組合から市に対して損失補償の要望が出されており、また、組合に融資している市内の金融機関と農協の連名でも要望書が出されております。

市としましては、土地区画整理組合が資金の融資を受けられなければ、区画整理事業を遂行できなくなってしまうというふうなことから、組合をバックアップしていくために損失補償をしてまいりたいということでございます。以上です。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 道路特定財源がどういう形で入っているのかということでございますが、市の方には、自動車重量譲与税、これで、20年度予算で1億2,000万円を見込んでおります。それから地方道路譲与税、これについては4,000万円、それから自動車取得税交付金、これは6,800万円を20年度予算で見込んでおります。

それから、直接入る分ではないんですが、国の補助金という形で地方道路整備臨時交付金を予定しております。下釜山岸線の整備事業、それから西寒河江駅谷沢線の整備事業、これに係る補助金でございますが、1億7,545万円を20年度は予定しております。以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 木の下のことについては、財源が不足して、財源が得られなくてその後の工事が進められないからということで損失補償を要求されたというようなことでございますけれども、この損失補償というのは、もしも万が一という場合の補償ということでされているのだというふうに思います。ですから、この万が一ということが起こらないという保証はないと思います。ですから、そうなった場合にどうするかという問題が一つあると思います。

それは、市民全体がそれを負担しなければならないという問題が出てくるというふうに思います。ですから、これは財源不足になって大変だということとはよくわかるんですけども、それでもそういう困った、困ったということが起こって次々とそういうことをしてしまったのでは、今回このようにして前例をつくってしまったということになれば、後々までそう事態が発生してくるのではないかと、いうふうに思うわけです。

ですから、やっぱりこれは組合自体が努力をするとともに、市でもそれを、保留地をまず売らなければならぬということだと思っております。保留地がなかなか売れないということが問題あるんだと思いますけれども、その売るための手助け、売れるための手助け。例えば買った人に寒河江市がそれなりの補助をすとか、いろいろなことが考えられると思うんですけども、やっぱり損失補償という考え方の前にやるべき手だてがあるのではないかと、いうことを思いますけれども、その件について市長の考えを伺いたいと思います。

それから、道路特定財源についてですけども、道路、これからつくる山岸下釜線とかいろいろなところに補助金として入ってくるということが大きいのかと思いますけれども、それでも、この財源がないと予算が立てられないというようなことを言っているところもありますけれども、そういう状態なのかどうか。

あと、道路特定財源というのが道路以外、そういうものにも使われているのかどうか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この前の施政方針でも申しあげましたように、木の下土地区画整理事業というものを大きく取り上げておるわけございまして、御案内のとおり、木の下事業はまちづくりの一環でございます。したがって、組合施行ではやっておりますけれども、市全体として取り組まなくてはならないところのまちづくりそのものだろうと、このように認識してこれまでも進めてきたわけでございます。

そういうわけで、組合が実施しているところの事業あるいは運営等々につきましては、市としましては大変な援助なり支援と、あるいは指導というものをやっておるわけございまして、そういう中で今回の損失補償というものを議会にお願いしておるわけでございます。

組合自体といたしましても、事業の執行につきましては万全の、そして役員初め組合が総力を挙げて取り組んでおるわけでございますので、議員がおっしゃるように、万が一というようなことをおっしゃいましたけれども、万が一というのはどこにでも何でもないわけではないと思っておりますけれども、保留地処分等々につきましても十分なPRなり、あるいはそれなりの手だてをもって取り組んでおるわけでございますので、市といたしましても協力を申しあげておるわけでございます。

非常に金融機関から、先ほど担当から話しましたように、もしものことがあった場合には金融機関も非常に苦しい立場にあるから、何とか市でも損失補償という一札を了解してくださいと、こういうお願いが来ておるわけでございますので、先ほど申しあげましたように市の大事業として、市のまちづくりとしてやっておるわけでございますので、今回提案申しあげておるわけございまして、市と一体となってこの事業を成功させるように努力しなくてはならないと、このように組合の方にも常に申しあげておるところでございますし、市としてもそれなりの努力を傾注しているところでございます。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 道路特定財源の関係で、下釜山岸線などの補助金が来なくなった場合の対応ということでありますが、先ほど申しあげましたように、二つの路線で1億7,500万円余りの補助金、55%ですが、その金額を予定していますので、もしそれが来なくなるとなれば一般財源で対応するということはかなり難しいことかなというふうに思っております。

それから、特定財源をそれ以外の道路以外に使われているかということですが、寒河江市では市道整備、それから側溝、舗装、そのほか除雪、そういったものをやっておりますので、先ほど申しあげました特定財源以上に使われているというふうに思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 木の下損失補償についてですけれども、やっぱり寒河江市の大きな事業だからそれを支援していかなければいけないというふうな市長のお考えはよくわかりますけれども、それでも、今後またこのような事態になった場合に、ほかの事業なんかですね、組合とか、そういう民間の団体でそういう事業を行って損失補償というようなことが起こった場合に、今回そういう前例をつくってしまえば、また次々にそういうことが起こり得るのではないかと思うわけです。

こういうことについては、やはり市民の税金で行っているわけですから、それはやっぱり慎重に行

うべきではないかということをお願いしておきたいと思います。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 光ファイバーの件でお伺いしたいと思います。

国は、さきにe-Japanということでインターネットをかなり全国的に網羅するような制度を戦略的に設けましたけれども、広域が、余り広い市町村にはそれが反映されていないのが今の実態です。ところが、この寒河江市でも部分的に、相当部分的にですけれども、非常に網羅されていないので何とかということを要望されております。この光ファイバーの加入者系のケーブル整備はどのような今進行状況なのか、1点伺いたいと思います。

情報ボックスなどは、事業者系のボックスは相当網羅されております。田代幸生まで網羅されておりますけれども、加入者系が非常に寒河江市全体でもおくられているので、その実態、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、民生費の関係でありますけれども、今保育所の通園バスに関してなんですけれども、非常に耐用年数をはるかに超えているような、平成元年あたりに購入した車両が今現在走っております。そういうことでその走行距離なども見ますと、最高で20万キロを超えるようなそういう実態もあります。今回、特に、19年度末というか2月あたりに、この保育所の通園バスにかかわるいろいろな今後のあり方について、具体的に保護者に説明を行った経過がありますけれども、これらの具体的な今後の取り組み、あるいは車両の更新、具体的にどうなるのかお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、農業政策ですけれども、今回佐藤市長の市政運営の中で、非常に中核農家で大分頑張っているのを観光と農業振興を前面にアピールしてきた1年だったという表現になっておりますけれども、実際その効果が今農家には見えていない状況であります。

そして、特に昨年度は、さくらんぼとか米の品質なんかは相当向上してよかったんですけれども、ことし新しいブランド化に向けてつるり芋の里芋の新ブランド化なども検討されているようですけれども、昨年は非常に大豆は品質も悪くて非常に問題があったし、あと米価などもかなり価格が引き下がって、非常に農家は大変な状況になってきております。

そうした中で、今の寒河江市の農林水産の事業費が2億6,000万円ぐらいで、この数字というのは30年前ぐらいの数字なんです。ですから、この中で、この数字の中で新たな振興策がほとんど網羅されていない今の実態であります。今回は特に、紅秀峰に対して雨よけテントの補助なんかは対策とりましたけれども、そのほかは国や県の制度を活用しての事業だけにとどまっております。

今農業政策が非常に大きな問題になっている中で、意欲が出るような新たな政策というのが展開されていないんですけれども、これらのことについて、市長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 光ファイバーの加入者系の寒河江市におけるサービスを受けられる地域、どのようになっているかというふうなことかと思っておりますけれども、お聞きしますと、西部地域の方がまだ光ファイバーの恩恵を受けることができない地域というふうなことになっておるようでございます。

過去にでございますけれども、光ファイバーの前身であるADSLが敷設された、いわゆる通信網として出てきたときでございますけれども、そのときもある一定の地域についてはその恩恵を受けられないというようなことがあったんですけれども、地域の要望を通信業者の方につなぎまして実現し

たというふうなことがあります。

今回の光ファイバーについても、私どもにおいでになるNTTですね、そちらの方々の方には寒河江市の方の今の通信可能なエリアの拡大に向けては、折に触れてお願いをしておるところでございます。

それから、西村山総合開発推進委員会の西村山全体の要望といたしましても、この光ファイバーは基本的なインフラというようなことになっておりますので、西郡のほかの町からも、国道とか県道とかそういう幹線道路には国、県の方で主体的になって光ファイバー網を敷設してくださいよというふうな要望を、19年度の総合開発の要望としても挙げております。これらについても今後継続をして関係機関、関係団体、会社の方には要望してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 農業は、寒河江市におきましても主要産業の一つでございますから、その振興を図るということは当然でございます。そういう中で、20年度の予算にもそれなりの対応はしておるつもりでございます。

また、予算額が余り伸びないのでないかというふうなお話でございますけれども、農業におきましても投資的な経費というふうなものが、基盤整備というのがあるわけでございます。そういうものが少なくなれば比率としては下がってくるだろうと、このように思っております。

農業をやる方、特に専業として取り組まれている方の意欲を十分に発揮されるような形での農業というものがやはりやられるように、そしてまた、それが寒河江市の産業全体を引き上げる、あるいは観光農業等も含めてそういう引き上げるということもしなくちゃなりませんし、寒河江を県内外にアピールするという意味も必要だろうと、このように思っております。

そういう意味におきまして、一つの例として、先端的な事業のイベントなりとして取り上げたのが紅秀峰なり、あるいはつるり芋でございますけれども、農作物は自然とそれから技術ということとの関係が、非常に私はあると思っております。ですから技術、自然に負けないような技術というものを開発していかなくちゃなりませんし、天候に左右されないところの技術を開発していかなくちゃならないと、このように思っております。それにおきましては、関係団体と密接に連携をしながら技術の開発、そして自然に左右されないような農業というものを確立していかなくちゃならないと、このように思っております。

それから、御案内のように農業はかなり、かなりじゃなくて、国の農業政策とのかかわりというのが非常に強うございまして、生産調整とそれから米価の低落と、こういうこともいろいろ取りざたされておるわけでございますが、ですけれども、国の政策に引きずり込まれて農業が衰退するというようなこと、あるいは伸びないというようなことのないようにしていかなくちゃならない。そういう意味での寒河江市独自の農業政策というものも考えてまいらなくちゃならないと、このように思っております。そういう意味でのいろいろな施策をとっておるというように御理解いただければと思っております。

農家の方におきましては、どうも国の農業政策が非常に変転極まりないと、簡単に言えばころころ変わると、それで追いついていけないと、こういうような声があるわけでございますが、寒河江市としましては、国の政策もさることながら市独自の政策というものをとりながら、そして農業に励む方

が十分収入も得られて、そしてまたそれが観光初め、あるいは農業全体の底上げにプラスになるようにと、このように願っての施策をとっておるところでございますので、よろしくお願い申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 保育所の通園バスについての御質問にお答えいたします。

御案内のように保育所の通園バスにつきましては、一番先にしばはし保育所に52年開所以来、各保育所が開所した時点で地元からの寄附で通園バスを運行してきた歴史がございます。その後は、更新時は市が市のバスとして購入して対応してまいりました。ただいまありましたように、走行距離を見ますと、5台あるバスのうちかなりの距離を走っている車もございます。ただ、大事に丁寧に活用してきたこともありまして、それぞれ定期点検等、運行に支障ないよう、安全性を確保しながら運行しているというような実態でございます。

ただ、途中、延長保育やら、また利用者の子供の数の減少などもありまして、運行に関しては地元の運行委員会に委託して運行しておりますが、それに対して市からの補助金を補てんしながら運行をしているというような状態でございます。

そんなことで、近々運行委員会といろいろな意味で今後の通園バス等のことについて話し合いをしながら、一つは朝夕の通園バスの役割というのもございますし、また、各保育所の園外保育時での活用ということもございます。そんな意味で5台の保育所の通園バスがございますが、それを今後どのような形で管理しながら、どのような形で利用していくということも含めて、十分検討する機関をまず持ちながら、今後のこととして考えていきたいというふうに思っているところです。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 インターネットの光ファイバーの整備が、非常に西部地区おけているというような実態でありますけれども、住民から相当作動するのに遅いというので、地域格差が余りにも大きいということで、ぜひこれ国や県、そして事業者に対して強く改善を促進するように求めていただきたいと思っております。

それから、農業振興策ですけれども、ある程度農産物をPRとか、あるいは販売に全力尽くすというのは建前でしょうけれども、具体的に、実態として今なかなか国の制度が、市長も言うとおりの制度が変わって、農家もどういう方向性を持ってやっていけばいいのか非常に問題視しているところあります。

特に米の場合、昨年度は非常に米が、米価が下がったことによってそのショックもありまして、非常に先行きが、見通しが立たない今の実態であります。

ただ、今回3月までに締め切って、転作に対しての特別な緊急対策事業を展開しましたけれども、この事業に対して加入する農家も非常に今少ないんですね。これやっぱり10アール5万円と言いますけれども、5年間いろいろ事業受けることによって拘束される、そういう問題もはらんでいて、なかなかそういうところにも入っていけない。そして転作するにやはり作付する、奨励できるような具体的なものを寒河江市としてある程度展開していかなければ、やっぱり転作もできない実態です。それによって耕作放棄地なども非常に大きくなっておりますので、この辺の対策をやっぱり具体的に進めていただきたいと思っております。

あともう1点、きのうの新聞にもありましたけれども、東北農政局が出した「米の作りすぎはもっ

たくない」という、こういうポスター掲示するよというこで、各市町村、農協あたりに出してきておりますけれども、これについて佐藤市長はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それと、スクールバスの関係ですけれども、具体的に地域にいろいろな今後の検討策を投げかけましたけれども、どのように具体的にすればいいのか全然見えないというような話なんですね、説明を受けましたけれども。だから具体的に、バスを購入して、じゃこれからこういう形で運行してくださいとか、そういう目標がなくて、全部スクールバスの運行についてどうするのかとか、どうしてもらいたいのか何だかというのは全然話が通じないというような保護者会からの話であります。

ですから、20年にかけてその検討策は審議される内容でありますけれども、具体的に寒河江市としてこの通園バスをどのような形で購入し、どのような形で運行を希望しているのか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 米づくりを何かもったいない、つくることが、極端な表現で言えば悪いことだというようなイメージを与えるような広告というか、チラシを配布することを国の方では考えたようでございますけれども、どうもそのチラシについては私もちょっとクエスチョンを持って考えた対応をしなくちゃならないかなと、こう思っております。

結論から申しあげれば、私が会長になっておるところの農業推進協議会というのがあるわけですが、それには農協を初め各種団体の方々が入っておるわけですが、私としましては、その推進協議会の会長といたしましては、このチラシは協議会として配布したくない、配布しないと、こういう考えで臨みたいと、このように思っております。

はっきり言って、一生懸命に米づくりに励んで、結果として非常に米価が低落している。そして一方では、うまい米をつくれと、こういうふうにいながら、生産調整が進まないのは農家のせいだみたいなことを言われて、それでは農家も全く心情的に非常におもしろくないといいますが、苦しい立場に置かれるようになっておると、このように思っております。

そういう中で、そういうチラシをどうのこうのと国が考えたようでございますけれども、そういう表現の仕方というのは私はどうも、農家の受け取り方として、私としても受け取り方として好ましくないと、こう思いますので、そういう扱い方に私はしていきたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 保育所の通園バスのことですが、先ほどお答えしましたように、これまで運行してきた長い歴史を踏まえての今の形態があるわけでございます。

そんなことで、今年度当初からのあり方を急激な変化をもたらすということでは、なかなかこれまでの形態を一気に崩すこととなりますので、先ほど言いましたように、まずは保育所で5台今保有しているわけですけれども、その朝夕の送迎にかかわる通園バスの活用、それから、さらには保育所ごと、園外保育での活用などもあるわけです。七つの保育所のうちに五つの保育所に通園バスがあるわけですので、全体としてどのような管理のあり方、それから有効利用のあり方がいいのか、それを踏まえてこの1年かけてぜひ検討して、地元の各運行委員会とも協議を重ねて検討してまいるのが今の考え方でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 では、このポスターはやっぱり東北農政局ですか、これらに返還するような形を求め

ていただきたいと思います。

それと、なんか今の通園バスの関係ですけれども、運行に関してはこれまでどおり通園のほかに、あるいは園外保育だの、そういう形では使用してきたわけですけれども、実際これ、保護者の費用の負担とかそういうのはらんでいるのではないかと思いますけれども、そういうことではないんでしょうか。

あと、利用者率なんかも見ますと、地域によっては70%あるいは50%の保護者しか利用していない、そういう実態もありますけれども、そういうことで、いろいろな矛盾があることによって、運行バスを廃止するのではないかというような保護者もあります。そういう心配をしているのですから、もう少し具体的に中身がわかるように説明をお願いしたい。せっかくこういう懇談会して、何を目的にしているのか全然見えない。これまでの計画とほぼ変わらないような説明会をなぜしたのか、ちょっとわからないんですね。だから、その辺の苦情が保護者会からも出ておりますので、そこらを鮮明に見えるようお願いしたいんですけれども。

伊藤忠男議長 議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。那須議員。

那須 稔議員 水道事業会計について、1点お聞きをしたいと思います。

水道事業会計の中で有収率についてお聞きをしたいと思います。

有収率については、ここ数年、十年来80%から82%、18年の決算を見ても82.6というようにそれほど高くない傾向にあるわけでありましてけれども、その辺有収率、四拡の方でもこれ有収率の向上ということで取り組みをしていらっしゃるわけでありまして、現在のところ有収率、どのくらいの目標になっているのか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、この有収率の向上についてどのような手だてを、考えをされているのか。四拡の方でも、

例えば鋳鉄管の入れ替えとか、あるいはビニール管の入れ替え等々をしながらその有収率の向上に向けて取り組んでおられますけれども、今回のこの予算の中でどれほどこの辺の取り替えを考えているのかお聞きをしたいと思います。

それと、地震といいますか、日本は地震の国でありますけれども、その辺水道はライフラインということで、地震があった場合に当然水道がとめられるということもあるわけでありましてけれども、その辺の地震対策、配水管についての地震対策、どういうふうにされているのか。

3点、お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

荒川貴久水道事業所長 それでは、お答えいたします。

まず、第1点目の有収率についてでございますけれども、目標としている有収率は、第四次拡張事業で完了年度目標が87%を目標にしております。また、18年度決算では82.6%ということで、四拡の年次別の計画からしますと1.3ポイントまだ下回っておりますので、この第四次拡張事業の計画をクリアするように努力をしてみたいと、こういうふうに考えております。

あと、有収率の向上対策についてでございますけれども、まずは漏水箇所の調査、これまでも実施してきていたのですが、漏水調査を継続してやっていきたいと思っております。地表面にあらわれる漏水はわかるんですけども、地下浸透している部分も大分あるようでございますので、この漏水調査を継続して行って、発見をし、そして修繕をしていきたいと、こういうふうに思っておりますし、また、漏水箇所が多発している場所などを優先にしまして老朽管の更新を進めていきたいと、こういうふうに思っております。

まだまだ寒河江市の方にはビニールパイプがございまして、全体の延長の35%ほどビニールパイプが埋設されております。これらのいわゆる布設替え、これらが有収率を向上させるのではというふうに思っております。

あと、水道管のいわゆる本管の耐震の取り組みでございますけれども、第四次拡張事業の着手と同時に配水管の口径150ミリ以上については離脱防止、いわゆる抜けにくい管を使用してきました。しかし、その後、頻発する地震に備えるために150ミリ以下についても、平成19年度から全面採用して布設、布設替えを実施している状況にあります。以上でございます。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 有収率につきましては、四拡の最終年度、平成26年になるかと思っておりますけれども87%を目指すということで、現在についても1.3ポイントほど低下をしているというような説明がありました。

そして、これは先ほども所長からありましたけれども、有収率向上のためには漏水調査、これが一番早い手当てだと思っておりますが、なかなか上がらないという原因は、その漏水調査と、それから、効率よいビニール管とそれから鋳鉄管の入れ替えの更新が思うようにいっていないということに原因があるのではないかと考えております。

ですから、そういう意味では、漏水管の調査についても、たしか石綿管調査の際にも各市内5ブロックに分けてその漏水調査をきちっとやりながら、その漏水調査の多いところから石綿管の更新などをやったということもありますから、その辺、四拡の中でも有収率を上げるためにはその辺のところをきちっと計画を立ててやるべきではないかということを考えております。

それともう1点は、ビニール管の入っている地域についても、当然ビニール管というのは漏水の第一原因になりますから、その辺のところ、先ほどあったように30%というような、まだまだこれから更新をしなければならない地域もあるので、その辺を計画を立てながらやるということが1点あるかと思えますけれども、その辺、どういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

荒川貴久水道事業所長 まず、漏水調査の計画でございますが、議員がおっしゃられましたように、毎年水系ごとに漏水調査を進めております。そういった計画をもって漏水調査を進めておりまして、あと更新計画につきましては、やはり先ほど申しあげましたけれども、漏水が多い箇所から優先し入れ替えをしております。

また、その有収率が低下している原因がビニールパイプにあるのではないかというようなお話もございました。私どもの事務所の方でもいろいろ考えますと、やはりビニール管、昭和40年から50年代の拡張時に入れましたビニール管ですけれども、ビニール管は耐食性にすぐれておりまして、軽量で接合も容易だという反面、衝撃や熱に弱く破損しやすい欠点がございます。こういったことから、できる限りビニール管をとにかく布設替えしていこうではないかというようなことで取り組んでいるような状況にあります。

本市内には約300キロの水道の本管が埋設されております。耐用年数からしますと、1年間に5キロないし6キロぐらいの入れ替え工事などを進めていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 特に、やはり有収率を上げるためには、先ほどあったようにビニール管の更新とそれから漏水管の調査、これは本当に大事な点になるかと思えますので、その辺は効率よくやっていただきたいと思えますけれども、特に、今のところ水道系については非常に良好だというような方向でありますけれども、その漏水、やっぱり87%というような目標があるわけですから、それを効率よくやるためにも常に計画性を持って取り組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思いません。

伊藤忠男議長 議第21号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2点お尋ねします。

私も今まで格別問題意識を持っていなかったんですが、今回のこの条文を見て、「寒河江市長」という表現がされています。それで、地方自治法では、139条で知事及び市町村長ということで、都道府県に知事を置く、2項として市町村に市町村長を置くというふうになっているんですね。したがって、市の長は市長という形でなっているというふうに思うんです。そうしたときに、「寒河江市市長」というのが適切なのではないか。

特に今回、副市長の場合などは明確に「寒河江市副市長」というふうになっています。県なども山形県の知事というふうに、県の長は知事、市町村の長は、村であれば村長、町であれば町長、市であれば市長というのが長の肩書だというふうに思うんです。そういうふうなことからすれば、「寒河江市市長」というのが自治法上正確ではないか。

ただ、これも、そうでないと「寒河江市長」になるんですね。寒河江市の中には寒河江という地域もあります。したがって、この辺について、法令上そうでないというふうに何か別なことがあるのか

どうかもわかりませんが、ちょっと疑問になったので、よそではさまざまな文書にはそういうふうになっているところもありますので、ぜひそのことについての、これでいいんだというふうになっているのか、あるいは、もしあれであれば検討していただいて、今後整理をしていただきたいというふうに思ったことが一つです。したがって、今回いろいろなものにすべてかかわってくるわけでありまして、ちょっと疑問に思ったので、お尋ねをしたいと思います。

それから、今回改正されますけれども、それでこれまでというよりも、去年の4月の市会議員の選挙の際、選挙管理委員会で公費負担の手引きというものがつくられまして、そしてその中で、「選挙運動用自動車使用に関する契約書」のサンプルなどが示されました。

ところが、選挙ですから必ずしも1週間戦うというふうなことではない場合もあります。無競争の場合には1日で終わりという、今の選挙制度上、公職選挙法上、なります。そうしたときにあのサンプルの契約だけだというと、金額1日掛ける日数というふうになっていますので、後で、これは候補者と業者というか、そこで契約をする。そして、それを今度市の方に届け出して、市に業者の方から請求するというふうになるわけですが、やはりトラブルを避けるという意味からも、手引きの中にはそういうふうな点での、1日で終わった場合のことをも想定した事項なども盛り込んでくださる内容にしてくれた方が、サンプルとしていいのではないかと、適切ではないかというふうに思いましたので、この辺についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点お尋ねします。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 それでは、お答え申し上げます。

初めに、いわゆる名称の問題ですが、正確には把握しておりませんが、やはり行政組織と組織の職名とをあらわす場合、文字が重なるときは重なる文字を省略して簡潔に表現するという慣習といいますか、そういうものがあります。

特に、市町村の制度についてはもう明治時代といいますが、かなりの長い年月が経過しておりますので、そういう時代からそういうものが定着しておりますと、後で法律ができたような場合には、そういう固有名詞的なものがもう定着している場合にはそれを尊重するような形の法律の使い方をする場合が往々にあります。そういうことから、いわゆる正確な理由はわかりませんが、こういう慣習が定着して、市町村の場合には、例えば寒河江市長、河北町長というような形の表記になっていると考えられます。

それから、二つ目の公費負担の契約書の問題ですが、選挙の公費負担は、事業者が候補者と事業者の契約に基づき選挙管理委員会に請求をしまして、選挙管理委員会では条例で定められた限度内の額を支払う制度であります。それで候補者と事業者の契約については、これはもちろん民法上の契約になるわけでありまして、選挙管理委員会が当事者でないの基本的には関与ができません。というより、事前にやはり当事者同士がよくいろいろな事例を研究して、後でトラブルを起こさないような契約書の中身を見て契約を結ぶのが基本であると思います。

ただし、先ほどお話がありましたように、選挙管理委員会でも要らぬトラブル、思わぬトラブルを引き起こすようなものについては歓迎しないところでありますので、今後、契約書の見本、サンプル等をつくる際にはその点についても考慮しながら考えてやっていきたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

柏倉信一議員 議第23号についてお伺いをします。

課制条例の第1条第2項、第2条第11項、すなわち会計課を削るというような議題になっているわけですが、その理由として、「会計管理者を設置することに伴い、その権限に属する事務を処理させる組織の設置について規則で定めることから」というふうになっておりますが、ここで言っているその会計管理者の権限というのは、具体的にどのようなものになるのか。

それから、その権限に属する事務を処理させる組織、その組織というのはどういったものを想定されているのか、2点について、まずお伺いします

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 それでは、お答えします。

権限でございますけれども、会計事務について、普通地方公共団体の会計事務をつかさどるというふうなことでございまして、

その会計事務の例示も自治法の中にあるわけでございますけれども、一つには、現金の出納保管、小切手の振り出し、有価証券の出納保管、物品の出納保管、それから決算を調製し、普通地方公共団体の長に提出すること等々があります。これらが会計管理者の職務の権限に入ってくるわけでございます。

それから、組織でございますが、自治法の171条の5項によりまして、今おっしゃられましたとおり規則で定めるというふうなことになりますので、寒河江市で言えば事務分掌規則ですね、そちらの方に定めるというふうなことになります。

それで体制でございますが、会計管理者兼会計課長というふうになるかと思うんですが、その場合の会計課が組織というふうになってまいります。会計管理者の下には補助職員というふうなことで、出納員とその他の職員が置かれるというふうなことでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 さすがに総合政策課長、歯切れのいい答弁、あと本議会で聞けないかなと思うと非常に残念なわけですが、収入役さん初め代表監査委員、6名の方が勇退されるということで、できれば私みんなに質問したいんですけども、御迷惑でしょうから、代表してもう少し総合政策課長にお尋ねをしたいと思います。

さっき、今の課長の答弁にもあったわけですが、課制条例の第1条の第2項というのは、地方自治法の規定に基づき、会計課に関する条例を定めてあるというような条項になっております。そして今の総合政策課長の答弁からいけば、これは会計管理者というのは収入役にかわる部分の仕事も当然かかわってくる。そしてまた、それを特別職ではなくて一般職として対応していかなきゃいけない。いろいろな意味で、非常に重要な案件かなというふうに思うわけです。

そういったことを考えますと、規則で定めるといよりは条例で定めるべきではないのかな、手続上問題あるとは思いません。思いませんが、物事の趣旨からいくと条例ということはお考えにならなかったのかなということが、第1点。

それから、規則ということは、我々議会には当然議会の承認を得なくていいという形になるわけですから、もうこれは4月1日から実施するというふうになっているわけなので、規則というものは

もう既に原案としてでき上がっているのかどうか。また、でき上がっていないんだとすれば、いつごろまでにその規則をおつくりになるつもりなのか。

もう1点は、これは要望という格好にしかならないと思いますけれども、今前段で申しあげたとおり、我々議会の承認を得る必要がないのが規則なわけですが、この件に関しては非常に重要な部分、今後の財政等々を議論する上で非常に重要な部分になるかというふうに思いますので、ぜひその規則というものを我々議会の方にもお示しをいただきたい。

以上の点について、答弁をお願いします。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 第1点の、条例を考えなかったのかというふうなことでございますけれども、この組織については、会計管理者の権限に属する事務を処理させるための組織については自治法で明記になってございますので、条例でなくて規則でというようなことを考えたところでございます。

それから、規則の案はでき上がっているのかというふうなことでございますが、そのほかにも市長の直近の組織というふうなものがあるわけでございますので、それらについては条例でとか、それからその他のものについては規則でというようなことがあるわけでございますが、今会計課だけでなく、会計課以外の部署についても事務分掌等の見直しについて、今御検討いただいているところでございますので、すべて案が整っているわけではございません。

それから、いつまでというふうなことでございますが、4月1日からは新年度に入るわけでございますので、3月中には、3月の二十五、六日くらいまでは何とか決裁をとりまして規則をつくり上げたいというふうに思っております。

それから、規則のでき上がったものについては議会の方にもというようなことがありますので、これについては、十分そのように対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対するは質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 寒河江市のまちづくり寄附条例の制定でありますけれども、寄附者が税の優遇受けられることになるわけでありまして、そのメリットというか、どういう内容になるのかお聞かせ

をいただきたいというのが一つです。

それから、二つ目、市民の方ともいろいろ相談してきました。意見も聞いてきました。善意の自主的な寄附は非常に歓迎すべきことなんだべというふうなことですけれども、この寄附によって行政の自立性が歪められるようなことないようにだけ注意しなきゃいけないべというふうなことで、どういうふうなことやと。これ、この寄附が呼び水になって、事業というか、大きく引っ張っていくとかというふうなこととか、あるいは地域の事業を進めるために寄附するべということで税外負担、いわゆる割り当て寄附みたいな形でなるようなこと、もちろん個人の善意の寄附はいいんだけど、そういうふうなことがないようにどういうふうな注意、配慮するのかわかり確認してほしいというふうなことがありましたので、お尋ねをしておきます。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 まず、寄附者のメリットといたしますか、そういうことだと思いますが、この制度そのものは平成20年の地方税制改正、その中で寄附金税制の改正が予定されておりました、そのための受け皿という形で制定するわけですけれども、寄附者のメリットとしましては、今までは寄附金については所得控除方式であったんですが、この制度、受ける方でのこういう条例制定をしておきますと所得控除方式でなく税額控除方式、そういうことになりますので、寄附者にとっても大変なメリットがあるんじゃないかというふうに思っております。

それから、制定による効果といたしますか、それについては寄附者が期待する施策への意向を反映していこうということでありまして、それが原因で、呼び水として町の活性化が図られればということは期待できますけれども、そちらの方に引っ張られるというようなことにはならないんじゃないかというふうに思っております。

それから、こういう制度があることによってまちづくりに対する市民の意識の向上といたしますか、どこに寄附するか、よその町にするか、あるいは寒河江市に寄附していただいても結構なわけですので、まちづくりに対する意識の向上などが図られるんじゃないかというふうに思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 今のことに関連してなんですけれども、何かこの基金をもとにして事業をしていくというふうになりますと、相当なお金が集まらなければできないのではないかとこのように思いますけれども、この寄附をどれくらい見込んでいらっしゃるのか。

そしてまた、この寄附を、善意の寄附として自主的に寄附をしてもらうだけということなのか、それともこういうことを募っていくのかというようなことでお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 寄附については、あくまでも自主的なものというふうに考えておりません。

予算的には、例年同様、寄附金については30万円しか見ておりませんが、実際こういう制度ができてどれくらいの寄附者がおられて、どれくらいの寄附金が集まるのかというのはちょっと想定できなかったものですから、例年どおりの30万円を予定しております。

あと、その事業によっては少ない金額でも事業できる場合もありますし、あるいは市で予定している事業にその寄附者の意向ということで、その分をかさ上げするといったこともあるかと思っております。

伊藤忠男議長 議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回の国保の条例改正の件なんですけれども、後期高齢者の制度に葬祭費を合わせていくと言いますけれども、国保は非常に高い負担で保険料が高くて非常に大変な状況の中で、最後までこうして負担をふやすということになるわけです、この引き下げは。

実際ひつぎ代ぐらいの単価になっていると思うんですけれども、今、実際ひつぎを購入しますと大体10万から200万円を超えるものもあります。ただ、紙のひつぎでさえ今7万5千円ぐらいするんですよ。そういう状況の中で、引き下げしてこういう取り組みをするのは、本来ならばもう少し高い方の水準に合わせる、それをやっぱり実施してもらおう今時期ではないかと思えますけれども、この引き下げについて具体的に検討する余地があるのか。

そして、この後期医療制度が今5万円になっていますけれども、これに対して新たに国保会計からとか市の負担で2万円を補てんする、そういう形にすることによってペナルティーとかなんかあるのかどうかお伺いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 お答えいたします。

まず、葬祭費のことです。葬祭費については、さきに健康保険法の改正時に、ほかの社会保険等につきましても健康保険法施行令に規定する葬祭料として5万円というようなことで位置づけられていたところでございます。そのときにはあわせて出産費の改正もございまして、寒河江市ではそれにあわせて、出産費は30万円から35万円にその時点で改正したと。ただ、大幅な医療制度の改正が20年にあるということで、それまで葬祭費については7万円のままで据え置きをしてきた経緯でございます。

ただ、このたびは新たに20年から後期高齢者の医療制度が発足するというので、その動向を見ていたわけなんですけれども、そちらも5万円というふうに規定してございます。

あと、県内、1町を除きましてほとんどの市が同じようにこの制度にあわせて5万円で改定を予定しているということでございますので、寒河江市におきましても、先ごろ開催いたしました国保の運営審議会でも協議をいただいて、このたびの条例改正の提案というふうになった次第でございます。

あと、先ほど後期高齢に出資しても割り増しの分にペナルティーあるかどうかでございますが、実際広域連合は、35市町村連合体で運営してございますので、単独市町村がそのような動きというものもまた考えにくいのかなというふうに思っております。ペナルティー等については別に確認してございません。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 やはり今後期高齢者の葬祭費が5万円ということでありまして、これに今の国保が7万円ということで、その2万円を負担している市町村もあります。さっき言いましたけれども庄内町なんですけれども、具体的にやっぱりこういう対策をとっている自治体もあります。ですから、そのことも含めてやっぱり条例を修正お願いできないかと思えますけれども。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 後期高齢者と国民健康保険との差があるわけでございますし、また、他市町等との絡みもございます。そういうわけで提案申し上げておるわけでございます。

亡くなったときの扱いを、やっぱり統一するというのがやっぱり順当な考えといたしますか、普通的な考え方になるだろうと、このように思っております。これまでは独自の施策としてやっておったわけでございますけれども、諸制度とのかかわり合い、そして他市町とのにらみ合いを考慮して今のようにしたわけでございますので、これを修正するという考えはございません。

伊藤忠男議長 議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第 2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 3 号及び議第 10 号から議第 20 号までの 12 案件については、議長を除く 17 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号及び議第 10 号から議第 20 号までの 12 案件については、議長を除く 17 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第 3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 21 号、議第 22 号、 議第 23 号、議第 24 号、 議第 25 号、議第 26 号、 議第 27 号、議第 28 号、 議第 36 号、議第 37 号、 議第 38 号
厚生経済委員会	議第 8 号、議第 30 号、 議第 31 号、議第 32 号、 議第 34 号、議第 35 号
建設文教委員会	議第 4 号、議第 9 号、 議第 29 号、議第 33 号、 議第 39 号、請願第 1 号
予算特別委員会	議第 3 号、議第 10 号、 議第 11 号、議第 12 号、 議第 13 号、議第 14 号、 議第 15 号、議第 16 号、 議第 17 号、議第 18 号、 議第 19 号、議第 20 号

散 会 午前 11 時 24 分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成20年3月7日(金曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課 財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 企業立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第3号

平成20年3月7日(金曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

- 伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
- 本日の欠席通告議員はありません。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

- 伊藤忠男議長 日程第1、これより一般質問を行います。
- 通告順に質問を許します。質問時間は答弁時間を含め一議員につき60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。
- この際、執行部におかれましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成20年3月7日（金）

（第1回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	「住宅用火災警報器」の設置義務化の対応について	①75歳以上の一人暮らしのお年寄り等を対象に購入から設置までの支援について ②「警報器」の共同購入による市民負担の軽減について	7番 木村 寿太郎	市長
2	白岩の「幟旗」について	今後の伝承と保存について		教育委員長
3	冬の市民生活環境改善について	道路消雪の促進と消雪場所の拡大について	8番 鴨田 俊	市長
4	木質バイオマス活用振興について	①19年度におけるペレットストーブ補助の結果について ②ペレットの原料への支援について		市長
5	成人式について	本市の成人式は現在8月に実施されているが、1月実施を検討することについて	3番 辻 登代子	教育委員長
6	国民健康保険について	①加入者負担についての見通しについて ②医療費分、支援分の案分率等について	14番 高橋 勝文	市長
7	トップセールスについて	トップセールスの考え方と20年度の計画について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	環境衛生について	浄化槽の保守点検と法定検査について	12番	市長
9	教育行政について	学校間の集合学習の基本理念と目標について	松田 孝	教育委員長
10	社会教育について	文化財保護事業について		教育委員長

木村寿太郎議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番、2番について、7番木村寿太郎議員。

〔7番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また多くの市民の要望を受け、通告してある課題について質問いたします。

通告番号1番、「住宅用火災警報器」の設置義務化の対応についてです。

11月、12月の天候を見ると昨年に引き続き暖冬になるのかと思われましたが、1月、2月には例年通りの積雪と低温が続き、なお一層の厳しい冬になりました。そしてこの季節の暖房には当然火が伴い、火災発生のおそれに結びつくわけです。

西村山広域消防の資料によると、昨年1年間の本市の火災発生件数が22件でありほぼ平年並みでしたが、そのうち13件が住宅火災です。特に、昨年は暖冬にもかかわらず、1月から3月にかけての3カ月間で過去にはない6件の住宅火災が異常発生し、3月には尊い2名の犠牲者まで出てしまいました。しかし、本市における今年度の1月からきのうまでの発生件数がゼロであり、市民の防火に対する意識の高揚であり、当局が市民へ火災予防の啓蒙運動の成果であると評価できるかと思えます。

また、県内では本年1月の1カ月間だけでも8名の犠牲者を数えており、そのうち4名が65歳以上の高齢者であります。犠牲者の方のほとんどが逃げおくれで、多くが寝室や階段で発見され、火災に気づかなかつたり、気づいてもたちまち広がり、襲いかかる炎や煙に逃げ場を阻まれたと思われま

す。万一、火災が発生した場合は早い段階で気づいて、初期消火や逃げおくれがないように避難することが大事であり、消防庁の統計でも、住宅火災の64%が逃げおくれによるものと数字に出ております。

2004年の消防法の改正で、住宅内での煙や熱を感知すると警報音や音声で火災を知らせる住宅用火災警報器の設置が義務化されました。2005年6月からの新築住宅に、そして2011年5月末までには既存のすべての住宅への設置も義務化されます。警報器には、煙式、熱式、火災とガス漏れを感知する複合型、耳や目が不自由な方にも音や光の出る補助警報装置などのいろいろな種類があるようです。

その先進国であるアメリカでは二十何年か前に義務化され、普及率は94%で、その二十何年かで火災による犠牲者が約半分まで減ったという実績があります。

生活意識や様式の大きな変化などにより共同体的な地域の連帯感がだんだん薄れ、町内会などの地域コミュニティが極端に衰退してきております。特に、本市においても高齢化もどんどん進んでおり、山間部や多雪地帯も多く消火作業が思うに任せない地域もあり、早急な対応が必要と思われま

す。そこで、市長に二つの見解をお伺いいたします。

一つ目は、2011年からの住宅用火災警報器の設置が義務化されるわけですが、今、本市には1月31日現在で、75歳以上の二人暮らしの生計を営む家庭は299世帯で598名、ひとり暮らしは428世帯、428名、高齢者だけの世帯は8世帯で21名、合計735世帯、1,047名がおります。

振興計画の基本構想の中に、安全で安心に暮らせる地域社会の実現を目指し、子供からお年寄りまでだれもが安全に安心できる生活を望んでおります。健康で安らかに暮らせる地域づくりを行って

く必要があり、自然災害を初め交通事故や犯罪被害など、日ごろから防災や防犯対策として多岐にわたった取り組みが必要であるとうたっており、財政の厳しい折ですが、3カ年計画を組みながらも住宅用火災警報器を早急に購入から設置まで、せめて75歳以上の二人暮らしやひとり暮らしの世帯にだけでも無償で設置する必要があるのではないのでしょうか。

県内他市では、1市だけが75歳以上のひとり暮らしの世帯への購入から設置まで実施支援しているようですが、本市の今後の計画と見解をお聞きいたします。

二つ目は、2011年5月末までという期限義務があるわけです。本市には現在約1万3,000近くの世帯があり、1軒当たりにしても、2階建てであれば、寝室、階段と最低でも2器の購入を義務づけられ、そのほかにも市営住宅や集合住宅を含めれば設置数は膨大な数になるかと思えます。

なるべく早い時期に、各世帯へのアンケート調査を行い、設置場所も天井などの高い位置ですから、お年寄りや女性の方には危険も伴います。警報器と取り付け工事を合わせた大量購入の入札制度を実施し、市民には少しでも単価を安くし、設置しやすいようにして普及を図ることが必要なのではないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

続きまして、通告番号2番でございますが、その前に、大沼教育委員長の就任、まことにめでとうございます。

個人的にも、青年会議所運動やPTA活動、ロータリークラブやライオンズクラブを通しての奉仕活動の四十年來のおつき合いであり、後輩としてお祝い申し上げます。

それが、まさか質問者と答弁者になるとは夢にも思わなかったのですが、教育委員長は常に前向きであり、個性あふれた性格は十分認識しております。誠意ある答弁をよろしくお伺いいたします。

それでは、通告番号2番、白岩の幟旗についてをお伺いいたします。

第5次振興計画の将来都市像を描く「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」という一大テーマがございます。本市にも後世に残したいさまざまな自然や文化遺産が数多くありますが、文化財の保護・保存を図り後々に伝えていくことが現代に生きる私たちの責務であると同時に、そこに住む人々がその地を愛する心、すなわち郷土愛をはぐくむことが大切であると考えております。

私たちの住む白岩地区は、長い歴史とすぐれた文化を有する町であり、地域のそこかしこに歴史の跡が息づいております。常に白岩地区全体が歴史の遺産であると自負しているところでございます。

そんな中、白岩地区には全戸加入しております「心の教育 めくもりの里しらいわ」という組織があります。その組織の事務局を中心に、今年度から始まりました市の歴史文化ふるさと回帰事業の支援を受け、白岩の116カ所に及ぶ名所旧跡を小冊子にまとめた本を作成中です。名称も「白岩ふるさと歴史探訪」と決まり、ハンドブック型で、全ページカラーの写真または絵がつき、100ページに及び、今月中にも完成の予定です。その創刊を地区民一同楽しみにしているところです。

その事業に対し当局より御支援を受けたことに感謝申し上げます。

そんな中、昨年11月に、市庁舎開庁40周年の事業の一つとして「白岩の幟旗」を2階のロビーに展示していただきました。たった3日間でしたが、来場者も約1,000名を超えたのではないかとお聞きしております。期間が短かったのがちょっと残念でしたが、その反響のよさにはちょっと驚いているところです。そしてそれにあわせて、昨年10月には白岩幟旗保存会も設立しております。

その歴史背景をひもといてみますと、江戸中期になると世の中が比較的平穏になり、一般商人もだ

んだん威勢がよくなり、物見遊山がはやり、上方ではお伊勢参りと熊野参りが大変繁盛いたしました。そのころ白岩地区は出羽三山参りの宿場町として栄え、1827年、文政10年になりますが、臥龍橋の完成でそれに拍車がかかり、ますます宿場町として繁盛したとのことです。

当時、白岩地区の上町、中町、新町の3地区には286軒の世帯が存在し、4分の1に当たる72軒がお土産屋さんや飲食店などいわゆる商いを営み、そのうち旅館は8軒しかなく、一夏で約15万7,000人もの参拝客が訪れ、旅館だけでは泊まり切れず、民家の玄関先にむしろを敷いてまで対応したとのことです。特に、月山にゆかりのある十二支の一つであるうし年には、一夏で10年分の荒稼ぎをしたという記録が残っております。それが明治時代の半ばまで続き、その名残で今でもこの地区には屋号が数多く残っております。

そして当時、白岩のイメージをよくしようと、春には雛祭りや花見、お盆には毎晩軒先に家紋入りの提灯を点灯し、通路を明るくし、冬には浄瑠璃を楽しみ、そして端午の節句には大通りに競って長い幟旗を立てたわけです。参拝者はもちろんのこと近郷近在の人々にとりまして、白岩の幟旗を見に行くことは大きな楽しみであり、幟旗の原点はそこから発信しているようであります。

その当時の原風景写真が、同じく昨年11月、市役所のロビーと一緒に展示され、当時としては珍しく、広く真っ直ぐな切り妻のわらびき屋根の住宅が建ち並び、その町並みの両側に見事に立てられた幟旗が写し出されております。

その後、県内では現存する最古の水力発電所である白岩発電所が1900年、明治33年に完成し、町並みには電柱が連なり、鯉のぼりの普及や、大正15年には三山電車の開通により通過地点になってしまい、宿場町としてはだんだん衰退してきました。

現在は、幟旗を上げる習慣もなくなりました。しかし、幟旗には絵柄として故事来歴を題材としており、幟旗を頼んだ当時の方が何を願い、何を託そうとしたかがい知る上でも貴重なものと思われる。私は全く絵については素人ですが、一堂に会した幟旗の展示を拝見し、その迫力に圧倒されたところです。

そこで幟旗について、保存や伝承について、以下、二つ質問いたします。

一つ目は、今保存会の組織は12名で、14本の幟旗を個人所有しているわけですが、それぞれ年数も大分たっており、保存の方法に問題があったのでしょうか傷みも激しく、外の風には当てられないような状態のものが多く、専門家、例えば東北芸術工科大学のようなところに依頼し、まずは補修や修繕をお願いすることが第一であり、その後の保存するために、例えば湿気と呼ばない桐箱のようなものによる整備などが必要であろうと思いますが、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

二つ目は、これも同じく専門家による図柄の背景をよく調査をしていただき、注釈を加え、写真も入った冊子にしてまとめて後々の記録に残してはと思うわけですが、このことについても御意見を伺いいたします。

今年度、第五次振興計画に基づいた歴史文化ふるさと回帰事業が発足したわけですし、教育委員長の前向きな答弁を期待し、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、住宅用火災警報器の設置義務化の対応についてでございます。

最近は、新聞、テレビのニュースなどで火災による犠牲者の発生が頻繁に報じられておりますが、全国の住宅火災による死者数は、平成15年に初めて1,000名を超え、平成17年には過去最悪の1,220名を記録するなど増加が続いております。これら住宅火災での死亡原因の多くは逃げおくれによるものであり、また死者の6割以上が65歳以上の高齢者であることなどから、今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災での死者の増加が懸念されております。

このような背景から、御指摘のように平成16年6月の消防法の改正によりまして、火災の発生をいち早く知らせ、迅速な避難や消火活動を促す住宅用火災警報器などの住宅への設置を義務化する新たな施策が実施されたものでございます。

この住宅用火災警報器などの設置に関する基準は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされております。このことから本市の場合は、西村山広域行政事務組合火災予防条例の適用を受けまして、各人が火災警報器などを設置しなければならないことになるわけでございます。

この条例によりまして、警報器等の設置場所は、寝室のほか、2階以上に寝室がある場合の住宅の階段、それから5室以上の部屋がある場合の廊下などが定められて、設置すべき警報器等の規格なども定められております。また、設置時期につきましては、新築住宅は、既に平成18年6月1日から設置義務が課されておりますが、既存の住宅は、経過処置によりまして平成23年5月31日までに設置することが定められております。御指摘のとおりでございます。

本市は、住宅用火災警報器などの普及を図る上では、第一に火災警報器など設置に関する制度の周知が必要という観点から、広域消防本部や消防団などとともに広報活動に取り組み、これまで数回にわたる市報への掲載や回覧などのほか、街頭でのチラシ配布や本市防災訓練や各地の防災研修会での実物を用いた説明などを行ってきたところであります。

次に、高齢者単身世帯等に対すところの住宅用火災警報器などの無償設置について申しあげたいと思います。

本市におきましては、既に老人日常生活用具給付事業といたしまして、65歳以上の低所得者の寝たきり老人やひとり暮らし老人などを対象といたしまして、火災警報機器などを設置した場合の補助制度を定めておりますが、御質問の75歳以上の方々などへの無償設置等についても、高齢者の生活安全対策のさらなる強化に向けて取り組む考えでございます。

それで、平成20年度は住宅用火災警報器に関する制度周知の徹底など普及活動を集中的に進めることとしておりまして、高齢者単身世帯の無償設置などにつきましては、これにつきましては平成21年度をめどに考えているところでございます。

次に、住宅用火災警報器の共同購入についてでございます。

火災警報器などは、住宅の所有者などが設置するものでございます。したがって、個人の所有物を行政が入札等により購入するということはできないものでありますが、一般に共同購入は安価に購入できまして、個人負担を軽減できるなどの利点から、全国的にも町内会や自主防災組織など地域

や団体等によって取り組まれております。本市におきましても、西根地区で消防後援会や町内会が地元の消防団の協力を得まして共同購入を実施して、107世帯に228個の住宅用火災警報器の設置を行っており、大いに参考とすべき事例であると思っております。

共同購入は、住宅用火災警報器などの普及拡大にも効果的な方法であり、今後、地域や各種団体等に対しまして、市や広域消防本部などが共同購入の事例や方法等についての情報提供を行うなどの支援を進めてまいりたいと考えております。

本市は、広域消防本部や消防団など関係団体と協調しながら、この住宅用火災警報器などの普及を推進するとともに、引き続き防火対策の基本である、一人一人が火災を出さないという予防活動を徹底してまいりまして、火災被害の防止に努めてまいる所存でございます。私の方からは以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

きょうは、私にとりまして、委員長として初めての議会答弁でありまして、先ほど木村議員からありましたが、大変長いおつき合いをいただいている木村議員からの初答弁ということでございまして、大変光栄に思っているところでございます。ふなれでございしますが、何分よろしく願います。

白岩の幟旗についてお答えをいたします。

御案内のように、今年度から新たにスタートいたしました歴史文化ふるさと回帰事業、これは地域の歴史、伝統、文化、生活等に係る市民の活動や事業に対し、事業に要する経費の一部を補助したり、アドバイスを施すなどさまざまな側面から支援を行う本市独自の事業であります。本年度は、「昭和30年ころの寒河江町並図刊行事業」など六つの補助事業、二つの記念事業を行ったところであります。

さて、記念事業の一つとして行いました白岩の幟旗展につきましては、昨年秋に設立されました白岩幟旗保存会の皆様方の御協力によりまして、11月1日から3日間、市役所2階ロビーの吹き抜けを利用しまして14旗の幟旗を展示し、多くの反響を得たところであります。本来ならもっと長い期間展示をしまして、より多くの人に観ていただきたかったというところであります。幟旗の安全性、一般来庁者との混乱を避けるなどの理由によりまして、3日間に限定をして開催となったものであります。

幟旗を、これまで何十年も大切に保存して下さった白岩の皆様には敬服するとともに、感謝の心でいっぱいではありますが、御指摘のとおり長い年月は幟旗を一部腐食させ、傷みの著しいものも見受けられました。

白岩幟旗保存会は、文字通り幟旗の保存と活用を目的につくられた団体でありますので、まずは保存会で幟旗の全体像を解明していただいて、保存に万全を期していただくことを期待するものでございます。保存のための修復や保管用の桐箱整備、陰干しの実施に当たりましては、歴史文化ふるさと回帰事業補助金の制度を活用するなどしていただければと思っているところでございます。

次に、図柄の背景の調査と冊子の作成については、必要に応じまして専門家に相談しながら、保存会と連携をして進めてまいりたいと考えております。さらには、なぜ白岩に幟旗文化が根づいたのか、その背景などの解明につなげてまいりたいと思っております。

このように保存会に期待するのは、地域の人たちが自分の住んでいる地域の歴史や文化をみずからの手で探り、理解することによって地域に対する愛着がはぐくまれ、そしてそのことが自信となって明日への地域づくり、ほかに誇れる地域づくりにつながることを大いに期待するからでございます。

歴史文化ふるさと回帰事業は、そういったことを目的とした事業でありまして、歴史文化力を通して地域力を高める事業でもあります。そういうことでありますので、これからも歴史文化ふるさと回帰事業を活用していただきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 前向きに端的に簡明にお答えいただきまして、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

最初に、住宅用火災警報器のことでございますけれども、これも、結論的には前向きに取り組むというような、大変明快な答弁をいただきました。そして平成21年度からは、高齢者を対象にその住宅用警報器についても設置について真剣に考えていただくというような、前向きにいただいたわけでございますけれども、やはりこれからというのはやはり広報活動そして啓蒙運動、そういうのが本当に大事になってくると思います。

ということは、やはり最大の難点は、個人住宅の防災対策はやはり自分の身は自分で守ることが大前提なわけでございますので、規則の内容が、やはり設置義務に違反した場合には罰則規定がないというところに一番難点があるわけです。その辺も十分考えながら、今度総務課でも十分な対応をしていただきたいと思います。そして、県内に誇れるような防災のまちとしては先進的な町、今の答弁をいただきましたけれども、本当に先進的な防災のまちとして県に誇れるようなまちにだんだん進んでいくんじゃないかと喜んでいるところでございます。

続きまして、第2問の白岩の幟旗についても簡単明瞭に、中身のあるお答えをいただきまして大変ありがとうございます。

教育委員長も今お話しになっておりましたけれども、やはりなんだかんだ言ってもやはり保存会が中心になるのは間違いないでしょうから、やはり我々もいろいろな運動しながら、それは地区民としても啓蒙運動、やはり広報活動しながらその保存というものに対する意識づけの高揚を図ってまいりたいと思います。

それから、その後にもまた五、六本が出てきております。それに対する注釈とかそういうものも十分考えていくことが必要だと思いますので、保存会を中心にいろいろなアドバイスを受けながら、そしてふるさと回帰事業の御支援いただきながら、保存会の意識というものを高めていきたいと思っております。

それから、今度白岩の種蒔ザクラの駐車場のところが確保されるわけでございますけれども、ぜひその場所にも幟旗を立てられるような、せめて五、六本ぐらいは設置できるような設備というものをぜひ考えてほしいものだと思います。そしてせめて桜の季節とか、やはり節句のときぐらいは何本か上げられるように意識を図っていただければ大変ありがたいと思いますので、そのようなことに対する御所見あればお伺いいたし、私の第2問といたします。

伊藤忠男議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 前向きに端的に簡明にお答えいただきまして、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

最初に、住宅用火災警報器のことでございますけれども、これも、結論的には前向きに取り組むというような、大変明快な答弁をいただきました。そして平成21年度からは、高齢者を対象にその住宅用警報器についても設置について真剣に考えていただくというような、前向きにいただいたわけでございますけれども、やはりこれからというのはやはり広報活動そして啓蒙運動、そういうのが本当に大事になってくると思います。

ということは、やはり最大の難点は、個人住宅の防災対策はやはり自分の身は自分で守ることが大前提なわけでございますので、規則の内容が、やはり設置義務に違反した場合には罰則規定がないというところに一番難点があるわけです。その辺も十分考えながら、今度総務課でも十分な対応をしていただきたいと思います。そして、県内に誇れるような防災のまちとしては先進的な町、今の答弁をいただきましたけれども、本当に先進的な防災のまちとして県に誇れるようなまちにだんだん進んでいくんじゃないかと喜んでいるところでございます。

続きまして、第2問の白岩の幟旗についても簡単明瞭に、中身のあるお答えをいただきまして大変ありがとうございます。

教育委員長も今お話しになっておりましたけれども、やはりなんだかんだ言ってもやはり保存会が中心になるのは間違いないでしょうから、やはり我々もいろいろな運動しながら、それは地区民としても啓蒙運動、やはり広報活動しながらその保存というものに対する意識づけの高揚を図ってまいりたいと思います。

それから、その後にもまた五、六本が出てきております。それに対する注釈とかそういうものも十分考えていくことが必要だと思いますので、保存会を中心にいろいろなアドバイスを受けながら、そしてふるさと回帰事業の御支援いただきながら、保存会の意識というものを高めていきたいと思っております。

それから、今度白岩の種蒔ザクラの駐車場のところが確保されるわけでございますけれども、ぜひその場所にも幟旗を立てられるような、せめて五、六本ぐらいは設置できるような設備というものをぜひ考えてほしいものだと思います。そしてせめて桜の季節とか、やはり節句のときぐらいは何本か上げられるように意識を図っていただければ大変ありがたいと思いますので、そのようなことに対する御所見あればお伺いいたし、私の第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 よく言われておりますのが、自助、共助、公助と、こういうことでございまして、これは消防防災等々には特に当てはまる言葉だな、考え方だなと、このように思っておりますが、やはり自分の身の安全、危険というもの等々につきましては、みずからがまずやる、そしてまた地域で支え合う、そしてまた行政がさらに支援する、あるいはそれに対応を講ずるということが必要なわけでございますから、お年寄りがだんだんふえている中で自分の身を災害から守るということに対しましては、これはやっぱりみずからができないときには共助、あるいは公助ということの考え方で支え合うというのがこれは必要だろうと、このように思っております。

それにおきましてのきょうの御質問であり、私たちの対策を申しあげたところでございますが、先ほど答弁申しあげましたように、これまで高齢者対策としていろいろな事業をとっておるわけでございますが、その中で、ちょっと先ほども触れましたけれども火災報知器というものがあつたわけでございます。それから自動消火器もございます。ありますけれども、火災報知器に対しましての利用実績というのは余りなかったんでございます、これまで。

高齢者に対しましては、特に特殊寝台でございますが、こういうものの利用というのはどうございましたけれども、火災報知器等々につきましては余りなかったものでございますから、これから法律の施行でこういうことになったんだよと、これまでも周知徹底してまいりましたけれども、これまで以上にそのことをお知らせ申しあげまして、さらにそれに対応というものを、施策を講じてまいりたいと、このように思っております。ですから、20年度、21年度と段階的な中で市内からの火災によるところの事故死亡というものをなくしてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼委員長。

大沼保義教育委員長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

新たに出てきました幟旗も含めまして、たまたま平成25年に発刊する予定であります民俗編、寒河江市の市史の別編でありますけれども、これのためにいろいろ資料の収集とか、また古文書の発掘とかいろいろございます。また白岩の古い歴史資料、そういうものもたくさんあるんじゃないかというふうに思いますので、それとあわせて幟旗に関する周辺の調査をこれから引き続き行っていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、幟竿が電線が張りめぐらされることによって随分廃れてきたというふうにも聞いております。そんなことで修復ということもあろうと思いますけれども、随分傷んでいるということでもありますので、例えば同じような複製品をつくってやるなどというのも一つではないかというふうなことをいろいろ議論しております。

そんなことで、そういった課題をいろいろクリアしながら、ぜひこの幟旗が白岩の町に再び翻ることをぜひ私ども委員会としても期待をしているということでございます。

これからも保存のためにも、委員会としても十分に配慮して協力しながらやってまいりたいと思っ
ているところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 何分にも本当にいろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

火災警報器の件ですけれども、高齢化が本当に進んでおります。やはり安全・安心な暮らしに結びつけられるような、21年度からと、来年、再来年度からいろいろな計画中でございますというような答弁がありましたし、ぜひ実現なされることを切にお願い申し上げます。

それから、幟旗の件ですけれども、先ほども申しあげましたように、やはり今後はそこに住む子供たちにも、先ほども申しあげましたとおり、子供たちにも地元を愛する心、すなわち郷土愛をはぐくむことが大切であり、後世に伝えるのが我々の責務であります。ぜひ今後も小学校の総合学習の中で取り組んで指導をいただきたいものだと思っているところでございます。

それから、もう一つ、これはお願いでございますけれども、そのほかに白岩地域には左沢の楯山城と並び称され、歴史的価値がある白岩城に関する資料がほとんどないのが現状です。ぜひこの件も調査いただき、後世に伝承くださいますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号3番、4番について、8番鴨田俊廣議員。

〔8番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの問題に関心のある市民の意見を代表し、自分の意見も入れまして以下の質問をいたします。市長の答弁、よろしく願いをいたします。

ちょっと風邪気味でございまして、聞き取りにくい点がございまして御容赦をお願いを申しあげたいと思います。

それでは、通告番号3番、冬の市民生活環境の改善についての質問をいたします。

今年度の冬は当初暖冬気味でありました。しかしながら、1月下旬から寒さが本格的となり、2月に入り再三の寒波により積雪もふえ、市道の除雪は例年どおり何回か行われいつもの冬となりました。地球温暖化傾向とはいえ、寒い冬は確実に来ると改めて思った次第であります。

さて、グレーダーなどによる除雪で、自分の玄関前に残された雪は取り除きますが、そのほかのところはそのままにしているのが現実であります。何回かの除雪の結果、道路の両側にはその雪が次第にうず高く積もり、やがて道路が狭くなり、視野もまた狭くなり、次第に歩きにくくなってまいります。1月から2月にかけて一般の生活にとっては多大な不便を強いられることとなってまいります。

このような状態はない方がよいのであって、少なくともできる限り早く解消されるべきものと思っております。したがって、市は市道を消雪道路にすることにもっと関心を持つべきと思っております。私は、道路すべてが消雪道路になるのが理想であり、希望でもあります。

現在、本市には皿沼、高屋地区と本楯地区に合わせて2,540メートルほどの散水式消雪道路があります。そしてほかに数カ所の消雪場所があります。このような場所は、少なくともほかの場所のような雪による不便はほとんどないように思われます。高齢化社会が進んでおります。これに対応するにも、消雪道路の延長や消雪場所の拡大は今後ますます重要と考えます。市は、この件に対して今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

さて、私は道路の消雪と言っても、その部分は道路幅の全部と一部とがあるものと思っております。私は、全部でなくても一部、すなわちうず高く積もる道路両端の部分だけに消雪システムを導入して消雪を図る方法もあると思っております。この方法ですと両側の雪はそんなに間を置かずに消えるか、ほとんど積もることもなく、歩く不便さは相当解消できるものと思っております。そしてこの方法だと経費の面からも道路消雪の促進をより早く図れるものと思っております。あわせて、市長の御意見をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、木質バイオマス活用の振興について質問をいたします。

平成18年9月議会において私は、地球温暖化対策、林業振興対策、そしてまた地場産業振興対策として石油燃料にかわる木質バイオマス燃料である木質ペレット活用の促進について提言、質問をさせていただきます。

これに伴って、平成19年度予算にはペレットストーブ購入に対する補助の新設をしていただいたわ

けであります。ところで、最近、石油燃料は1年前よりもさらに高騰をしております。したがって、石油燃料である灯油のストーブにかわるペレットストーブもさらに大きな注目、関心を集めているところでもあります。このような中にありまして本市民の関心はどのようなようであったのか、平成19年度の補助の結果についてお伺いをいたします。そして、この補助について今後どのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

さて、石油燃料の高騰が続けている県内では、1年前に比べてペレットストーブの関心、そして普及が相当進んできたとの話もあります。山形市のあるホームセンターでは、1年前に比べて燃料であるペレットの需要が5倍にも達しているとの情報もあります。今後ペレットの需要はますますふえていくものと思っております。反面、急速な需要の拡大により一時的にペレット原料の不足が生ずるものと思っております。本市にあるウッドエネルギーに関する協同組合の関係者の話もこのようでありました。

ウッドエネルギー産業は本市の地場産業であるとともに、未来への有望産業であります。私は、この産業は地球温暖化対策や林産業の振興など、本市の未来に大きな価値をもたらすものと思っております。したがって、本市はこれからもこの産業に関心を払い、必要に応じ支援に努力してもらいたいと思いつけている一人でもあります。

さて、ペレット原料の支援の件であります。主要な次のようなものを提案したいと思います。

今、長岡山では松くい虫による松枯れが続いております。この枯れた松や、またその山中に切り倒して積んである松をペレットの原料に提供してはと思っております。可能であるならば地場産業の支援はもちろんのこと、長岡山の景観の維持と廃物処理が同時に達成されるものと考えます。

以上、市長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

ことしも3月に入りましたが、今年度は平年より少ない降雪量のようにございますが、1月の下旬から2月にかけて寒さも厳しく、雪降りが続いた日もありました。

これまでの除雪の状況は、一斉除雪が早朝に8回、日中に1回の計9回となっております。特に降雪量の多い白岩、田代、幸生地区にはこれ以上に出動しているところでございます。

道路消雪についての御質問でございますが、現在本市の市道において、御指摘のように皿沼、高屋、本楯地区の一部が散水式の消雪道路となっております。これは、国道112号バイパスの開通による国、県、市道の格付見直しに伴い当時の県道が狭くなりまして、またカーブが多いことによりまして冬季間の除雪が困難なため、昭和61年度から63年度にかけて県から消雪施設の整備をしていただきまして、平成元年に市へ移管されたものでございます。

市が消雪施設の整備を行ってきましてところの箇所といたしましては、県事業の西寒河江跨線橋の整備に伴いまして、寒河江高校の校門へ上がるところの市道坂に、冬季間の交通安全確保のため消雪施設を県と一体的に施工しております。また、チェリークア・パーク内の歩道に温泉熱を利用した施設を施工したほか、寒河江駅中心市街地整備事業に伴いまして、駅正面口の駅前広場及び南口ロータリー周辺にも施工しております。

消雪施設の整備拡大に今後どのように取り組んでいくのかということでございますが、今後、事業等に関連して必要と思われるような場合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

それから、道路の両側部分に消雪施設を設置しまして、除雪でたまった雪の消雪を促進できないかという御質問でございますが、除雪に当たりましてはできる限り道路の有効幅員いっぱいを実施しているところでございます。道路の両側が高くなり、そして排雪が必要となった場合につきましては、これまでと同様に地域住民の御協力をお願いしながら、冬季間の安全な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。したがって、消雪施設を設置するということにつきましては考えていないところでございます。

次に、バイオマスの活用の振興についてお答えいたします。

平成19年度におけるところのペレットストーブ補助の結果と今後の補助についてでございますが、木質固形バイオマスは環境にやさしい自然エネルギーとして注目されており、地球上の二酸化炭素を増加させる石油などの化石エネルギーを代替することなどから、地球温暖化防止及び資源を有効利用する循環型社会形成の促進を図る上では重要な役割を担っております。

このようなことから本市におきましては、平成19年度、今年度でございますけれども、新規事業といたしまして、環境にやさしいバイオマスエネルギーの利用拡大を図るため、新たにペレットストーブを設置する市内在住の個人、または市内に事業所が存在する法人に対して、その設置費用の一部を助成することを目的とするところの「木質バイオマス利用拡大支援事業」を創設したところでございます。

この事業は、御案内かと思えますけれども、ペレットストーブ設置に要する経費の6分の1に相当

する額を助成するものでありまして、限度額を5万円とし、5件分を予算化して、市報への掲載などによる募集とあわせて、ペレットストーブを市役所の2階ロビーに設置いたしまして燃焼実演を行うなど、来庁する市民に対しましてペレットストーブの活用に向けた取り組みを行ったものでございます。しかしながら、平成19年12月に1件の申請があり補助金を交付したところでございます。

平成20年度には、県の新規事業でありますところの製材廃材等利用エネルギー利用促進事業というものを活用いたしまして、設置費用の3分の1、1台当たり10万円を限度に引き続き支援を行うことにしておりますが、助成額が今年度の2倍となる予定でございますので、申し込み数も今年度より増加させることができると考えております。

さらに、市といたしましては、施設園芸経営が暖房用燃料となる原油価格高騰で大きな打撃を受けていることから、農家が購入する施設園芸用のペレットストーブも補助の対象に含めて支援してまいりたいと考えております。

次に、ウッドエネルギー産業への支援育成についてでございますが、ウッドエネルギーについては、今議員がおっしゃられましたとおり化石エネルギーの代替え燃料として注目されており、その活用につきましては、地球温暖化防止及び資源の有効活用を図る上で、官民一体となって取り組んでいかなければならないものであると認識しておりますので、具体的に寒河江市に対しまして企業進出等の話があった場合には、その支援の方策等について検討してまいりたいと思っております。

次に、松くい虫の被害木等のペレットへの再利用についてでございますが、本市の松くい虫の防除は、薬剤の樹幹注入による生立木の枯死予防法と、被害木を伐倒しまして薬剤を散布し、燻蒸してカミキリの幼虫を駆除する伐倒駆除の二つの方法を行っております。

樹幹注入の使用される薬剤は約3年間、伐倒駆除に使用される薬剤は約2カ月間残留効果がありますので、木質ペレットに利用する場合はこの期間を経過した後となるわけでございます。また、燃料として利用する場合は、燃焼ガスや燃焼後の残渣が人体や環境上などに著しく悪影響を及ぼさないことが重要でございます。ペレット自体に有害な成分や異物が全く含まれていないか、あるいは含有しても安全上の許容範囲にとどまっているか、常に成分を分析する必要があります。

そういうことで、松くい虫被害木の活用につきましては以上のような条件がありますが、長岡山の寒河江公園等の松くい虫被害木の提供につきましては、公園の景観形成を図る上からも必要と考えておりますので、比較的搬出しやすい長岡山の寒河江公園の被害木について提供をしてまいりたいと思っております。

松くい虫被害木の活用につきましては、今年度から創設されました「やまがた緑環境税」というものを活用しましてチップ処理を行い、公園内の遊歩道等に敷きならして利用いたしまして、公園の景観形成や機能向上に努めてきたところでありますが、今後におきましても、チップ処理以外にも薪炭の原材料、それから木質ペレット等について利活用の有効性や経済効果などの比較を行い、活用について検討してまいりたいと思っております。

さらに、屋敷の立木の処分や果樹農家の剪定枝の処分につきましては、環境への意識高揚を図りながら木質バイオマスの有効利用について市民に啓発してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 丁寧な、詳しい、隅々まで答えていただいたなど、このように思っております。ありがとうございました。

道路消雪の問題ですけれども、予算的な問題、財政的な問題ということがあるということは十分承知しているつもりでございます。要は高齢化社会、これからなっていくわけでございます。我々の社会には夏もある、冬もあるということで、夏の障害物はよく話題にはなるんですけれども、冬の障害物、特に、この突然の大きな障害物、雪ですね、これに対しては意外と殊さら余り目を向けられていないのじゃないのかなと、このように思ったわけでありまして。

やさしいまちづくりということがあります。今21世紀でございますので、20世紀の考え方と少し違った考え方を持っていいのかなと、このように思ってこのような質問をした次第でございました。とにかく安全・安心なまちづくりでございます。この大きな障害物、早く取り除ければいいなというも思っていたところでもございました。市道136キロメートルあるそうでございますけれども、一挙にこれをやれなんていうことは言いません。しかしできる限り、やれるところからやっていただきたいなど、そういう思いであります。

消雪道路、道路の消雪にはさまざまなやり方があります。井戸水の利用とか、散水式の消雪道路ですね、温泉の廃熱利用とか、また電熱線、そして最近発熱板の敷設なんかも考えられないわけではないわけでございます。どのような方法でも結構でございますので、その場所、そういうところの不便さを解消するやり方をひとつこれからも検討していただきたいと思っております。

先ほど木村議員がおっしゃった高齢化の世帯ですか、たしか735世帯にふえたということでありまして。除雪車が通った後家の前に雪が残される、そのぐらいは何とかできる。でも玄関の両脇の雪、だんだんだんだたまっていく上に、何とも我々の体力ではなかなか除去しづらくなっていると。非常にそういうふうな視界も遮られて非常に交通上はとすることがたくさんあるというような話も聞きますので、ぜひひとつこれからそういうことを踏まえて消雪道路、道路の消雪にひとつ取り組んでいただきたいと思っております。

本市の発展のきっかけの一つということを思いますと、やっぱり中心街に雪がないというのが、私は大きなきっかけになるのかなと思っております。例えば雪のない中心街、少なくとも今、駅周辺には余りございませんけれども、例えばフローラ・S A G A Eの周辺にも雪がないということだと非常に人も集まりやすくなるんじゃないのかなと。また、駐車場の一角に押しやられている雪を早く何とかして解消すると。排雪でも結構なんですけれども、なかなかそこまでいかないようで、その下にそういうふうな1カ所にその融雪場所、消雪場所を設けながら、そこで集めた雪を短期間でなくすというふうな方法もあるかと思うんです。

市長、その辺の考え方について何か御所見があれば、ひとつ伺いたいと思っております。

次に、第4問の方のことで2問目に入らせていただきます。

昨年たしか5件ほどの予算を組んだかなと、5件かそこらだったかと思っておりますけれども、結果的に申請されたペレットストーブのあれは1件だったと市長の答弁にありました。十分に宣伝はしたのかなと思っておりますけれども、もう一度、宣伝時期ですか、秋じゃなくて夏あたりから、これからこうなりますよと、もう1回市報なんかには広報をしていただければ、ひょっとしたらこの件数もふえる

んじゃないかなと思っておりますので、その辺の検討もお願いしたいと思えます。

常に長岡山を見ているわけでございます。松枯れが常日頃、だんだんだんだん引きも切らさず枯れた松が出てくるということで本当に心を痛めて、また、先人が植えてくれた大切な市の財産なのかなと、非常にもったいないと、そういうことで有効利用ができないのかなと常に思っていた次第でした。

今、こういうふうなペレット化にできるということで、そういうふうな天の配剤というか、枯れるのは残念ですけれども、有効利用の道もあるということで、複雑な思いですけれども何かほっとしているということでございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、長岡山の松、毎年毎年どの程度枯れているのか、3年間ぐらいの本数をちょっと教えていただきたい。そして駆除、今樹幹注入で駆除しているということですが、その効果についてもちょっとお伺いしたいと、このように思っております。なかなか松の中に農薬が入るとペレットにするというのが大変だということでございますので、ひとつその辺もあわせ考えながら樹幹注入やら、また倒した後のことについてもまた検討していかなきゃならない、またうまくそれを利用してペレット化につなげるようにしていただきたいと思っているところでございます。

実際、エネルギーの協同組合の話によりますと、確かに需要が増大して、18年度ではペレットが275トンほどでしたけれども、今年度は450トンほどになると。いきなりふえるものでなかなか原材料が集まらないということで、何とか市民の方に、また市にも面倒見ていただきたいなという話があったのでこんな質問をしてみたところでした。

実は、松ばかりでなくほかのナラ枯れもやっていますので、その辺の紹介もしていったならば、なお地元の支援に、地場産の支援になるのかなと思っていたところでございました。

このペレット産業、本当に地元にもありますし、これからこういうふうな関係企業が集まってきて、この寒河江市が一大こういうふうなエネルギー産業ですか、未来のエネルギー産業の集積地になればいいなと。先ほどのそういうふうな企業立地あれば支援したい、ぜひひとつやっていただきたいと思えます。

温暖化対策、これからもずっと続くものと思っておりますけれども、ことしの7月のサミット後、各自治体の取り組みがひょっとしたら強化されるのかなと思っております。こういうことで寒河江市が頑張っていますよと、努力のアピールになればいいなと思っていたところでございます。

先ほど、農業の施設園芸についても考えていきたいということでございました。ぜひこれもお願いしたいと思えます。

実は、果樹のCO₂の吸収能力ですか、これにもひとつ我々は目を向けていきたいなと思っているところでございます。前に質問したときに、森林の1ヘクタール当たり年間二酸化炭素の吸収能力が40トンあると、このようにたしか言った覚えがあります。したがって、これだけの吸収能力が森林にあるということは、ひょっとしたら果樹にもこういうふうな能力が当然あるものと思っております。

したがって、果樹振興を唱えている本市でありますので、ひとつこういうことも訴えていけばなと、ぜひ訴えていっていただきたいと思っております。将来果樹農家への補助のひょっとしたら根拠になるのかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上、2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 雪国でございますから道路にも降りますし、屋敷にも降りますし、野に山にも降るわけございまして、ですけれども、生活産業用におきましては道路に雪がないにこしたことはないわけでございます。そういう意味でこれまでも道路の除雪等につきましては意を図ってきたところでございます。

冬だけの道路の問題だということじゃございませんでして、やっぱり道路整備そのものを、これを確保していかないとだめだということでこれまで道路の改良やら、あるいは道路に関連した側溝やら舗装ということでの整備については力を入れてきたつもりでございますし、そしてまた、これから必要になるのは歩道の問題だろうと、このように思っております。

したがって、冬季間の道路交通の確保ということだけでなく、そのみでなくて、通年を通して道路が気持ちよく利用される、そしてまたそれが市の産業全般に好影響を与える、あるいは他から来た観光客等にも利用されるというような形態になっていかなくちゃならないなど、このように思っております。そういう中での道路の除雪、排雪だろうと思っておりますが、すべての部分に消雪道路というのは、先ほども答弁申しあげましたように非常に難しい問題だろうと、このように思っております。ですから、これからの道路改良なり、あるいは特に必要な道路の箇所について消雪ということもこれは考えていかなくちゃならないなど、このように思っております。

それから、消雪のほかに排雪ということも大切なわけございまして、これは御案内のように、地域と一体となってやってきた町内会なり、あるいは商店街もあるわけでございますけれども、やはり除雪したとなりますと両側にうず高く雪がたまってくると、御指摘のように、これが非常に交通上支障を来すということで排雪をしなくちゃならないと、こういうことございまして、排雪につきましてもこれから十分考慮していかなくちゃならないんだなど、このように思っております。

それから、ペレットの問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、寒河江市としましてこのようにペレットをうまく普及しよう、活用しようということで補助要綱までつくったというのは余りほかにもないのじゃなからうかなと、こう思っておりますけれども、やっぱりこういう原油が高騰したこの時期におきまして余り購入して利用するという方がないのでございまして、こういうものなのかなと。

きのうの新聞ですか、ある新聞でございますけれども、ほかの県でございますけれども、ほかの県の事例でございますけれども、ペレットストーブの普及進まずと、こういうような記事が出ておるわけございましたが、そういうことで、でも、やはり今申しあげましたように温暖化の問題、あるいは環境の問題等々をいろいろ考えあわせると、もっと普及されてもいいのじゃないかというような考え方で、先ほど答弁したような処置をとっておるわけでございますし、また、県におきましても考えておるということでございまして、一体となって取り組まなくちゃならないと、このように思っております。

ペレットのみならず、チップにするという方法もございまして、ですから、そういうあらゆる分野での活用ということでこれから処理、進めていきたいと思っておりますし、働きかけてもいきたいと、このように思っております。

それから、長岡山の松の問題でございますけれども、どの程度枯れておるかということにつきましては、私今手元に資料がございませんので、もし担当が持っておりますならば担当の方から答弁させたいと思っております。

それから、園芸施設への支援、これも先ほど申しあげましたように、寒河江は施設園芸が大変盛んなまちでありまして、寒河江の農業の核ともなっておるわけでございますけれども、原油高騰によりまして大変な厳しい状況にも置かれておるかなど、このように思っておりますので、前に答弁したような対応をしてみたいと、このように思っております。以上です。

伊藤忠男議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 それでは、私の方から長岡山の松くい虫の状況について御答弁申し上げます。

最近3年間における松枯れの本数でございますけれども、伐倒駆除した本数が115本でございます。そのほかに樹幹注入、要するに予防策として施した本数が27本でございます。この長岡山につきましては、平成8年から大切な松を守っていこうということで、これまでさまざま予防策を行ったことにつきまして申しあげたと思っておりますけれども、これまで伐倒駆除で757本、あと樹幹注入関係が144本ほど、これまで防除ないしは伐倒というふうなことを施してきたところでございます。

あともう1点、樹幹注入に対する効果というふうな御質問もございました。松枯れの防止策には大変有効な防止策であるというふうに考えております。今後ともこういった樹幹注入を施しながら大切な松を守っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 答弁ありがとうございました。

なかなか道路の方も急にはいかない、それもわかります。雪国のハンディをいかにして克服してこの寒河江市の発展に結びつけるか、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

今、道路特定財源というふうなことで非常に話題になっております。当然こういうふうな財源の使う場所、やっぱり質のよい道路づくりということになるんじゃないかと思っております。その一つに我々の消雪道路も含まれるのかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

また、今松くい虫の話でございますけれども、ひとつこれ以上松枯れがないようにひとつ今後とも努力をしていただきたいと思っております。いずれにしても消雪道路も、こういうふうな緑に対しても今後とも、重要な問題でございますので、取り組み引き続きお願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。再開は、午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番について、3番辻 登代子議員。

〔3番辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 おはようございます。

きょうは傍聴席に、50年前に学校で勉強させて指導していただきました先生もお見えでございます、本当に記念すべき日と思い、きょうは頑張って一般質問させていただきたいと思います。

成人式について。

緑政会の一員として、通告番号5番、成人式についてお伺いいたします。

成人の日は、国民の祝日に関する法律で、大人になったことを自覚しみずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことを趣旨とし、国民の祝日の一つとして制定されたものです。昭和23年から平成11年まで1月15日を成人の日と定めお祝いしてきましたが、ハッピーマンデー制度に伴い、平成12年からは1月第2月曜日に変更されました。

そもそも1月に成人の日が決められた経緯は、正月に元服が行われたこと、そして青年の成人を祝う生成発展の新年1月が最もふさわしいということで、1月に成人の日と定められたようです。

成人の日は、平和国家、民主国家の中核となるべき青年男女が成人したことを自覚し、その重責を認識し、各自の身体を強健にし、豊かな教育と広い知識を身につけ、社会人として自主的かつ協力的に行動するよう国民こぞって祝福する記念日であるとするならば、私は、年の初めである1月に実施するのが望ましいと考えます。

県内の成人式の実施状況を見ますと、1月に実施しているのは山形市を初め5市2町、4月が1市1町、5月が2市2町、8月、お盆のときで本市を初め5市14町3村となっています。県内の中でも1月と8月に大きく分かれ実施されているようであります。平成7年では1月実施が4市町村であったものが徐々にふえ、平成19年では7市町村となっております。寒河江市では、昭和51年8月に開催されて以来今日に至るまで30年間実施され、それなりの成果を見ているわけであります。

私はここで物議を醸そうとは思いませんが、8月に移行した昭和51年当時、生活改善の趣旨と、多くの成人になられた人が集まりやすくするため、厳しい冬場よりも8月に実施されるようになったと聞いていますが、30年前と今日では社会状況、成人を取り巻く状況も大きくさま変わりしております。したがって、本来の成人式を開催する趣旨、意味合いというものを振り返り、原点に戻って、身の引き締まる冷気の中、凜とした青年像を描き、大人としての自覚と責任を認識してもらう門出の日は1月がふさわしいと考えます。

こうした観点から、成人式は暦どおりの1月に実施することを検討してはと思いますが、教育委員長の御所見をお伺いいたし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 成人式についての御質問にお答えをいたします。

成人の日は、先ほど辻議員からる御説明ございましたとおり、明日の社会を担う青年が大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとすることを祝い励ますものであります。1月15日、平成12年からは1月の第2月曜日がその日になっております。

寒河江市ではその趣旨を踏まえて、式典は、当初は成人の日に合わせて1月に開催しておりましたが、昭和51年には年2回に分けて開催され、そして昭和52年からは、県外在住者の帰省のしやすさや服装を簡素化できることなどを考慮して8月の開催に変更してきたものでございます。現在はお盆期間中の8月14日に固定しているわけでございます。

近年の実施状況を見ますと、対象者は約550名で推移しておりまして、最近3カ年の平均参加率は76.2%と比較的高い割合になっております。

式典の運営とアトラクションの企画などは、卒業中学校ごとに選出されました約25名ほどの成人該当者による実行委員会形式で開催しております。大きなトラブルの発生もなく、式典は厳粛に執り行われて、後半のアトラクションや恩師の突然の登場、会場とのやりとりなどありまして、非常に大きな盛り上がりを見せております。

また、実行委員会の中におきましては開催時期の問題も含めて検討を行っておりますが、ほとんどの実行委員がこのまま8月開催が望ましいということでもございました。

このような開催状況ではございますが、8月での開催に変更してから、先ほど辻議員からもございましたが、30年以上が経過しているということでもありまして、やはり御質問のとおり社会状況にも大きな変化が生じているというふうに認識はしております。

例えば、大学に進学する者の割合は、本市では30年前に比べますと現在ほぼ2倍になっているということでもありますし、県外への進学者も同様に増加していると考えられるわけですが、一方では、高速交通網の整備によりまして交通事情が格段に向上したということなども考えなければいけないと思っております。

また、1月に開催している近隣市町のここ3カ年の出席率を見ますと、山形市が73.7%、天童市81.4%、河北町が82.3%になっておりまして、最近の傾向としては、年々、少しずつではありますが出席がよくなっているという状況がございまして。

成人式の開催時期につきましては、これまでと同じ8月としながらも、主役である青年の意見を第一にしながら、1月に開催している他市町村の状況等をも参考にしまして、今後ともよりよい成人式にしていくように検討していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 1問に対する御答弁、本当にありがとうございました。

人生の節目は誕生から入学、卒業、そして就職、結婚、定年と、大きな転機がさまざまありますけれども、中でも成人を迎える時期は大きな節目でもあります。大切な儀式でもあります。まして今日では大人への仲間入りをする年齢を20歳から18歳にしてはということも議論されております。いずれにしても若者は気持ちを新たに、未来への大きな夢と希望を胸に大人になる門出の式に臨むことでしょう。私たちは次世代を担う若者たちのために、人生において大きな節目を迎える門出のときを祝福し、励まさなければならない義務があると考えます。

先日、これから成人式を間近に控えた女の子のお母さんを持つお母さんたちとお話をする機会がありました。成人式の話になりまして、一人のお母さんは、自分が結婚したとき親からもらった着物がそのまま袖を通さずに持っている。我が子の成人式にはぜひ着せてあげたいし、写真を撮って記念に残してあげたい。夏では着物を着せるのはかわいそうだ。また、別のお母さんは貸衣装でもいいから着物を着せてあげたいと言っておりました。

時の流れとともに、生活改善という名のもと何事も簡素化されつつある今日ではありますが、日本伝統の美である着物、成人式の記念に残して祝ってあげたいと思う親心を酌んであげてはいかがでしょうか。

成人式の実施時期については、経済効果も踏まえ議論がなされたようですが、その後どのように検討され、今日に至っているかを伺い、第2問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

よく日本には日本が足りない、最近随分外国の観光客も来ているわけですが、よく耳にするのは、日本にはもっと和服姿が見られたんじゃないかというようなこともあります。私どもとしましては、ぜひ和服を、伝統文化を見直すという意味で和服というのは大事なことだと認識しております。

ただ、一方で、やはり成人式というものは総合的に、和服も大事でありますけれども、やはり総合的に判断していく必要があるだろうという認識を持っておりまして、先ほどから申し上げておりますように、当事者の実行委員の意見等も踏まえて、また、先ほどからありました近隣市町村等の状況ももう一度いろいろお聞きをしながら、時期に関しては再度検討させていただきたいと思っております。

とりあえずことしに関しては、一応8月ということで決めておりますので、この線で進めていきたいと思っておりますが、今後に関しては、そういった実行委員会という組織がありますから、そういう成人の皆さんの意見をもう一度きちんと聞きながら考えてまいりたいと思っております。

それから、開催についてその後どのような検討がされたかというのは、先ほど申し上げたようなことで、その都度実行委員の皆さんの意見を聞いて、やはり8月の方に意見が集約されたということで今までは実行してきたという経緯でございます。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 私の意図するところは十分御理解いただいたと思いますので、私の提言が実行することを期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

高橋勝文議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号6番、7番について、14番高橋勝文議員。

〔14番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号6番、さらには7番につきまして質問をいたします。市長から答弁をお願いいたします。

通告番号6番、国民健康保険につきまして質問をいたします。

昨年12月におきまして、請願第6号後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書の提出に関する請願につきまして、反対討論を行いましたこともありまして、国民皆保険の制度が持続可能なことを期待し、以下、質問をいたします。

なお、国保の諮問機関であります国保運営協議会とのかかわりもあると思いますので、現段階で答弁できる範囲内での答弁をお願いいたします。

質問の1、実施計画によれば国保給付金19年度末で6,800万円となっておりますが、どの程度になるのかであります。

2番目、国保の19年度歳入歳出額は補正を含めて40億2,000万円、20年度の当初予算額は38億7,700万円、国保税におきましては19年度約13億1,500万円、20年度は11億2,400万円、ほかに後期高齢者医療保険料3億900万円、合わせて14億3,300万円と見込まれておりますが、どの程度、税率改正を見込んでいるのか。具体的に、例えば国保税の当初予算における被保険者1人当たりの税額は、前年度と比較してどのくらいになるのかであります。

3番目、後期高齢者支援金についてであります。国保税からの案分をどの程度に想定しているのか。また、どの程度の総額の税として計算されるのか。

4番目、団塊の世代が急増する時代、他の保険から国保への移行申請がスムーズに行き届かないということを耳にいたします。本市の場合の現状と、スムーズに移行させるような啓蒙指導体制について。

5番目、18年度における国保税の収入未済額は約8,600万円、年次増加の傾向にあります。本年より、後期高齢者医療保険制度の中で年金受給者よりは天引きされるようであります。予算書の中では約9割相当見込んでいるようであります。総体的に判断して徴収率の向上につながるものと判断いたしますが、どのように想定しているのか。

以上、5点につきまして市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号7番、トップセールスの考え方と20年度の計画につきましてお尋ねをいたします。

「トップセールス」という言葉はこのごろよく耳にいたします。議場で市長がトップセールスということを発表したのは、昨年の松田議員に対する答弁と私は記憶をしております。

平成20年度における市政運営の要旨の農業振興の中で、関西方面へのトップセールスによる消費拡大のPRを行いながら、販売ルートの拡大を図ってまいりますと言われておりますが、トップセールスの市長の基本的な考え方と、20年度における市長のトップセールスの計画をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 国民健康保険の加入者負担の見通しについてお答えいたします。

初めに、国保給付基金の残高についての御質問でございますが、平成19年度から21年度の実施計画における平成19年度末の給付基金は6,800万円と見込んでいたところでございます。しかし、平成18年度の決算剰余金の繰り入れや19年度中の取り崩しを行うと、平成19年度末では1億200万円になると推計しておるところでございます。

それから、税率改正について、どの程度見込んでいるかということでございますが、平成20年度からはこれまでの医療分、介護分に加えまして、新たに後期高齢者支援分として税率を設定し賦課することになっております。その総額は、後期高齢者医療制度へ支出する後期高齢者支援金の約半分となり、残りは国、県支出金等で賄われることになっているところでございます。

平成19年度に比べて、1人当たりの税額はどのように見込んでいるかということの御質問もございました。

平成19年度と平成20年度当初予算額の現年分を単純に被保険者数で除した1人当たり税額で比較しますと、医療分については、平成19年度は7万5,500円が平成20年度は7万100円に、介護分につきましては、平成19年度は2万1,900円が平成20年度は2万4,400円となるものであります。医療分については平成19年度より下がりますが、新たに後期高齢者支援分が1人当たり1万9,700円加わることから、総額といたしましては約1万6,900円負担がふえる計算になります。

ただし国保税率の改正につきましては、例年のとおり税制度の改正詳細や市民所得の確定を待ちまして、5月中に国保運営協議会に諮りまして、6月議会で御審議願うこととなります。

それから、団塊の世代の退職に伴い、社会保険から国民健康保険への切りかえがうまくいっていないのではとのことでございますが、本市においてはそのようなことはないと考えていますが、なお、これまで同様、3月ころに全戸配布する「みんなの国保」などによりまして、必要な手続をお知らせしてまいりたいと思っております。

次に、収納率についての質問でございます。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度では、これまで加入していた医療保険を脱退して新制度の被保険者となります。市国保ではこの数を約4,200人と見込んでおります。後期高齢者医療の保険料については、原則特別徴収であることから保険料を賦課する広域連合では約99%と推計しております。しかし、国保会計においては、納税意識の高い高齢者が脱退することによる収納率への影響も少なくないと考えているところであります。そこで国保税の収納率を予算上94%としております。収納率につきましては、被保険者間の負担の公平化を図るため一層の向上に努めてまいり所存でございます。

次に、トップセールスについての基本的な考え方について申し上げます。

最近、農産品の販売や販路拡大を初め、観光や物産の振興、企業の誘致活動など、多くの自治体におきまして首長みずから直接現地へと赴き、地場産業のPRや売り込みなどが行われております。首長みずから自分の自治体を売り込んでいくトップセールスは、今後の地域間競争に打ち勝つため

にも、地域のブランド化の確立やイメージアップのためにも大きな役割を担っているものと思っております。

また、首長みずからがPR、売り込みする農産物や物産品に対しましては、安全・安心がキーワードとなっている現代社会に暮らす消費者にとりましては、とりわけ大きな安堵感を与え、信頼して取り引きいただけるものと思っております。

このように、トップセールスにおいては、寒河江市という看板を背負った商品をいかにして売り込み、認知していただくかが大切であると思っております。そういった考え方に立って、私は市長就任以来いろいろな場面場面で寒河江市のPR、セールスを実施してまいったところであります。

具体例を申しあげますと、日本一さくらんぼの里のまちづくりPRや企業誘致における企業トップへの売り込みを初め、私が会長を務める東北道の駅連絡会においても、各地の関係者に寒河江市を積極的にPRしてきたところであります。また、東京ビッグサイトで開催されてきました山形県機械工業展での寒河江市内の優良企業や製品などの紹介、第19回全国都市緑化やまがたフェアの主会場誘致と旅行会社へのツアー実施の売り込み、そして昨年実施した紅秀峰の関西市場への売り込みなどなど幅広い分野でのトップセールスを実施してきたところであり、それぞれに取り組んできた実績として現在の寒河江市の姿があるものと思っております。

私は、これからも自信を持って全国の人たちへ、いろいろな機会をとらえながら寒河江市をPR、セールスしていく中で、より多くの寒河江ブランドが確立されるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、トップセールスの20年度の計画について申しあげますと、現時点の計画といたしましては、7月に、昨年に引き続き、「紅秀峰の里さがえ」の確固たる基盤構築と紅秀峰の販路拡大を図るため、農協、さくらんぼ生産者と一緒に関西地域における卸売市場、百貨店などで消費者を意識したPRを実施する予定でございます。

その際には、市場の関係者から貴重な御意見をいただいたり、買っていただいたお客さんの顔を見ながらお話を伺ったりすることができるわけでありますので、その中でお聞きしたことを持ち帰って生産者とともに論じ合いながら、多様なニーズに対する今後の対策を講じてまいりたいと考えております。

また、私が会長を務めております東北道の駅連絡会の平成20年度総会の席上におきましても、寒河江のさくらんぼや寒河江の祭り、清流寒河江川の鮎釣り、つるり里芋を使った山形名物いも煮、それから名刹慈恩寺に代表される観光資源など、寒河江市を積極的に宣伝してまいりたいと考えております。

さらには、寒河江中央工業団地において第4次拡張事業、約22ヘクタールを予定しておるわけですが、それを進めておるわけですが、多くの優良企業から立地をいただけるように企業へ出向き、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 答弁まことにありがとうございました。

第2問に入りますけれども、今市長の方から国保につきまして5点の答弁を願った中で、国保の本年度の基金繰り入れにつきましては、存目1,000円と、このような計上になっておるということで、先ほど市長の方から答弁願った中でありまして、さらに、その理由につきまして再度お聞きをしたいと、これが第1点。

それから、第2点目になりますけれども、先ほどの質問とダブるようなことになるとは思いますけれども、確認のためにお聞きいたします。

20年度におけるすべての国保にかかわる予算総額、例えば国保への一般会計からの繰り入れ、それから基金繰り入れ、老健、後期高齢者への繰り入れ、そして国保連合会への負担金などなど合わせますと約6億3,000万円から6億4,000万円ぐらいと、このように私は計算をしております。大体昨年と同じような金額と、このように推計をしております中で、単純に19年、20年度における予算上での国保に関する被保険者の負担分、保険税は14億3,300万円、そして13億1,500万円、その差1億2,000万円ほどになると思います。例えば基金よりの繰り入れがないと、このように想定した場合、先ほど言ったように1億2,000万円、そのような計算になるのか否か、確認のためにお聞きいたします。

3番目であります。

本年より、国保税の最高限度額が59万円になると、このように言われております。47万円の12万円足して59万円。昨年度の高額の最高限度額は576戸というように記憶しております。大体500戸から600戸ぐらいになると、このように私は推定をしております。

後期高齢者医療制度に伴って国保につきましても、低所得者に対して無理な負担、これらは妥当でなからうというような判断に基づいて国におきましても期限限定の軽減処置がなされるわけです。そのようなことからいきますと、中間層の所得者に対してしわ寄せが多くなると。その中間層は一般的に子育ての真っただ中の階層と、このように私は推測、推定をいたします。

国保税の収納率、これらを上げるというような観点、先ほど市長は94%と、また後期高齢者では99%と、このような収納率のお話をした中でありまして、収納率を上げる、これは公平、公正の一つの課税という視点からとって見た場合、今2カ月に1遍あなたの医療はこのくらいかかっているんだよということで通知が来ます。よって、年6回来ているはずで、私ももらっています。国保税の収納率を上げる一つの方法として、2カ月に1回もらってもなかなかトータル、それを取っている方は非常に少ないであろうと。

収納率を上げる一つの手段として、例えば今までの6回分をほかにもう1回、年間のあなたの医療費なんぼかかっているんだよと、それらを国保の税の通知書と一緒に同封をして、保険税の収納率を上げるような一つの方策として、もしくは寒河江市は、市長は保険者であります。保険者でありますので、市報でいろいろな決算を市民の方に報告いたしますけれども、その通知書と同封しながら、国保の決算のあらましなどもその通知書に同封して収納率の向上を図ると。このようにすればもう少し被保険者も、なるほど、当然私も出さなきゃならないかなというような意識高揚につながって収納率の向上につながるのではなからうかと、このように思っております。市長の見解をお聞きいたします。

次に、トップセールスの関係でありますけれども、先ほど市長から答弁願ってもっともだと、このように思いました。さらに、今さくらんぼの加温など、重油など高くて採算余りにもかかる、頑張っ
て雪を望みながら機械効率をよくしようということでいろいろな省エネ工夫をしながら頑張っておる
62戸の農家もいるやに聞きます。そういう部分もあって、さらには、ほなみ団地などの宅地の早期販
売、さらには22町歩の工業団地の造成も計画しておるようであります。かようなことから、工場の誘
致なども、これらは寒河江市の人口の増大にもつながってまいりますので、さらなる寒河江の市長、
寒河江の顔としてトップセールスを常に心がけながらやってもらいたいと、このように要望をいたし
ます。

以上、第2問といたします。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 もう1分で終わります。

国保税の収納率を上げるというようなこと、そして、例えばレセプト点検なんかで成果が上がった場合は、国からの国保に対する、国保体に対する支援金も高まると、このようなことを耳にいたします。よって、先ほど市長が国保連合会との絡みもあって、できる限りその方向に、例えば1年分の医療費を同封するようなことを考えてみたいと、このように申し述べられた中でありますけれども、できる限りそういう一つの手当てをしながら、みんなが公平公正な納税をされるように、そして納税は義務でなく、私は権利だと、このようなシステムを醸成していきたいと、このように申しあげて質問を終わります。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号8番、9番、10番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 本日最後になりますけれども、あと1時間、よろしくお願いします。

私は、質問事項にかかわる多くの市民を代表して、以下、通告番号順に従って市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号8番、環境衛生について伺います。質問の趣旨は通告してあるとおり、浄化槽の法定検査と保守点検についてであります。

浄化槽の設置者は、県に登録している浄化槽清掃事業者に年3回以上の保守点検と清掃を委託し、浄化槽の適切な維持管理に努めています。ところで、浄化槽法では保守点検とは別に指定検査機関による法定検査を年1回行うことを義務づけています。さらに、一昨年の2006年の2月には改正浄化槽法が施行され、その法定検査を受検しない設置者に対して行政から検査を受けるべき旨の指導、勧告、命令が行われることになり、命令に違反した場合の罰則30万以下の過料が新たに規定されました。

法改正後、山形県全体で法定検査の受検状況は50.4%で、受検率が高いのは最上町で89.9%、最低は天童市の20.6%で、寒河江市は51.3%と県平均を多少上回っています。

設置者の間からは、この法定検査に対して、登録事業者が行う保守点検と検査内容がほとんど同じものであり、利用者に二重の負担を強いるものだという批判が出ています。行政は法律で決まったから守れと言いますが、近年は浄化槽本体の機能に対する信頼性も高く、浄化槽の持ち主からすれば事実上の二重検査であり、検査料の負担は納得できる状況ではありません。

そこで伺いますが、浄化槽の法定検査を受検することで住民の費用負担は寒河江市全体で約2,000万円となりますが、それだけの検査費用を費やして、費用対効果はどのようになっているのか伺いたいと思います。

設置者は、国家資格である浄化槽管理士を抱える事業者を信頼して浄化槽管理を委ねているのであります。それに加えて同じような内容で法定検査が行われることに、設置者の理解と信頼が得られるでしょうか。私はこのことに強い疑問を持っています。

浄化槽の法定検査については、二度手間を省くためにも、持ち主が委託している登録事業者の保守点検時に検査できるように制度改正すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

特に、住民の費用負担の軽減対策の一つとして、電子情報化を促進させ、事業者の所有している保守点検の情報を行政も利用できるように一元化を図ることで、最新の検査データが行政に反映させることで検査の異常などが瞬時に改善が図れるよう関係機関に強く求めていくべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、寒河江市が実施している学校間の集合学習の基本理念と目標について伺います。

全国的な少子化の中で、児童生徒数の減少による小規模校の統廃合が、山村集落の存亡にかかわる深刻な事態が各地で起きています。その原因は、国が示す学校の適正規模を遵守させようと各市町村に対して、学校の統廃合を強力に求めてきた結果でもあります。

その一方で、学校では小規模ならではのすぐれた教育実践の取り組みをしたり、地域と連携し特徴ある総合学習を实践する学校も多くあります。さらには、小規模校の利点を生かし、小規模校同士が合同で授業し、単独校を維持し、集落をも存続させるという新たな道を開いた教育委員会もあられています。

日本共産党寒河江市議団は、先日、岩手県宮古市教育委員会を視察しました。宮古市では山間部に点在する四つの小規模小学校の4年、5年、6年生を学年ごとに統合し、週1回、2科目を集団で授業を実施するというものでした。

この事業について、宮古市の中屋定基教育長は、小規模だから廃校し統合してスクールバスで送迎は簡単にできる。しかし、それでは児童と地域とのかかわりが薄れることと、小学生として一番必要な感受性や伝統、文化、それに地域の方々から学びとる社会性もなくなってしまうことが心配だ。また学校は、地域の核として活力が生まれコミュニティが成り立つ。地域に学校がなければ過疎化はますます進む。学校統廃合は子供たちにも地域にとってもマイナスであり、そのために現在進めている四つ葉の学校での集合学習をさらに充実させ、10年間これを継続していくと語りました。

寒河江市が現在進めようとしている統廃合の議論の中にもこうした視点を入れて検討すべきと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

学校教育法では、小中学校の標準規模（適正）は12学級から18学級としていますが、市内には標準以下の小学校が6校あります。これらの学校の教育環境、特に、学ぶ集団規模の適正化に向けて現在どのように検討されているのか伺いたいと思います。

3点目は、市の教育振興計画では、各学校からみずからの考えと判断で学校運営ができるようにし、それぞれの学校が主体的な取り組みを支援するとしています。しかし、学校がみずからの考えと判断で授業づくりしても、予算や時間の制限など諸課題も多く、また教員の異動なども重なり、継続性に欠け、振り出しに戻るケースも多く見られます。

特に、今年度から実施された学校間の集合学習の取り組みは、受け入れ先の学校の協力、時間の調整、それに交通手段など諸課題が山積しています。

そんな中で平成20年度以降も学校間の集合学習を実施していくとしていますが、19年度実施した醍醐小学校と田代小学校の集合学習の成果と反省点を伺います。さらに、来年度からの具体的な事業の方向性と目指す目標を伺います。

次に、文化財保護事業について伺います。

近年、都市化と工業化の進展で都市周辺に居住する住民の生活様式全般が急速に変わり、日本的な文化、伝統が急速に姿を消しつつあります。加えて、周辺部の集落では少子高齢化のもとで祭りや伝統行事の継承も危ぶまれ、さらには、伝統工芸品や菓子づくりの技術者までが高齢化と後継者不足に悩む状況が相次いで起きております。

このような状況下で、文化財は長年の風雪に耐え、関係者の適切な保存管理と伝承への熱意によって現存しています。その一方で、文化財指定候補となり、調査の結果指定に至らなかった建造物などが市内には数多く残っています。ところがこのような建物は老朽化が進んでいるために、活気を失うことで所有者が改造や解体、撤去という道を選択せざるを得ない状況もあります。

そこで伺います。歴史的建造物の所有者は、維持管理のための費用や老朽化や耐震化の不安、それに所有者の高齢化と雪対策など、大きな問題を抱えているのが実態であります。これらの課題解決の

ために所有者のさまざまな悩みに対応できる相談窓口を設置し、支援体制を強化すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2点目は、文化庁が進める登録有形文化財建造物の登録制度を活用して文化財的な建造物の認知度を高める時期と考えます。特に本市では、本年度から歴史文化ふるさと回帰事業をスタートさせ、各地域団体の協働で大きな成果と文化創造活動が醸成されてきました。

こうした中で、改めて地域に残る貴重な建造物などの再発見もあり、これらの保存・保護、さらには活用をどうするかなどの話題も多く聞かれるようになりました。特に、築500年も経過しているのになぜ指定文化財に認知されないのかなど、疑問の声などもあります。また、中には指定されていないことで保存や保護を軽視する人もあります。

これらを防ぐために、登録有形文化財建造物として登録を呼びかけ、文化財への認識向上と保存・保護に努力すべきと考えますが、見解を伺いまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

台所や便所からの生活排水を浄化する浄化槽 が日ごろ良好に維持管理され、微生物の働きが十分に機能することにより汚水の浄化が図られ、河川の水質汚濁の原因とならないようにするため、浄化槽の設置者について保守点検、清掃、法定検査と三つの義務が浄化槽法に定められております。浄化槽の状態が正常でないと公共用水域の汚染を引き起こすおそれがあります。

法定検査としましては、新設された浄化槽の使用開始後3ないし8カ月後の水質検査と、それから、その後浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ正常に機能しているかどうかを確認するため、毎年1回知事が指定する検査機関での検査を受けることが義務づけられております。

保守点検と清掃は、浄化槽の消毒薬等の補充やスカム除去、それから水質検査であります。したがって、法定検査と保守点検と清掃とはそもそも別の検査であり、議員がおっしゃるような二重検査ではありません。

市では、浄化槽を設置している方々を浄化槽台帳により把握しております。また、浄化槽清掃業許可業者に対しまして、適正な維持管理を行うよう指導しているところであります。

法定検査は、民間の業者が行えるものではなく、知事の指定する検査機関として、財団法人山形県理化学分析センターと、それから社団法人山形県水質保全協会の2法人が指定されております。このことから、年1回の法定検査は市の浄化槽清掃業許可業者では検査できないこととなっております。

したがって、議員がおっしゃるような浄化槽設置者が依頼している業者にこの法定検査も依頼できるように制度化すべきではないかというようなことですが、今申しあげましたことから、制度化はできないこととございます。

次に、検査料金のこととございますが、浄化槽を設置しておれば浄化槽の大きさにより年間の検査料が必要となります。検査金額は県で定めておるものでありまして、検査に要するところの費用でございます。私からは以上です。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 それでは、私からお答えをいたします。

初めに、学ぶ集団の適正規模化にかかわる内容についてお答えをいたします。

小学校の学級数については、学校教育法施行規則第17条に「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情あるときは、この限りでない」とあります。

本市では、学校がそれぞれの地域と密接な連携のもと教育活動がなされておりまして、いわば地域によって学校が支えられていると言えます。それぞれの地域の文化に支えられながら、それぞれ特色ある学校づくりがなされているわけでありまして、したがって、12学級以上18学級の規模に達していない学校であっても、立派な教育風土の中、すばらしい教育実践がなされておりまして、学級数の規模は小さくとも、学校を支えてくれる地域との連携の中でさまざまな教育活動の展開を可能にし、大きな教育効果をあげていただいております。

小規模校には、小規模であるがゆえのメリットとデメリットがあります。これらを配慮しながら、上手に活用し、地域の支え、地域のサポートを加味することで地域の文化に支えられたさまざまな教育活動を展開することができます。小さな学校でも大きな教育効果を生み出すことができるものと思っております。

しかしながら、学ぶ集団の適正規模化を考えた場合において、十分に配慮しなければならないことは日々の授業であります。特に常々の授業において、多様な考えの中で自分の考えを確かめたり、他の意見を認め合うといった学習の深まりを持つことのできる学習環境の存在であります。

このことから子供たちの教育環境としては、単なる学級数の規模だけではなく学級内の人数が重要であると考えております。学習の深まりを可能にさせるには、学級内に、よく言われている4人程度の小グループを複数つくることのできる最低条件は必要であって、こうした学習環境を整備していくことが私どもの責務であると考えております。

このようなことから、御質問にありました岩手県宮古市で取り組んでおります四つ葉の学校事業の持つ課題と、本市の極小規模校の抱えた課題は必ずしも同様のものと言えないのではないかとこのように思っております。

宮古市の四つ葉の学校は、市町村合併前の旧新里村にあった四つの小規模校での交流事業とお聞きしております。四つの学校の児童数はそれぞれ20名から60名程度の学校でありまして、日々の学習の深まりをある程度期待できる規模のようでありまして、また宮古市の場合は、日々の授業の中ではぐくむ子供たちの力を補充する形で、週1回2時間の交流事業を行っているようでありまして、

現在、学ぶ集団の適正化を進めている田代小学校においては、児童数5名という極小規模校となっておりまして、各学年一、二名の極めて少ない人数であることに加えまして、ここ数年児童のいない、いわゆる欠学年が生じております。そして変則的な複式学級の編制も余儀なくされているということでもあります。この状況は将来とも続くことが懸念されておりますし、教育課程の編制、実施はもちろん、児童の学習活動の広がりや深化に大きな課題となるととらえております。

特に、今教育に強く求められている児童生徒の資質、能力の育成に欠かすことのできない練り合い

の場、この練り合いの場を日々の学習活動の中で十分に設定することが困難な状況にあります。このことは、多様な考えの中で自分の考えを確かめたり、他の意見を認め合うといった学習の深まりを持つことを困難にしているということでもあります。

具体的には合奏や合唱、集団的ゲームや討論会などの学習活動が物理的に不可能であって、また学習内容に制限が加わることもありまして、多くの級友と切磋琢磨する中で培われる社会力の育成にも影響があるのではないかと懸念しているところでございます。子供たちに対して、将来持つであろうたくさんの友達を得られる環境を与えていないのではないかと心配しているわけであります。

これらの観点から、子供たちによりよい環境を提供すべきとの考え方に立って、白岩小学校との統合という方針を打ち出したということでございます。したがって、本市の状況と宮古市の四つの学校の状況とは根本的な違いがあるものと考えております。

次に、19年度に実施しました醍醐小学校と田代小学校の集合学習における成果と課題及び今後の方向性などについてお答えをいたします。

本市における集合学習の歴史は、最初田代小学校と幸生小学校の間で、両校で計画されている遠足、修学旅行などを一緒に実施するところから始まりました。子供たちの数をふやすことで交流の中で楽しさを増大させるとともに、経費の削減の観点からもスタートさせたと聞いております。現在で30年ほど継続しておりまして、遠足等の実施のほかに両校合同の行事を実施したり両校教員の研修会を実施するなど、両校にとってなくてはならないものになっております。

さらに、田代、幸生、白岩の3小学校においても4年前より年に2回の集合学習を実施し、白岩地区の小学校の交流も重ねてきたところでございます。

このような中、今年度始めました醍醐小、田代小の両校の集合学習は、これまでと違って主要教科、特に国語と算数の授業へも踏み込んだ形での集合学習であります。この取り組みは田代小学校の極小規模化に伴い、その大きな教育課題への対応の一つとして始めたものであり、このねらいとしては四つ掲げております。

一つには、集合学習としてかわりを広げ、教科学習での交流を通して自己を磨く機会や場とすること。二つには、集団生活を送る上での必要な、相手の立場に立つ心や時間的な見通しを持った行動力を育成すること。三つには、友達をふやし友好の輪を広げる中で、陵西中での学びをスムーズにすること。四つには、教科指導や児童理解などの研修を深め、教師の指導力の向上を図ること。この四つであります。

このねらいのもと、集合学習についての話し合いを7月から始めまして、9月から5回にわたって実施されております。

この集合学習における成果としましては、より多様な考えがある中でお互いが相手を認め合い、尊重し合うことができたことにより学習活動に楽しさと深まりを持つことができたと同時に、交友関係の広がりや深まりを見ることができたこと、両校の教員の大きな研修の場面として有効であったことが挙げられます。

また、課題といたしましては、両校の職員間の打ち合わせの時間の確保が大変であるとか、あるいは移動に伴う時間的なロスが大きいこと、毎日集合学習を実施するわけでないために、長時間かけて学習する単元のごく一場面だけの学習になり、打ち合わせの効率が悪いことなどが挙げられておりました。

こうした中、20年度も集合学習を実施してまいりますが、このたび田代小学校の保護者や学校評議員会から次年度の方向性として白岩小学校との集合学習の実施という要望が出されました。その要旨は、白岩小学校との統合という教育委員会の方針が出されたことを踏まえまして、田代小で学ぶ子供たちが白岩小の子供たちと打ち解けて、スムーズに移行できるように白岩小学校との集合学習を進めてほしいというものでありました。

市教育委員会としましては、この要望を大事に考えまして、これまでの集合学習のねらいを継承する形で、白岩小学校、田代小学校の集合学習を今後推進していく予定であります。

今後、田代小学校の白岩小学校への統合に際しましては、子供たちが快くスムーズに移行できるような話し合いを続けてまいりたいと考えております。

次に、文化財保護事業についてお答えをいたします。

初めに、歴史的建造物の維持のための相談窓口の設置と支援体制についてお答えをいたします。

まず、歴史的建造物についてであります。意匠的、技術的にすぐれ、または歴史的価値や学術的価値の高いものとして、国、県、市指定文化財となっているものは13件であります。国指定重要文化財として本山慈恩寺本堂が1件、県指定のものとして旧西村山郡役所や本山慈恩寺山門など6件、市指定のものとして本山慈恩寺阿弥陀堂や澄江寺山門など6件であります。

このうち市指定の建造物の管理につきましては、文化財保護法にも定められておりますし、県や市の文化財保護条例で、所有者は条例並びに教育委員会の指示に従い管理しなければならないという内容になっておりまして、それぞれの所有者によって日ごろから大事に管理されているものと理解をしております。

市内に所在する無指定の歴史的建造物についてであります。まずは状況を的確に把握していくことが保護・保存の施策に肝要かと思っております。それには、これまで市独自の調査や山形県教育委員会とともに実施しました、民家調査や近世社寺建築調査などの資料の蓄積がありますので、これらをもとにしてその地域において建造物の歴史的価値の理解を深める取り組みなどを展開し、今後とも適切な管理をしていただくための助言に努めていきたいと考えております。

指定に至らない歴史的建造物所有者からの相談窓口につきましては、生涯学習スポーツ振興課歴史文化係が窓口となって、市史編さん専門員や文化財保護委員と連携をとり、また、必要に応じて歴史的建造物の専門家による指導を行うなど、適宜保存方法の相談に当たりたいと思います。まずは地元での保存する気運を高め、保存制度の活用結びつけていくなど、支えてまいりたいと思いますので、改めて相談窓口を設ける必要はないものと思っております。

次に、登録有形文化財の建造物の登録制度の活用についてお答えをいたします。

登録有形文化財（建造物）の制度は、保存及び活用についての措置が特に必要とされる築後50年を経過している文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する制度でありまして、相続時の税の一部控除などの措置があります。一方、維持管理に対する財政的援助や修繕の工事費に対する補助はありませんで、外観の4分の1を超える修理には届出が必要とされております。

登録有形文化財（建造物）の登録基準は、国土の歴史的景観に供しているものや造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものとなっております。県内では、山形市の千歳館や酒田市の相馬樓など、旅館や店舗を中心に91件が登録されております。

文化財的価値の認められる建造物を継承していく主体は、所有物を初めそれにかかわる人たちであ

り、その建造物を利用し続けていくことが文化財の保護であり、活用であるという考えがこの制度の根本にあります。単に建造物の認知度を高めるために登録を進めていくものではありません。

今後、地域の人たちにこの制度を理解していただけるよう広報に努め、地域の人たちが地域づくりを進めていく中で、これらの利活用と文化財としての認知度の高まりを見ながら、登録有形文化財制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、このたびのふるさと回帰事業によって、たくさんの地域の建造物が地域の人たちによって歴史的遺産として見直されましたことは、今後の保存活用につながるものであり、意識の向上に結びつくものであると思っております。以上、お答え申しあげました。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問にお答えいただきましたけれども、第一答弁の市長の答弁はこれかなって私は想像していたんですけれども、現実的に、今住民がいろいろ問いただしていることについて、もう少し耳を傾けてもらいたいなと思っているんです。

というのは、確かに法律では11号検査は必要だということは私も認めます。しかし、その内容が十分住民に伝わらない中であいまいな形で、二重検査という言葉が先んじている状況で、だからその辺で、二重検査を伴わないようにする仕組み、そういうことが一つは必要だと私は思っているんです。ですから、まず今私たちが委託している事業者にそういう、具体的な中身ですけれども、いろいろ調査項目あります、外見検査から何から。しかし、最後に残るのは水質検査の1点だけなんですね。

それを逆に、業者に、その委託業者に委託することによって経費が削減する、そういうことだろうと思っております。だから、その点をもう少し、市町村では不可能であれば、県に対してそういう形で経費を削減する方向性もこういう形であるんだということを指摘して、改善をお願いしたいということなんです。

そういう話でしたけれども、何だかこれをやらないと、違反者に対してそういうことだと位置づける形ではまずいなと思っていたんですけれども、現実にはそうなっているんですね、答弁見ると。ですからその辺を理解して、ですから環境省なども、やっぱりそこの対応がまだ不十分だと環境省も認めているんです、実際。だから、地方からももう少しそういう声を上げてなるべく効率よくできるような提案をしていただきたいというような話もあります。

ですから、そういう法律で決まったからというんでそれを遵守させるだけでなく、住民が困っていることに対して、もう少し具体的にやっぱりどういう問題があるのか、それをつかんだ上で具体的に回答をもらいたかったんですけれども、その辺ちょっと理解が足りなかったんじゃないかと思いません。

それで、合併浄化槽については、やはり下水道はある程度管理料というか使用料を払えばそれで十分なわけですけれども、この合併浄化槽は、自分で設置して自分で管理して、あるいは検査料も負担していく。そういう合併浄化槽と下水道の差というのは非常に大きいものですから、できるだけ私はこの合併浄化槽の維持費、こういう検査をなるべく削減する方向性をやっぱり探ってもらいたいなと思っていたんです。

それで、この合併浄化槽にいろいろ補助なども出している市町村もありまして、設置するときばかりでなくて維持管理に対しても補助している、千葉県の成田市の状況もあります。ですから、こういう形で金額的に半分ぐらいですか、負担している自治体もあります。

ですけれども、負担よりも、制度改正に向けて市長はもう少し努力をしてもらいたいと思います。この辺について、再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

あと、学校の統合の問題ですけれども、私は、今回は直接田代小学校を位置づけた話ではないんです。統合の話ではないんです。ただ、私たち視察してきて宮古市の実態、小規模校同士の交流事業に対して、やはり寒河江市も今の実態を見ますと小規模校に近い学校が多いわけです。ですから、その辺の取り組みが今後の一つの私は課題だと思っているんです。ですから、今回の寒河江市のこの統合

の取り組みを見ましても、交流学习の目的は統合を目的に考えているわけですがけれども、そうではなくて、学校の中でどういろいろな活動というか、視野を広げるための一つの取り組み、それをもう少し寒河江市として重視してもらいたい。

そういう考えで、今回この宮古市の実態なども述べて、今後寒河江市としてどう取り組むかということをお話ししたつもりでしたけれども、実際は田代小学校の話が先行してしまってその内容がほとんどでしたけれども、ですから、今後標準規模に満たない学校が寒河江市として、特に陵西学区に6校あるわけです。ですから、その6校に対して、ほとんどが陵西地区で、そして陵西中学校に入る生徒がほとんどですね。そうなりますと、いろいろな、中学校に入ったときのいろいろな問題が生じてくるので、そういうことも少し検討する一つの問題であると思っております。

あと、やはり学校を統合することによって地域が過疎化なるという心配も住民からの声も当然田代小学校あたり、あるいは幸生あたりも出てきていると思うんです。ですから、その辺について、やっぱり宮古市の取り組みを改めて見直して、こういう取り組みに対して規模が合わないとかなんとかなくて、やっぱりそういう交流事業をすることによって、集落も存続が可能だという一つの取り組みを見ているわけですから、その実態をどう寒河江市で合わせていくかということも再検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

ただ学校規模、それぞれの学校規模が違うということだけでなく、その視点も入れてもう少し大枠で学校維持、あるいは集落維持ということをもう少し再認識してもらいたいために、今回問題提起しているんです。

ですから、その辺について、今回集合学習、寒河江市でも醍醐小学校との取り組みしていますけれども、その中でいろいろな評価も現時点で出ているわけですから、それをやはりさらに拡大する。統合を目的とするのではなくて、その学習の内容をよい方向に持っていくための一つの方策として拡大するというのが私は必要だと思いますので、その辺について再度答弁をお願いしたいと思います。

あと、文化財保護についてでありますけれども、聞き取りの段階から、どうしても文化財保護という形になると住民の熱意だと、こういう言い方しますけれども、住民の熱意だけでは問題解決にはならないんです。実際そっちこっちで住民運動ができて、保存していくという団体も多くなってきていますけれども、いろいろな面で財政支援とかいろいろな支援対策が行政の方で具体的に進めてくれないければ、保存なんていうのは、今の時代ほとんど不可能です。特に今人口が減少している中で、集落存続さえ危ぶまれている中で、実際ある程度行政が主導になって進めてもらわないと存続なんて不可能ですよ、実際。そういう、住民が、住民がって必ず出てきますけれども、それは撤回してもらいたいですね。

それで、今回この文化財保護に対して、今年の、19年12月5日号に出ていましたけれども、市史編さんだよりも、千原家の能舞台の存続について寄稿というか、たよりがあった中身で、これ保存活用にする方法はないんだろうかと問いかけているのね、編集してくれた方が。これは市史編さんの方であると思っておりますけれども、そういうことから今回の保存に対しての新たな警鐘を鳴らされた内容だと私は思っているんです。

だから、その一つのきっかけは今進めている歴史文化ふるさと回帰事業ですね。これをやったことによって非常に市民はいろいろな面で、昔的な神社とかそういうところに目が行っているんですね。ですから、そういう面でやっぱり500年も同じ慈恩寺あたりの阿弥陀堂が500年たっているのに、幸生

にある同じような阿弥陀堂がなぜ何も手を加えられていないというような実態もあるんです。ですから、そういう同じ立場の建造物が、逆に慈恩寺は立派だけれども、幸生なんかに行くと、ちょっと悪いんだけれども非常にお粗末になってきています。ですから、そういうために、何とかやっぱり一つの位置づけとして継承していくということもやっぱり指導もする必要もあるし、あるいはこうした文化財を保護するための、逆に推進するための制度、だから、国の文化庁の事業でなくてもいいんです、これ。寒河江市独自でそういう形をつくって、そして文化財保護推進という形の名目の人とか、そういうのを配置して、ある程度認識を高めていって、それを存続する方法も一つはあると思います。

ですから、そのことについて今後どういう形で、寒河江市として、さっきもありましたけれども、広報活動とかいろいろな活用をしていきたいという答弁ありましたけれども、具体的にやっぱりその推進に当たる人をきちっと配置して進めていただきたいなと思っているんです。

それとこの千原家の能舞台について、あそこは間もなく道路整備かかるわけです。そうするとあの能舞台がなくなるわけです。そうした場合、あれやっぱりそのまましておけば解体されるわけですが、その辺について具体的に何か考えているのであれば回答をいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 松田議員、時間配分考えてください。佐藤市長。

佐藤誠六市長 この法律は、御案内のように18年の2月ですか、改正条項が追加されたわけですが、まだ日が浅い、2年足らずということですが、そういうことで、市といたしましてもこれまで何回となくPRに努めておるところですが、そういうことで、議員もおわかりのように、これは二重検査ではないというようなことは十分おわかりかと思えます。

そして、浄化槽設置者につきましては三つの義務があるんだということも、これも御案内かと思えます。そういうおわかりの上で、なお何とか法改正なり、あるいは運用上で改正できないかという御提案だろうと思えますけれども、ここまでやっとスタートしたものをすぐ改正ということは非常に厳しいのじゃないのかなと、声を上げなくちゃならないこともあるかと思えますけれども厳しいのじゃないかなと、このように思っております。

ですから、こういう公共の河川というものを、これを浄化して清潔に保ってきれいな川にしていくというようなことは、これはみんなの国民の願いなわけですから、そういうための三つの義務と、こういうことですから、それぞれ別個な視点から行われているということもこれはやっぱり御理解いただかなくちゃならないのじゃないかなと、このように思っております。

ですから、経費もかかること、それもわからないわけではございませんけれども、三つを合わせてできるものでは、そういう仕組みではないんだということを御理解いただきたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えいたしますが、最初の子供の問題でありますけれども、文科省でも、今の子供は非常に実体験がないということで総合学習のようなものが入ってきたと、そういうことでもありますし、私どもも極小規模校、また小規模校ではやっぱり社会体験というものがもっとなきゃいかんじゃないかと、子供の社会性をやはりこれからもっと涵養する必要があると、そういう思いから交流事業というもの、交流学习というものにはかなり委員会としても、これからも力を入れていきたいと思っているわけです。

ちょっと実務的でありますので、この件に関して、担当の方から答えさせていただきます。

それから、文化財の保護の件に関しては議員おっしゃるとおりでございますし、ふるさと回帰事業、これができたことによりまして随分、おっしゃるように千原さんの件も出てございます。これも具体的でございますので、ちょっと担当者から答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、集合学習、交流学习の件につきまして私の方から答えさせていただきます。

先ほど委員長からもありましたように、そのときそのときの課題に合わせまして、これまで歴史を踏みながら、集合学習、交流学习をこれまで重ねてきた経緯がございます。ただ、各学校での教育実践にかかわりましては、先ほど委員長の答弁の中にもありましたように、地域と密接な連携をとる中でそれぞれ独自の教育実践を積み重ねてきたと、その中にほかの街場の学校にないさまざまなかかわりの中での貴重な経験をも加味するすばらしい実践があるということを踏まえたときに、少ない、あ

るいは小規模の学校であっても極めて価値の高い学習内容をこれまで構築していただいたというふうに考えております。

そういったものを大事にしながらも、議員のおっしゃるようなそういった交流というものを大事に考えて今後も研究してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、先ほど千原家ということで出てまいりましたので、そのことについてお答え申し上げます。

皆様も御存じのとおり、千原家はもと中村家ということで非常に古い家柄であります。戸沢公、新庄の殿様も上京の折千原家で休んだという、そういう事実もある由緒ある家柄でもございます。その千原家に能舞台がございます。寒河江の町のだ真ん中に能舞台があるということは、私たち、実にすばらしいことであり、町の気品にもつながる、自慢できるものであると思っております。かつて買い取り保存ということで検討した経過がございますが、実現には至っておりませんでした。

しかし、このたび道路の改良が近づきまして、取り壊さなければならないような状況も生じてきております。そんなことで私たちもその価値を認めておりまして、市内の謡曲を愛好している団体の方々と連絡を取り合いながら、その方々が、あの場所を守りながらそこで活動を続けたいという意向が取りまとまっております。

そういったものを受けながら、市としましても、その団体のそういった願いが実現するようにできることをバックアップしていきたいということで、今打ち合わせ等を行っておるところでございます。

先ほど議員の方からは、住民の熱意、熱意ということですので住民にということがございましたが、決してそういうことではございません。我々は、その原動力がやはり住民の熱意であり、それに引き続きそれぞれの役割を果たしながらということでございます。慈恩寺等につきましても歴史もかなり解明されております。そういった歴史の解明、また住民の理解がそういった文化財の価値を認め守ることにつながるんだということで、教育委員会といたしましても、できるものにつきましても一生懸命取り組みさせていただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 最後に市長に言うておきますけれども、_____、やはり住民の声も聞いて、それに、負担がふえて困った困ったと言っているときに、やはりもう少し、それじゃ制度改正の方法ないかぐらい、少し頭に入れて進めていただきたいと思います。終わります。

散 会 午後1時59分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 20 年 3 月 11 日（火曜日）第 1 回定例会

出席議員（18 名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	芳賀靖夫	農業委員会 会長 職務代理者
那須義行	選挙管理委員会 総務課長(併) 事務局局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課 財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 企業立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 生涯学習課 主任	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 生涯学習課 主任	清野健	農業委員会 事務局局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局 局長	安食俊博	局長 補佐
渡辺秀行	総務 主査	大沼秀彦	総務 係長

議事日程第4号

平成20年3月11日(火曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、3 月 7 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 2 0 年 3 月 1 1 日 (火)

(第 1 回 定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	新学習指導要領の改定について	要領に対する市の取り組みについて	6 番 國 井 輝 明	教育委員長
1 2	欠席児童・生徒への対応について	病気などで授業を受けられない児童・生徒への対応について		教育委員長
1 3	財政健全化法について	地方財政悪化の原因をどう考えるか 財政健全化法の 4 つの指標について 財政健全化法と行財政改革について 市立病院の機構改革と財政健全化法について	1 5 番 佐 藤 暘 子	市 長
1 4	スポーツに親しみ心身の健康を育むまちづくりについて	ジュニア層から元気老人まで、多世代にわたるスポーツの振興について	2 番 石 山 忠	教育委員長
1 5	発達障害者への取り組みについて	発達障害者の発達支援のビジョンについて 発達障害者への支援体制について 発達障害の早期発見として、5 歳児健診の導入について	1 7 番 那 須 稔	市 長
1 6	乳幼児健康診査の取り組みについて	3 歳児健診に視能訓練士による視覚検査の導入について 新生児における聴覚検査の導入について		市 長

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
17	政治姿勢について	職員労働組合に対する基本的な考え方について	16番 川越孝男	市長
18	民主的な教育行政について	首長の多選禁止条例について 市教育委員会の運営について 市教育委員会と議会との関係について 憲法第92条の地方自治の本旨についての市教委の見解について 労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）に関わる具体的対応について		教育委員長

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号11番、新学習指導要領の改訂に対する市の取り組みについて質問させていただきます。

このたび、新学習指導要領の改訂案が2月15日に公表されたとの新聞報道を目にすることができました。それによると、脱知識偏重を掲げた現行の指導要領の実施からわずか6年と早い改訂ではないかということです。改訂をせざるを得なかった背景には、2004年、現行の指導要領実施3年目での経済協力開発機構OECDによる国際学習到達度調査PIISAで、読解力の低下や理数系で国際的に順位を下げたことによるものではないかと考えられます。

6年前に掲げたゆとり教育の結果だとすれば、いろいろな評価がある中で、ふと思うのは、これが悪いから改訂だとすると、私を含め子供を持つ親はどう対処すべきなのか不安を感じずにはられません。

このたびの改訂で学校では、標準時間も小学校では5%、中学校も3.5%ふやし、夏休みを短縮したりする必要があるのであります。

そんな中で、東京都杉並区の取り組みや足立区の取り組みが新聞に掲載されておりました。杉並区では、遅寝の習慣化でいきなり授業に入っても集中できない児童が多いため、一輪車や縄跳びなどで遊ばせ、目覚めた後に授業に入る工夫。また足立区では、家庭生活点検表を保護者に配り採点してもらうなどの取り組みは、とりもなおさず限られた授業の中でいかに効率的に集中力を高め、授業を進め、学力の向上を図る工夫をされていることも事実です。

平成18年11月に寒河江市教育振興計画が策定され、スタートして1年余りとなりましたが、この計画では寒河江市の教育についてすべて網羅したものであり、すばらしいものと思っております。

しかし、例えば、第5章の2「児童生徒の学ぶ力を育むまちづくり」で、学校の目的は、学力をつけるだけでなく、社会の一員としての能力を備えた市民となる基礎を身につけること、つまり社会に生きる市民として職業生活・市民生活・文化生活などを充実して過ごせるような力をはぐくむことであるとしておりますが、私からすれば具体的な取り組みがなかなか見えてこないのであります。

そうしたことから、寒河江市としてのPIISAの結果と評価をどうとらえ、あわせて新しく改訂になるであろう新学習指導要領をどのように受けとめ、学校経営にどう反映していくのかお伺いいたします。

次に、通告番号12番、病気などで授業を受けられない児童・生徒への対応について質問させていただきます。

現在、義務教育を受けている児童・生徒が長期間入院等で学校に行くことができない場合、どのような対応をとっているのでしょうか。

私が小学校のころ、けがや入院等で学校に行けない児童がいたときなどは、担任の先生がその子のところに顔を出したり、クラスメートがお見舞いに行ったりしたものでした。こうした行動をとることで学校を休んでいる子供の不安を解消し、復帰後、学校へも行きやすくなるのだらうと、私も幼いながら人の気持ちというものを教えられました。

現在はどうでしょうか。私の身近に住んでいた児童の話をもとに、義務教育課程での学校の対応について伺いたいと思います。

ある一人の小学生の話ですが、その子は小学3年生のときに重い病が発病し入院いたしました。数カ月の入院後、退院はしたものの、体力が衰え、免疫力も低下し、学校での集団生活ができなくなってしまいましたが、学校側での特別な取り計らいで、クラスメートとは別の教室を利用し、先生方もローテーションを組み勉強を教えてくださいましたとのことで、両親もその対応にとても感謝しておりました。しかし、その後病気が悪化し、入退院を繰り返すことになり学校に行けない状況が続いたそうです。

この時期の話で私も大変驚かされたことがありました。入院先の病院や自宅に学校関係者はだれ一人顔を出してくれなかったことや、養護学校へ編入し勉強を受けられることができたにもかかわらず、こうした情報提供も全くなかったというのです。教育現場において先生方が多忙なことは十分承知しておりますが、このたびの対応が事実とするならば、こうした対応に疑問を持たずにはられません。担任の先生を初め関係者は、児童の病気がどのようなものか把握せず、適切な対応をとらなかったからです。

私が病院の関係者に伺ったところ、市外の学校では、児童・生徒が入院した場合、担任の先生が見舞いに来て、どのような病気であり、日常生活での注意点などを直接主治医に聞き、学校側ではどのような対応が必要か相談して適切な対応をとるということでした。また、一度養護学校に入った子供であれば、こちらの学校の先生が病室まで来て勉強を教えてくださいましたそうです。

入退院を繰り返し、学校に行くことすらできず、友達とも会うことすらできず、不安でストレスもたまっていったことでしょうかし、とても辛い生活を送っていたことはだれもが感じると思います。もしもこのことが中学生であればどうでしょうか。高校受験も控えもっと大変な状況になることは目に見えていることです。

学校に行きたくとも行けず、同級生と同じ勉強をすることすらできず、発病後1年10カ月、昨年12月、わずか10歳という年でその子は亡くなりました。今後、本市でこのようなことがないようにしなければなりません。

そこで質問させていただきます。病気などの理由で学校に行けない児童・生徒は現在どの程度いるのでしょうか。

また、その児童・生徒へは現在どのような対応をとっているのかお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

それでは、お答えをいたします。

最初に、新学習指導要領の改定について、P I S Aの結果と評価をどうとらえているかということでございます。

P I S AとはO E C Dが実施している生徒の学習到達度調査であり、高校1年生を対象に、知識や技能などを生活のさまざまな面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する調査であります。その調査項目としましては、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決力があります。

この調査の結果、日本の子供たちは国際的な比較において読解問題や記述式の無答率が高く、読解力が低下している状況が明らかになっております。ちなみにP I S A型読解力とは、みずからの目標を達成し、みずからの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する力と定義されております。

また、その他の各種調査からも思考力、判断力、表現力などを問う読解力や記述式の問題に課題があるとされております。例えば昨年4月に実施されました全国学力学習状況調査においても、知識、技能を活用する力に課題があることを明らかにしております。

もう1点御指摘のありました、間もなく正式に告示になるであろう新学習指導要領をどのように受けとめているかということについてお答えをいたします。

子供たちは、ますますグローバル化していく社会の中で、その激しい変化に対応できる力が一層求められることが予想されます。そこで、3月末には告示となる予定の新学習指導要領では、現行の学習指導要領でも重視してまいりましたが、各教科の指導において基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、そしてそれらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが一層求められているということでもあります。

これらの新学習指導要領で求められる力や態度は、まさに本市教育振興計画の身近な人・自然・歴史・文化に主体的にかかわり、学ぶことへの意欲・習慣・知識・技能を活用する能力を高めることと合致をしております。

以上のようなことから、今年度はこの教育振興計画の実質的なスタートの年でありましたが、市内の各小中学校においてもこの教育振興計画の重要な柱に沿った特色ある取り組みが展開されました。

今、安全・安心な食ということが特に話題にされている食育への取り組み、この中では農業体験から得る生産の喜びと、食のありがたさを感じる学習や親子料理教室の開催や各種の講演会の開催など、家庭、地域を巻き込んだ活動を推進していただいております。

また、教育の基盤である家庭教育の充実に向け、今年度から市内14校の校長先生をボランティアの講師に迎えまして、親のための子育て講座、14講座を市内の各地区公民館を会場に実施いたしまして、大変好評を博しております。そのほか各学校においてもP T Aとの連携のもと、教育講演会等において家庭教育をテーマにした取り組みを展開していただいております。

それから、読書の盛んな学校づくりとしましては、今年度から寒河江、柴橋、白岩小学校の3校に

読書活動推進員を配置いたしました。読書活動推進員は、図書館を中核にした学校の図書環境の整備を行うと同時に、本が好きな子供を育てるために、子供たちの読書を広げ、心を豊かにしていく読書活動に取り組んでおります。

また、昨年10月には市教育委員会委嘱校として、寒河江小学校が公開研究発表会を行いました。国語科学習を通して言葉でかかわり合うことの楽しさや大切さについて提案をし、全体講演会の講師であった山形大学地域教育文化学部水戸部先生やたくさんの参加者の方から、国語の学習を楽しんでいる子供の姿がたくさん見られた、今後の指針となれるような研究であったという言葉をいただいております。

来年度は、さらにこれらの取り組みが推進、充実されていくことと思います。

最後になりますが、これらのことを学校経営にどう図っていくのかについてお答えをいたします。

本教育委員会でも、新学習指導要領の趣旨が各学校において十分に理解されて、子供たちへの指導が確実に行われるように、各学校や関係者と連携をとりながら、研修会や学校訪問等を通して趣旨の理解や移行措置の内容の理解を図っていきたいと考えております。

また、本市教育研究所でも、来年度より「新学習指導要領の全面実施に向けて」を課題研究部のテーマとしまして取り組むなど、教師みずからが主体的にその趣旨や内容の理解を図ることができるよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、欠席児童・生徒への対応についてお答えをいたします。

初めに、病気などの理由によりまして現在学校を長期欠席している児童・生徒数についてお答えをいたします。

病気やけがが原因で、不幸にも学校へ通うことができなくしている児童・生徒は市内にお一人おります。プライバシーの観点から学校名は控えさせていただきますが、小学3年生の児童が昨年7月初めより病気により入院し、現在も治療を続けております。

入院は今後も続く見通しではありますが、学校も親御さんと連絡をとりながら治療中の子供さんを励ましてくれているようであります。学校と親御さんとの話し合いで、現在は学習のことよりも治療に専念させたいということから学校では、学級の子供たちとともに見舞い、励まし、応援を心がけていております。市の教育委員会としましても、学校との連絡を密にして適切な対応ができるようアドバイスしてまいりたいと考えております。

さて、議員からの質問の中にありました事例の子供さんにつきましては、大変残念な結果であり、心からお悔やみを申しあげる次第であります。

このお子さんは、3年生時の終わりごろに病気を発症し入院いたしました。入院は数カ月に及び、その後退院、学校に復帰いたしました。しかしながら通常での学校生活を送ることが難しく、別室での学習を余儀なくされたとのことであります。学校といたしましても個別的な指導計画を作成して指導に当たってまいりました。

その後再度の入院となり、学校としては、とにかく治療に専念していただき、一日も早く病状を回復し学校に復帰できる日を願っておったようであります。学級の子供たちの手紙と励ましの言葉を届けながらみんなで待っておったところでありますが、まことに大変残念な結果となったことであります。

このたびのことを教訓にして、より信頼される学校づくりに努めていく必要があると考えております。

す。

このように、病気等で長期入院や在宅医療が余儀なくされている児童生徒については、学校と保護者間について、あるいは本人間について密接な連絡、連携をとることで信頼感を構築し、当事者である子供の心配をやわらげ、頑張ろうとする意欲を高め、学習指導へとつなげていくことが重要であります。

そして必要に応じて、山大附属病院の院内学級や山形養護学校の訪問学習指導等の情報を、関係行政機関等と連携をして適切に提供していくことも必要であると考えております。

学校では、長期欠席児童生徒への対応が充実するように、校長を中心にしながら、校内教育相談委員会や学年委員会等において組織的に個別支援計画を作成し、教育相談、訪問学習指導、学級の子供たちとの心の交流などを実施していくことが重要であります。

また当教育委員会としましては、学校との連絡を密にしながら、市の訪問相談員を派遣するなど教育相談や学習活動を支援するとともに、学校における個別支援体制の強化及び学習指導の充実に向けた指導・助言を続けてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

いろいろと大変難しい課題であるというふうに私も認識しておりますけれども、さきに述べました新学習指導要領の件につきまして、今回の指導要領の改訂案では、今回改訂は、予定でありますけれども、言語重視としており、教材の充実や読書活動の推進、また小学校高学年時には外国語の科目が必修化されるなどとしておりますけれども、何と云っても今回の改訂案では総授業時間数がふえることだと思っております。そのことに関しまして、本市では今後どんなふうに対応していくのか、まず一つお伺いしたいと思っております。

もう 1 点ですけれども、今度の改訂案でも、ゆとり教育というような反省点から、学習内容をふやす一方で、先ほども答弁で述べられましたけれども、生きる力の育成も視野に入れた二面的な構造を持っているようでありますけれども、学校 5 日制で増加した学習内容と生きる力の育成、この双方に対応する教育活動を教師や子供がゆとりを持って取り組んでいけるようなことについて、どう検討されるのかお伺いさせていただきたいと思えます。

あと、答弁の中で大変詳しく御答弁いただいておりますけれども、私自身、教育というのは学校だけではなく、一番重要なのは家庭の教育だというふうに思っております。

近年、生活の多様化で核家族化が急速に進んでおり、私たちを取り巻く環境が大きく変化しております。そのことでこれまで地域や家庭で培ってきた教育力というものが低下し、他人を思いやる心というものもなくなってきているのかなというふうに思えます。

先ほども述べましたが、家庭は教育の原点であると私は認識しておりますけれども、このことに関しましては、本当に家庭の問題ではあるとは思いますが、その各家庭内での教育力向上について、先ほどの校長先生方が講師となって公民館で開いているような講座もあるようですけれども、そのこと以外でも、教育委員会がいろいろと家庭内での教育力向上について取り組んでいるようなことがありましたらお答えいただきたいというふうに思っております。

次に、欠席児童への対応についてでありますけれども、教育委員会にいろいろと委員長様あてに要望等上がっていると思えますが、先ほど答弁でもいろいろと触れられておったようですけれども、具体的に 3 点についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

病気で学校に行けず自宅療養が必要な児童生徒に対して、自宅で授業が受けられる、先ほどは指導専門員の方が受けられるということで御答弁いただきましたが、この辺、その方がお越しいただいて授業受ける体制だけなのか。何かありましたら、ほかにもお伺いできればというふうに思えます。

また、入院時や退院時に病気の内容を、だれが把握し、だれがフォローし、学校に戻ったときのケアはだれが責任を持って行うかについてお尋ねしたいと思えます。

あとはもう 1 点、教育者が教育の専門家として病気の子供が勉強できる方法や、いろいろな病に応じた特殊学校といえますか、そういったものを把握して、子供や親にアドバイスできる知識を学校の先生なりにしっかりと持っていただきたいと思っておりますので、そういったことの対応について、今後どうお考えなのかお尋ねして、私の第 2 問といたします。よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 まず、学習指導要領に関して、また欠席児童の問題等について、具体的な件は担当者に答えさせていただきたいと思います。

新学習指導要領につきましては、議員がおっしゃっているように非常に総時間の制約が出てくるといことで、非常に大変だなというふうに思っております。ゆとり教育ということもありますので、この辺、現場の先生方ともいろいろ連携を密にしながらやっていくといことで、今担当者の方から詳しく説明させていただきます。よろしくをお願いします。

伊藤忠男議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 私の方からは、長期欠席児童に対する指導の件についてお答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、御質問にありました子供さんの御両親様より教育委員会あてにありがたい、とてもありがたい御提言をいただきました。このことにつきましては、教育委員会の方に御報告申し上げながら、御両親様にお話をさせてもらったところであります。

ただいま三つの御質問がございましたけれども、一つ目の件につきましては、これまで不登校という形で家庭におりまして、学校になかなか登校できないという子供さんに対して、寒河江市では教育相談員を派遣してございました。この対象を、病気による長期欠席の児童にも広げていこうということで今後対応してまいりたいと考えています。さらに、長期欠席児童に対する家庭、療養生活、長期にわたる場合の学習の指導のあり方について、今後よりよいものにしていくために研究を進めていきたいと考えております。

二つ目の、学校においてだれが中心になってケアに当たるかと、こういう問題でございますけれども、このことにつきましては、学校で毎年教育計画をつくっておりますので、それぞれの学校で教育計画の中に長期欠席児童に対する取り組み、これを明確に入れていくと。こうすることによって先生がかわっても、それから校長がかわってもその学校の取り組みというものが、きちっと次の年に継続してまいるということで、それぞれの学校の体制づくりを進めていきたいと考えております。

それから、三つ目のことにつきましては、やはりさまざまな子供さんがおられるわけですので、それぞれ教職という専門的な立場から相談に当たったり、助言をしていくということがとても大切であります。したがって、教育委員会としましては、それらに対応できるような資質、能力を高めるための研修の場というものをつくって徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

あと、学習指導要領、新学習指導要領の取り組みについては、室長の方から答弁させていただきます。

伊藤忠男議長 高橋推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、私の方から、議員の質問にありました学習指導要領にかかわりますことについて、お答えをさせていただきます。

最初に、間もなく告示になるであろう新学習指導要領でございますが、その中で、新聞紙上でも報道になっていきますように総授業時数の増加というものがございます。お話にもありましたように各学年とも増加が図られる予定になっているわけですが、この傾向につきましては、それぞれの各学校でその教育の情勢を見きわめ、それぞれの学校がもう既に対応をしております。

授業時数の削減に伴いまして、各学校の授業日数がおおむね202日ぐらい、平均で202日ぐらいの日数まで下がっておったんですが、来年度の計画につきましては、おおむね206日から208日ぐらいの授業日数で推移しております。学習指導要領には授業時数、定められたこの授業時数というものが設定になっておりまして、その標準授業時数を超えるように各学校で計画をしておるところでございますけれども、学年によって幅はございますが、最低でも四、五十時間、多いところでは100時間ぐらいの時間をプラスした形で各学校、計画をしているところであります。

先ほどからありましたように、授業時数がふえるということで、いきなりふやしますと、やはり子供たちの毎日の一つのリズムも狂ってまいりますといけませんので、徐々に徐々に、中教審での答申等の動きを見ながら、各学校順次的にもう時数をふやしているところであります。

本格実施に向けての移行期間が2年ほどございますが、それも正式な時数を受ける形で徐々に、そういう形でさらにふやさなければいけない場合にはふやしていくような方向で、こちらとしても指導してまいりたいというふうに思っているところであります。

その他、さまざまな学習指導要領におきます一つの重要な柱立てがあるわけですが、先ほど議員のお話にもありましたように、英語活動が小学校の高学年に入ってくるということがあるわけですが、現在ALT、マークが1人配置しておりますけれども、マークとの連携・協力のもと田代小学校では現在年間35時間の英語活動をもう実施しておりまして、小学校での年間35時間のカリキュラムというものを、この移行期間の中に作成していくべく準備をしておきたいというふうに考えているところであります。

その他、そういった各種の柱立てに沿って準備を滞りなく進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ゆとり教育と中でも生きる力の育成との二本柱というか、そういったことについての御質問がございましたけれども、ゆとり教育そのものにつきましては、大きな目玉として総合という、総合的な学習の時間の設定という大きな変化が前回あったわけでございます。さまざまな今実体験を伴わない、経験がいろいろ伴わない子供たちが育っている中で、さまざまな体験活動を通し、さまざまな能力を身につけ、生きるための力を育成していくという基本的な考え方そのものは、今後とも変わりはないというようなことについては答申の中でも言われていることであります。

確かに時数がふえるということで、そういったゆとり教育の転換ではないかというふうに言われておりますが、そうではなく、基本的な力を育成するという面にかかわりましては何ら変わりはないと。

ただ、「ゆとり」というものは学校そのものの中には必要ではないかというふうに考えております。

ゆとり創造運動を通しまして、各学校で少しでも自由に使える時間を設定していくことが重要ではないかということでそれぞれの学校に指導しておりますが、一番大事なことは、教師が子供たちと接する時間を多くつくり出すということが必要なのではないかというふうに思います。今後もそういった意味でゆとり創造運動を強化し、時間を生み出して、より多く教師が子供たちとかがわれる時間を設定してまいりたいというふうに思っております。

最後に、家庭教育にかかわりましての御質問でございますが、まさに今年度実施しました、先ほど申しあげました校長先生方のボランティアによる家庭教育の講座、14講座を展開したわけですが、来年度以降も続けていくというふうな話を伺っております。それに加えまして、それぞれの地域におきまして保護者並びに地域の住民と連携した事業を展開していただいているところであります。

先ほど答弁の中にも触れてはあったのですが、大事なことは、地域と連携する中でその地域力、地域の教育力を確固たるものにしていくことではないかというふうに考えております。したがって、今後とも学校と保護者と地域の三者が強固な連携をとりながら、家庭の、あるいは地域の教育力強化に向けて一層努力をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

一つは、先ほど申しあげました教育講演会、そのほかにもさまざまな運動、あいさつ運動とか、さまざま地域に展開できる花いっぱい運動とか、そういうふうな活動を通してこういった力を強化してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

さきに芳賀教育長様から御答弁いただきましたけれども、市民から上がってきた要望に対して即座に対応して下さったことに心から感謝申し上げます。まことにありがとうございます。また、その御家庭からも連絡ございましたが、多分室長さんだとは思いますが、直接、土・日を利用してその御家庭を訪問し、説明に上がって下さったという誠意ある行動に対しましても感謝申し上げたいというふうに思います。

今回の件に関しましては大変珍しいことでありまして、それに対応することは、すぐ対応できるようなマニュアルというものはなかったと申しますが、最初から完成されたものはないと私も思っております。いろいろな事柄があって、少しずつ手直しをして、より理想に近いマニュアルを完成させていくということが重要だと思っておりますので、今後もそういった点に対しまして御努力賜ればというふうに思います。

また、後で室長さんから御答弁いただきました学習向上に対しましても、いろいろ詳しく御説明いただきました。まことにありがとうございます。

私も教育委員会の方にお訪ねして伺いましたら、寒河江市の学習向上と申しますが、学習力と申しますが、そういったものは大変ほかの県また市町村に比べて大変高い水準であるというふうなことも伺っております。これも、現在教育委員会また学校教育課で働いている皆さんの御尽力のたまものかなというふうに思っております。また、そういった方々を配属して下さっている佐藤市長に心から敬意を表して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、財政問題について市長の見解を伺います。

寒河江市民の現在と将来にとって、市長や議会の責任が問われかねない大変重大なテーマでありますので、真剣な議論をしてまいりたいと思います。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、地方財政悪化の原因をどのように考えるか伺います。

日本経済はバブル経済崩壊後減速を続け、景気浮揚策として国による公共事業への誘導策が打ち出されました。公共事業の財源としては、後に地方交付税で措置される有利な起債が大量に発行され、多くの自治体が観光施設やイベント事業も含めた投資的事業を進めていきました。その結果として、累積する債務の返済に苦労する事態となりました。さらに、2004年度から始まった小泉内閣による三位一体改革、構造改革路線が推し進められるに至って、その影響は自治体運営や国民の暮らしをますます深刻な状態に陥らせることとなりました。

三位一体改革は、4兆円の国庫負担金を廃止し、それに見合う税源を国から地方へ移譲し地方分権を進めるというものでした。さらに地方交付税への依存度を低下させ、自立した自治体へ誘導することを目的にしてきましたが、現実には、地方へ移譲された仕事への税源は確保されず、地方交付税は削減の一途をたどりました。全国の多くの自治体は行財政改革を繰り返しながら歳出削減をし、住民へは痛みと我慢を強いる結果となりました。

平成18年度決算における寒河江市の地方債現在高は227億3,000万円で、県内類似市の中では東根市に次いで2番目に多い額になっています。また、寒河江市の19年度実質公債費比率が、地方債の発行に県の許可が必要な18%を超え23.3%となり、県内の市段階では、新庄市、長井市に続く3番目に高い指数となっています。

このような財政悪化を招いた原因は何なのか、市政運営に問題はなかったのかどうか伺います。

この間、政府は、国際競争力をつけなければ日本は世界経済から取り残される、競争に勝つためにはコスト削減して生産力を上げなければならないという財界の要求に、生産現場にも規制緩和を認め、人件費の削減に手を貸しました。その結果、職場から正社員が排除され、派遣やパートなどといった非正規不安定雇用という安上がりの労働環境が拡大することとなりました。市中には失業者が増大し、定住できる住みかもしない「ネットカフェ難民」などと呼ばれる若者や、家族を養うために幾つもの仕事をかけ持ちで働き、それでも人間らしい生活ができない「ワーキングプア」と呼ばれる人たちが全国至るところに拡大されていきました。

本市にも、正規の就職先がなかなか見つからずアルバイトや派遣の不安定な仕事についている若者が数多くいます。また、仕事すら見つからず家の中に引きこもりしている青年も少なからず見受けられます。御両親の心配は人ごとではありません。また、長年それぞれの町で商売をし地域経済を支えてきた小売店や中小業者も、安い商品や価格に太刀打ちできず倒産したり、店をたたんだりといった状況が私たちの身の回りにも数多く見られます。

富める者と貧しい者との格差、都市と農村との格差が大きく広がっています。私は市民のこのような状況を踏まえ、財政の健全化は極力市民生活や営業に負担を押しつけないように行うべきだと考えます。そして市民の暮らしや営業を立て直し、未来に希望の持てる市政を築くことこそ行政の責務と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、財政健全化法の四つの基準について伺います。

2007年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、夕張市の財政破綻に端を発し、地方公共団体の財政の健全性を判断する基準として四つの指標を導入しました。

四つの指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ですが、この指標それぞれに基準値が示され、基準値以下の数値であればおおむね健全財政と見なされるが、それを一つでも超えれば財政健全化計画、財政再生計画の策定を義務づけるというものです。

この健全化法は、平成20年度決算より法が施行されることになっていることから、新年度予算を編成するに当たっては健全化法を視野に入れた編成が必要になりました。4基準を踏まえた上でどのような点に注意し、何を重視した編成をされたのか伺います。また、健全化法の四つの指標は、市政運営にどのようにメリット、デメリットをもたらすと考えるか伺います。

次に、財政健全化法と行財政改革について伺います。

国によって策定された財政健全化法の第1条は、この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とすると、その目的について規定しています

つまり財政の健全化が目的であり、住民が安心して住み続けることのできる地域、自治体の再建築にはなっていないと言われていています。国の財政指標を超えることなく財政運営をしていくには、これまで以上に厳しい行財政改革が進められるものと思われまます。

しかし、寒河江市の公債費負担適正化計画によれば、実質公債費比率は、平成18年度単年度で23%、3カ年平均で21.8%、19年度単年度で24.3%、3カ年平均では23.3%、20年度単独では24%、3カ年平均では23.6%と高い比率を示しています。

単年度でも3カ年の平均でも20年度が最高で、その後は徐々に減っていく見通しになってはいますが、実質公債費比率の基準数値である18%を切るのは平成27年度となっています。それまでの間、寒河江市はひたすら借金返済のために起債の発行を限定し、徹底した既存事業の見直しと新規事業の抑制を行い、重点的事业に厳選して投資するとしています。いわば市民は10年間、さまざまな要望があってもじっと我慢して耐えなければならないということになるでしょう。

しかし、市民の側から見れば、一昨年から実施された定率減税の廃止、昨年は住民税の大幅な引き上げ、介護保険の認定区分変更によってこれまでのサービスが受けられなくなったりと、負担増とサービス低下が押し寄せています。収入の伸びが見られず市税や国保税などの滞納者がふえ続けている状況の中で、これ以上の負担増をせず、市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくためにどうすべきと考えているのか、市長の見解を伺います。

次に、市立病院の機構改革と財政健全化法についてお伺いいたします。

財政健全化法の四つ指標には、連結実質赤字の指数も健全化を判断する物差しとして出されており

ます。この中身は、公営企業を含めた全会計の実質赤字と資金不足が標準財政規模に対してどのような比率ならば健全なのか、早期に健全化を図らなければならない状況か、または財政の再生を図らなければならない状況かを判断する指標とされています。

寒河江市では、公営企業の中に市立病院も含まれますが、市立病院は財政赤字の最大の要因である医師不足とともに、診療報酬の引き下げ、入院日数の制限、医療費の引き上げによる受診抑制などが相まって、市長初め病院関係者の懸命の努力にもかかわらず平成18年度決算では単年度で1億5,600万円余の純損失、前年度からの繰越欠損金は3億1,100万円となっています。これらの赤字が寒河江市の連結実質赤字比率にどのように影響するのか伺います。

全国的に、地域医療の核となる公立病院を抱えている都道府県、市町村がたくさんありますが、いずれも深刻な赤字を抱え存立さえ危ぶまれています。医師不足とそれに伴う勤務医の過酷な勤務体制の影響で診療科目を廃止したり、お産患者や救急患者を受け入れないなどの病院が多発し大きな社会問題になっています。いずれも人命にかかわる問題であり、その地域に住む人が安心して医療を受けられる地域医療を確立することは絶対に必要なことです。

ところが、政府は昨年12月、公立病院改革ガイドラインを提示し、各自治体に公立病院改革プランを2008年度中に策定するよう通知をしたと聞いております。このガイドラインは、赤字の根本原因となっている医師不足や診療報酬などには全く触れず、経営の効率化、病院機能の再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの三つの視点に立った一体的な推進を求めているもので、医師・看護師不足を解消し地域医療体制を充実させるといった視点は全くないものです。

特に、経営効率の面では3年間で経常収支の黒字化が必要だとし、病院単位での数値目標の設定を求めていると聞いています。そのために、独立採算性を原則に自治体の一般会計からの赤字補てんを制限したり、民間委託や職員給与の見直し、病床削減や診療所化なども例示し、特に病床利用率が3年連続で70%以下の病院は抜本的な見直しを行うことが適当として、病院の廃止、縮小を迫っているとされています。

寒河江市立病院でも、このようなガイドラインに沿った改革プランをつくる考えなのか、それとも昨年12月20日の全員協議会に示された市立病院経営改革プラン（案）がそのプランに当たるのかお伺いいたします。

また、医療は効率や採算だけで判断できるものではありません。殊に住民の健康や医療の確保に責任を負う自治体として、赤字になったからといって廃止したり民営化に移していくことはすべきでないと思います。

今回示された市立病院経営改革プランには、病床の削減や外来処方などが提案されていますが、信頼される医療体制とともに、いかに通院しやすい体制をつくるかが大きなポイントになると思います。高齢社会の中で、遠隔地からの通院や、足の確保ができない高齢者、障害を持つ人たちが安心して医療を受けられる交通手段などを考えるべきと思いますが、見解を伺います。

経営不振の最大の要因となっている医師不足の改善や、診療報酬の引き上げなどを国に強力に要望していくとともに、行政として市立病院への財政支援などはこれまでと同様に続けていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、地方財政の悪化についてでございます。

地方財政が悪化した原因としましては、バブル崩壊後の国主導の景気対策によって地方の公共事業が膨張したことも一因として挙げられますが、一番大きな原因としましては、景気低迷による地方税の減少と国税収入の減による地方交付税の減少、そしてその後の三位一体の改革でのさらなる交付税の減少が挙げられます。こうした中で、社会資本の整備や福祉施策の充実といった住民からの要望にこたえてきたことも大きな要因であり、このことが今の地方財政の現状を生んだと思っております。

本市における実質公債費比率は、19年度で23.3%、市債残高は212億円余りとやや高い水準にありますが、これは、これまで実施してきた本市発展の基盤づくりのための投資的経費や下水道特別会計への繰出金、病院への負担金、また西村山広域事務組合への負担分担金などが影響しているものでありまして、今後の適切な財政運営によって下がっていく見通しでございます。

本市発展の基盤づくりとしましては、駅前中心市街地整備事業などの土地区画整理事業やハートフルセンターなどの福祉施設の整備、図書館、醍醐小学校などの教育施設の整備、そして市民生活に密着した道路網の整備など、将来のあるべき都市像を見据えながら、今を逃しては実施が困難になる事業をチャンスをとらえ、タイミングを計りながら、市民のニーズ、時代の要請、そして財政の現状と将来を見据えて実施してきたものでありまして、そのことがまちの活性化、市民の豊かさの実現につながったと思っております。

財政指標の今後についてでございますが、実質公債費比率につきましては、公債費負担適正化計画に基づきまして今後も市債借入れを抑制していくことから、計画最終年度の平成27年度には18%以下に下がる見込みであります。また、市債残高につきましても、毎年15億円以上減少することとなり、今後は急速に減っていきます。平成20年度末には200億円を下回り、平成26年度には100億円程度になる見通しであります。

このように、これまで本市の発展や市民福祉の向上を目指し、さまざまな事業を実施し、あわせて財政の健全性の維持にも意を配してきたところであり、時宜をとらえた適切な、そして市民に希望を与える市政運営をしてまいったと思っております。その結果、寒河江市が県内では数少ない人口増加の都市となり、また1人当たりの所得も高い水準を維持し、さらに拠点施設の整備と駅舎移転などによる都市軸の強化など、現在の西村山の中核としての寒河江市の姿があるものと思っております。

次に、財政健全化法についてでございます。

健全化法が施行されることによって平成19年度決算から、御案内のように、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率を監査委員の審査に付しまして、議会で報告した上で公表するということになります。

四つの比率それぞれに長期健全化基準が政令で定められておりまして、比率が一つでも基準を超えた場合は財政健全化計画を定め、自主的な改善に取り組まなければなりません。また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を定め、国の管理下で確実な財政再建を図らなければならないことになっております。

四つの比率につきましては、具体的な算定方法や基準は政令や規則で定めることとされております。基準は昨年末に政令によって示されましたが、具体的な算定方法を定める規則については今月中に示される予定でございます。

財政健全化法の施行と、20年度予算とのかかわりについての御質問がございました。本市の20年度予算のかかわりでございます。

政令を見る限りにおいては、本市の比率はどの基準をも超えることはないと考えております。平成20年度の予算編成に際しましても、将来において各基準を超えることのないよう配慮したところでございます。

また、赤字を出さないことは当然であります。実質公債費比率の上昇を抑制するため市債の借り入れを制限し、起債に依存しない財政運営を心がけたところであります。さらに、過去に高利率で借り入れした市債についても積極的に繰上償還をいたしまして、公債費の圧縮を図るとともに、市債残高の低減を図り、将来負担比率を抑制する予算としておるところでございます。

これらのことは、単に比率の数値を下げるためだけに実施するものではございませんで、これらの取り組みを通して一般財源を生み出し、自由に使える財源としてこれからの寒河江市の発展につながる施策に充当していくものでありまして、ひいては市民の福祉の向上に寄与していくものと思っております。

次に、指標についてのメリット、デメリットについてのお尋ねがございました。

四つの比率は、それぞれ地方自治体の財政状況を客観的にあらわす指標でございます。財政健全化法に基づき比率を公表することで、その自治体の財政状況が明らかとなり、今後の持続可能な行財政運営のための早目早目の対応について議論が深まることがメリットであると考えております。

一方、全国一律の基準を持って判断されるという面を考えれば、自治体固有の事情、つまり産業構造や人口の年齢構成などが反映されにくいといったことがデメリットであるとも考えております。

それから、市立病院の単年度純損失や累積欠損金の連結実質赤字比率への影響についてでございます。

連結実質赤字は、各会計ごとに黒字額と赤字額を算定しまして合算した額が赤字の場合に発生するものでございまして、その額が標準財政規模に占める割合が連結実質赤字比率となるものでございます。

企業会計においては、流動負債が流動資産を上回った場合が赤字となるもので、健全化法で言う資金不足額であります。平成19年度の市立病院事業会計決算では発生しない見込みであります。仮に今後発生した場合であっても、さきに述べましたように、他の黒字会計と相殺されるため連結実質赤字比率は発生しないものと考えております。

次に、市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくためにどうすべきかという御質問もございました。

財政の健全化のためには、まずは今取り組んでいる行財政改革というものを積極的に進めていくことであると思っております。

行財政改革につきましては、これまでも申しあげてきましたが、現在の低経済成長の時代におきましては税収の大幅な伸びが期待できず、なおかつ高齢化社会の到来によりまして医療や福祉の経費が増大しており、地方自治体は真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に、実施方法の効率化を図り、

限られた財源の中でより多くのサービスを提供できるよう努めていかなければならないものと考えております。

また、市民の側におきましても、右肩上がり経済が成長していた時代のように、何でも行政に依存するということが不可能となっており、サービスに対する負担、さらには受益と負担の公平性の観点も御理解いただき、限られた財源の中でどのようなサービスを求めるかなど、市民と行政の役割についても考えていただくことが必要になっているものと考えております。

一方、安定した行財政運営を行うにはいかに財源を確保するかも重要であります。この点につきましては、本市ではこれまで工業団地の造成や幹線道路の整備、区画整理事業などの実施によりまして、税収の増という効果を実現できているものと考えております。

平成20年度の一般会計予算におきましては、行財政改革の効果というものを生かしまして、起債を抑制した中で投資的事業を増額するなど、厳しい中でも市民の要望にこたえた予算を編成できたと思っております。このように市民と行政が知恵を出し合いながら行財政改革に取り組むとともに、その効果を生かして定住と地域経済の活性化に向けた事業を展開し、財源の確保に努め、そしてそのことにより健全財政を維持しつつ、市民の求めるサービスの提供、市勢の発展が実現できるものと考えております。

次に、市立病院とのかかわりについてのお尋ねがございました。

改革プラン関係についてでございますが、市立病院におきましては利用者のサービス向上を目指した病院改革プランを策定し、改革に取り組んでいるところであります。改革プランの内容につきましては、御案内のように、12月20日に議会全員協議会を開催していただき説明させていただいたところであり、市民に対しましては2月5日号の市報においてお知らせしたところであります。

昨年12月に総務省から、公立病院改革ガイドラインが地方公共団体に通知され、その内容については、経営の効率化、それから再編・ネットワーク化、そして三つ目は経営形態の見直しの3つの視点からなっております。平成20年度内に公立病院改革プランを策定しまして、病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが認められておりますことについては、御案内のとおりでございます。

各自治体病院においては、このガイドラインに沿って改革プランを作成することになりますが、うちの市立病院におきましては、ガイドラインに先駆けてプランを策定したことになります。ガイドラインにおいては、病床利用率とともに経営に関する指標などの目標数値も設定することとなっておりますので、今回策定しましたところのプランを基本に策定していかなければならないと考えております。

また、病院の再編・ネットワークにつきましても盛り込まれておりますが、これまでも申しあげてきたとおり、寒河江西村山地域の中核医療機関としての機能分担、連携というものを視野に入れまして、広域的な枠組みの中で安定した地域医療の提供というものを考えていかなければならないと考えております。

だれでも安心して病院に通える体制づくりに関しましては、病院改革プランにおいても計画しておりますわけですが、具体的には、不自由な方や高齢者の方が安心して受診できるよう、1月から患者さんの案内や誘導のお手伝いをする病院ボランティアというものを配置いたしまして活動を開始していただいております。現在8名の登録ボランティアから活動していただいております、評判も上々でございます。

また、外来患者さんの安全な移動支援のために、主に高齢者の歩行補助器具といたしまして、3月から歩行器2台を玄関前に配置いたしまして、利用していただいております。

それから、高齢者の交通手段につきましては、現在、市立病院の最寄りのバス停留所は主要地方道天童大江線に設置されており、病院から離れていることから、バス利用の利便性の向上を図るためにも、寒河江宮宿線の新たな停留所を市立病院の敷地に設置の可能性につきまして、山形交通バスと話し合いを行い、要請してまいったところでございます。

市立病院への乗り入れは、今すぐ対応できる状況にはないとのことでございますが、バス利用者からの要望等があれば、これらの意見も聞いた上で今後も検討していきたいとのことございましたので、話し合いを継続してまいりたいと思っております。

それから、市立病院への財政支援についての質問もございました。

市立病院は、市民の健康を守り、医療を確保するための重要な役割を担っておるわけでございます。昨今、さまざまな要因によりまして経営環境が厳しい状況にございますが、採算性だけで判断されるべきものではございませんでして、設置目的に沿って将来とも存続されなければなりません。存続するためには持続可能な体制を整える必要があり、そのための経営改革も必要となります。

持続可能な経営といたしましては、市民に真に必要な医療提供体制というものを把握いたしまして、地域の公立、民間の各医療機関との役割分担を明確にして、そして基幹的な医療機関といたしまして成り立たせるための徹底した効率化を進めていく必要がございます。

御案内のように、公立病院は救急医療や高度医療などの不採算分野についての役割をも求められております。このため国においてはこのようなことを考慮し、独立した企業会計である病院事業会計に対しましても行政で財政支援することができるとして、繰り出し基準を設けておるわけでございます。

本市では、市立病院が市民に必要な医療提供体制をとれるよう、今後ともこの基準を基本として財政支援を行っていく考えでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

佐藤暘子議員 1 問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

大変丁寧な御答弁だったために残り時間が少なくなりましたが、的確に質問してまいりたいと思います。

市長は、財政悪化を招いた原因として、税収が少なくなったというようなこととか、地方交付税の入りが少ないとか、そういうふうなことが原因だというようなことをおっしゃいましたけれども、ずっとこれまで市長が就任してから市長は積極的に投資的な事業に投資をして、未来の資本づくりだということで投資をしてさまざまな大型の事業をやってきましたんですけれども、それが今返済のピークを迎えて、18年度では実質公債費比率が23.3%、そして地方債の残高は普通会計と公営企業、そういうものを含めると392億円、1人当たり91万3,000円という非常に多額の借金になっているわけでございます。

この状況というのは、前々から危機的な状況であるということは指摘をされていたわけですね。日本共産党の議員団もこれまで何回もこの場で財政問題を取り上げて、何とかしなくちゃならないんじゃないかということで提言をしたり、質問をしたりしてまいったところです。監査の方からも、私はずっとこれまでの監査の決算審査意見書を見てきたんですけれども、もう平成17年度には経常収支比率が96.4%と、これは悪化しているんですね。財政硬直化の頂点に差しかかったというふうな警鐘を鳴らしているんです。

でも、そういうことがありまして、市長はこれまでも、平成14年からですか、最上川緑地の多目的水面広場、そういうものにも1億5,000万円の当初の予算を組んで、そしてそのことをずっとやり続けてきたと。そういうことのツゲが、今市民に大きな負担を課しているのではないかというふうに思うんですけれども、そういう反省は市長の中にはなかったように思います。

そのために、市民は非常に市民生活に予算が回ってこないということで嘆いているんですね。側溝整備とか、それから、子供たちの通学路にぜひとも安全対策に必要な通学路の整備とか、樹木なんかにしても剪定とか消毒なんかがなかなかならない。これも予算がないからだめだと片づけられるということで、市民は、もう何言ったってだめなんだというような失望感、あきらめの言葉が返ってきております。

ですから、市長はこれまで素晴らしいこともやってこられましたけれども、でも、こういう点がやっぱり反省すべき点なのではないかと。この反省点に立って、改革を進めていかなければならないのではないかというふうに私は考えます。

それから、市民サービスを低下させないで財政健全化を図るにはということについては、行財政改革を進めながら地方債の残高を少なくしていくというふうな市長の答弁でありましたけれども、19年度の行財政改革実施状況を見てみますと、非常に努力されていることは私も存じあげております。定員の適正化とか給料の適正化、そして経費の節減というものもやっているわけでありましてけれども、私が一番感じるの、市民に直接関係する各種協議会とか団体などへの本当にわずかばかりの補助金や負担金からまで、これは廃止をしたり見直しをしたりということで、百数十の項目の中から1,000

円とか、また数千円単位とか、そういう本当に小さな予算を削減して改革を行っているということなんですけれども、例えば民生委員の活動費、それから駅前街路灯の維持管理費、そういうものからも削って少なくしているということなんです。

民生委員なんていう方たちは、非常に大変な仕事をしておられるので、なかなか手がない大変な仕事なわけなんですけれども、こういう人たちの活動費までも削っている。また、駅前の中心部、あそこを夜間でも照明をつけてにぎわいを見せてきてくれている、その街路灯の負担金にまでメスを入れるという。

こういうふうに、市民生活に直接かかわるところでの削減、そういうものを進めていけば市民の中に意欲とか活気なんていうものはなくなってしまうのではないかと、低下させてしまうのではないかと、いうふうなことを私は感じるわけです。それよりも大胆にメスを入れるべき改革があるのではないかと。それが最上川緑地の多目的水面広場、また、花咲かフェアも見直しもすべきだというふうに私は考えております。

平成19年度から21年度の実施計画によれば、花咲かフェアの予算が、20年度からは1,000万円というふうに激減をされていたわけなんですけれども、これが19年度の予算ではまた復活して2,800万円、20年度では2,700万円となっているんですが、この増減について、どのようなことでこれを増減したのかという理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、市立病院についてはいろいろな積極的な改革をしていくというふうなことを承りました。また、財政健全化法には差し障りがない程度のものだというふうなことをお伺いして安心をしていたところですが、それでもこれから先どうなるかわからないということで、やはり気をつけて運営をしていかなければならないというふうに思いますが、究極的な問題というのは、やはり医師不足、それから診療報酬の引き上げ、そういうものを改定していくよう働きかけをしなければならぬというふうなことを強く感じているところです。

病院患者の足の確保、これ、バスの乗り入れを検討してもいいというふうなお話がございました。これも一つの方法だろうとは思いますが、でも、このバスというのは一定の人しか、場所、地域の人しかこれを利用できないと。寒河江市全体の高齢者の方の足の確保をするということになればやはり循環バス、そういうものも検討していくべきではないかというふうに考えます。

2問、これで終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議員は、悪化の原因は、仕事をしたから悪化になったんだとこのようにおっしゃいますが、何もしないことくらい楽なことはないと思います。でも、何もしなければやはりまた税収入も上がらないし、人口もふえませんが、活気もなくなります。

そういうことで市民の幸せ、発展につながるような事業をやってきておるわけでございまして、ですから、今日の姿、寒河江があると私は思っておりますので、ですから、借金と病気は隠すなど、こう俗に言われておりますが、私は今まで借金の額を隠したこともございませぬし、はっきりとお示しておりますし、その償還計画についても皆さんに示しておるわけでございまして、その中から皆さんにいろいろ考えてもらいたいこともありますし、何が、こういう事業をやった中で借金もあったのかということも認識してもらいたいと、こういうことを言っているわけでございまして、そしてそれが生きた資産として残っておるということ、それが寒河江市の発展につながっておるんだということをお示しておるわけでございまして、その効果というものは存分に市民がこれは享受しておるものと、このように思っておるわけでございます。

ですから、これまでしたことが大きく市民に還元されておるということは私は言えるのではなからうかなと、こう思っておりますし、1問にも答弁したように、人口がふえているとか、あるいは税収も上がっているというようなこと、これが出てきておるわけでございまして、これをさらに市民に還元して、市の事業にこれを施策として取り入れておるわけでございますので、何もしないで財政健全化、健全化と言っている分にはこれほど楽なことはないと思います。ですけれども、これでは何のための施策だかなと、何のための行政だろうと、このように私は思っております。

側溝のことなどもお話がございましたけれども、側溝にしましても、あるいは用悪水路にしましても、それぞれ身を砕きながら、気を配ってやっておるわけでございますので、ほかの市町村とお比べになっただらなになっていただいていた方がいいんじゃないかなと私は思っております。

それから、行財政改革に細かいところに配慮が行き届いておらない改革でないかなというようなお話がございましたけれども、やはり自分たちの事業なり、自分たちの仕事というようなものを、やっぱり自分たちの努力なり、あるいはやるということもこれも一つでございまして、1問にも答弁申しあげましたように、いわゆる自分の受益というものと負担ということもこれも考えていかなければならないことだろうと思っております。何でも行政だ、行政だと、行政を批判をして自分の負担をしないというような考え方では、私は市民の意識というものが醸成されないものと思っております。

その点では、私はいつも申しあげておりますけれども、グラウンドワークなり、ボランティア活動というものが寒河江ほど盛り上がっている町はないと思っております。そういう意味では大変感謝しておるわけでございまして、そういうように行政と市民が一体となってまちづくりにいそしむということが求められておるわけでございまして、花咲かフェアが1,000万円から二千七、八百万円にふえたのがとんでもないみたいな話がありましたけれども、この議場におきまして、もっと花咲かフェアを盛んにして、実施計画の額では少ないんじゃないかと、こういう話が出てきているわけでございまして、また、花咲かフェアの効果というものはすごい効果を及ぼしていると、これは寒河江市だけじゃなくて県全体に寄与している効果というの大きいものがあると。

そしてまた、寒河江市のシンボルイベントとしての位置づけをおっしゃって、これが花咲かフェアのみならずさくらんぼ等々におきましても、あるいは交流人口の増大にも大きく貢献しているんだと、寄与しているということも話がありましたし、私も思っております。ですからこそやっておるわけでございます、これだけの、いつも申しあげますけれども、長期間を寒河江市民の力でやっておるといのはまずほかには見られないことだろうと私は思っております。これだけのエネルギーが寒河江にあります。寒河江市民がそれを持っておるといことを大きく証左としておるだろうと、このように思います。

元気の、そして市民の力のまずエネルギーが花咲かフェアにあらわれていると、こういうことでございまして、ですから、その効果というものは大きなものがあるわけございまして、それを少なくしろというような意見は、私は採用されるということにはいきません。

議会の中でも、繰り返し申しあげますけれども、増額してくれ、あるいは盛大にやってくれと、我々もボランティア活動として参加して協力しますからと、こういう意見が多数を占めておるわけでございますので、それに基づいて私も意を酌んでおるわけでございます。

それから、病院の改革でございますけれども、国のガイドラインに先駆けてプランをつくったわけでございますが、これは内容をごらんになっていただきますとおわかりのように、全く市民に対しましてより濃密な、そして親切的な、そして期待される病院である、あるいは治療が行えるようにということをやるところでございますので、病床を減らしたのはなんとかといったような話もございましたけれども、より入院しやすいようなベッドなりあるいは病棟にするということで、気持ちよく患者に過ごしていただけるように、安心して治療に専念していただくような、そういう環境づくりというものをやるわけございまして、それがあらゆる分野と申しますか、部門でやっていこうと、こういうことでございます。（「手短にお願いいたします」の声あり）

また、国に対しましても、県に対しましても、あるいは地域医療の中におきましても、地域医療というのがこれは大切なことでございますから、そういう分野にも働きかけていっておるといことを御理解いただきたいものだなと、こう思います。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 花咲かフェアについても、市長は大変、やるなというようなことはだれも言っていないというようなことを言われました。やるなとは言っておりません。私たち、一昨年12月に市民アンケート、8,000件にとりましたけれども、その結果ではやっぱり有料にすべきでないかと、ただ無料ではこれはうまくないんでないかと、税金だけを投入して無料というのはいまうまくないというふうな声だったわけです。ですから、その方向での見直しを進めるべきではないかと私は申し上げたいわけです。

それから、最上川緑地についても、何でそんなに税金をかけてする必要があるのかという、これは市民の声です。必要なものであれば反対はしないのだと。ただ、なぜ必要なのか、どんな効果があるのか、そういうことをはっきり市民に示してほしいと、そういう声がたくさん出されているのです。

そういう市民の声を踏まえて、これからの行政に当たってほしいということを申し上げたいと思います。市民は、本当に市政のことをよく見ているものだとは私は思っているところです。以上です。
(終了の合図)

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号14番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 寒河江市民さくらんぼ憲章の「スポーツに親しみ、心身の健康につとめます」を実践するために、また、このテーマにかかわり活動している多くの市民とともに御質問と御提案を申し上げますので、教育委員長の御答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号14番、スポーツに親しみ心身の健康を育むまちづくりについてお伺いいたします。

近年、社会環境や人々の生活様式が大きく変化する中、市民一人一人がそれぞれのライフスタイルにに応じて、日常生活の中で主体的にスポーツに親しみ、明るく、豊かで、活力ある社会を築いていくことがますます重要となってきています。スポーツは青少年の心身の健全な発達を促すとともに、自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培い、仲間や指導者との交流を通じてコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と思いやりをはぐくむなど非常に大きな意義を有していますし、特に、青少年が社会人としての規律を身につけていく上での貴重な活動としても大きな意味を持つものです。

寒河江市としても、スポーツの振興を通じた子供の体力向上や、だれもが身近な地域においてそれぞれの興味や関心にに応じて、生涯にわたり多様なスポーツに親しむことができる環境づくりに努めなければならないと思います。

そこで、寒河江市のスポーツ少年団の現状から見てみますと、平成17年度の小学生2,590名中641名が加入、加入率は23.47%、平成18年度では2,550名中712名で、加入率は27.92%となっていますが、山形県平均の31.76%、31.86%と比較すると若干低くなっています。中学生を含めると16.63%、19.92%となり、これも県平均の23.82%、23.91%を下回っています。

文部科学省の体力運動能力調査結果によりますと、依然として子供の体力は低下している傾向にあり、その背景には、生活習慣の変化や遊び場の減少など、子供を取り巻く環境の変化が考えられ、さらに、運動する子供としない子供の二極化が見られ、その体力差も広がっており、特に、人生で最も成長の著しい思春期の入り口と言われる小学校高学年5、6年生では、個人差はあるものの、身長が急速に伸びたり、心臓を初めとする内臓器官や骨、筋肉など運動にかかわる身体の諸機能の著しい発達が見られるようになり、この時期は一生の中で最も重要な心身の成長の黄金期と言われるため、運動指導への配慮を求めています。

平成20年1月19日、寒河江市スポーツ少年団が実施した体力テストの結果からも、瞬発力、腹筋の持久力、敏捷性においては全国平均と同程度であるが、腕の筋力の持久力及び全身の持久力の低下が見られると、寒河江市の子供たちの傾向を示しています。

次に、平成19年度の中学校運動部活動実態調査によりますと、陵東中学校男子は98.8%、女子は71.6%、陵南中学校では男子92.8%、女子73.2%、陵西中学校男子99.1%、女子68.2%と、男子ではかなり高い加入率になっています。

一方、国民のスポーツ実施率を高めるため「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」を合言葉に、多世代、多志向、多種目、受益者負担を大きなねらいとして、総合型地域スポーツクラブづく

りが全国的に進められ、寒河江市においても平成18年寒河江市総合スポーツクラブ、愛称として「アスポーツさがえ」を設立し、会員の要望にこたえながら各種事業を展開しておられますが、会員が約250名と、まだまだ多いとは言えない現状です。

これから3中学校区に、それぞれ地域スポーツクラブを設立される計画を進めておられますが、元氣老人が中心のゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフを初め、若年層を含めた各種目のサークルや愛好会などを加えても、市民のスポーツ実施率は決して高いとは言えないと思われます。さきに述べました中学校の運動部活動の加入率は大変高くなっていますが、特に社会人となってから、成壮年層のスポーツ実施率は低くなっていると言われていますが、寒河江市の現状はどうでしょうか。

スポーツは、体を動かすという肉体的な要求にこたえるとともに、爽快感、達成感、連帯感などの精神的満足を高め、さらに体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身ともに健康をもたらすものです。また、各種スポーツ競技において全国や国際大会で活躍するアスリートは、地域に夢と感動と喜びをもたらし、活力のあるまちづくりに大きく貢献するものと思います。

市報の「いきいき人間シリーズ」で表紙に取り上げられていますアスリートたちの活躍の紹介は、市民の皆様から好評のようです。また、本年は隣国中国で北京オリンピックが開催されることから、市内からオリンピック選手の誕生が実現したら、さらに大きな喜びとなることでしょう。

そこでお伺いをいたします。

地方行財政は、まだまだ厳しい情勢が続くと思いますが、心と体の豊かさを市民に、特に未来を担う青少年に夢と感動と活力をもたらすため、平成20年度をスタートとして、どのようなジュニアから元氣老人まで多世代にわたるスポーツ振興策をお持ちなのか、現状と実態とともにお知らせいただきますようお願い申しあげまして、第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 ジュニア層から元気老人まで、多世代にわたるスポーツ振興策ということについてお答えをいたします。

生涯にわたって、健康で安全な明るい生活を送ることはすべての市民の願いであり、また個々の市民の幸福にとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも強く求められており、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなっております。

そのため、寒河江市教育振興計画において、スポーツライフの基盤づくり、生涯スポーツの振興、競技力の向上を三つの柱として定め、市民一人一人が、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる社会の実現を目指して各種施策を講じております。

一つ目の、生涯にわたりスポーツに親しむ生活、つまりスポーツライフの基盤づくりであります。スポーツライフが充実したものとなるかどうかは青少年期にさまざまなスポーツに接することが大切であると言われております。学校体育は、子供たちが生涯スポーツの基礎を養い、たくましく生きるための健康や体力向上の大切さを理解させていくこともねらいの一つであります。そのため学校との連携を図りながら、指導者の資質向上のための研修機会を拡大するとともに、運動やスポーツの楽しさを子供たちが体験できるよう、ニュースポーツの指導者派遣による出前事業や用具の貸し出し事業を進めていきます。

また、地域スポーツ団体等との連携を図りながら、学校教育の現場においても地域のスポーツ指導者を活用できる仕組みを検討してまいります。

さらに、子供たちがスポーツの喜びを学び、健康な体と心を養い、地域社会の中で活力に満ちた生活を送れるようスポーツ少年団活動を推進してまいります。

二つ目の、生涯スポーツ推進ですが、先ほど質問にありました本市における成人のスポーツ実施率は、平成14年度の山形県による調査によりますと、週1回以上運動やスポーツ活動を行っている人は29.2%と3割弱であります。国及び山形県のスポーツ振興計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指しています。

こうした状況を踏まえまして、市では少年スポーツ教室やちびっこスポーツ教室、スポーツ面白講座、スポーツレクリエーション祭などを開催し、市民がスポーツを日常生活に取り入れるきっかけとなるべく努めているところであります。

また、地域資源の活用によって生涯スポーツの普及、振興を図っていく中で、現在整備中の最上川寒河江緑地多目的水面広場の有効利用を念頭に置きながら、カヌー教室などを新たに開催し、地域に根ざした特色あるスポーツの普及に努めてまいります。

さらに、市体育協会や各スポーツ団体と連携を図りながら、スポーツ教室や講習会の開催を通してスポーツに親しむ環境整備とスポーツ人口の拡大を進めてまいります。

さて、だれでもがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じてスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブ「アサポートさがえ」が誕生して2年が経過しました。まだ会員数は少ないわけですが、着実に増加しておりまして、小学生から70歳代まで、幅広い年齢層の人がさわやかな汗を流し

ております。

市ではスポーツ教室等を委託し、スポーツクラブと連携を図りながら、多くの人が気軽にスポーツに親しめるよう努めております。来年度におきましても、65歳以上の方を対象に「いきいき健康教室」を市の委託で引き続き実施し、また、スポーツの実施率が低い40歳代以下の人を対象にしたスポーツ体験教室やトレッキング教室、スポーツ講演会等も開催する予定であり、引き続きスポーツクラブの発展、充実に向け支援を行ってまいります。

もう一つの柱が競技力の向上であります。近年、本市出身者がスポーツの各分野にわたって全国や世界で活躍する例がふえております。例えば、一昨年夏の甲子園大会で本県代表が県勢初のベスト8入りを果たしたチームの本市出身監督や選手の活躍は今も記憶に新しいところであります。

本市出身者が、全国や世界で活躍することは地域に夢と感動を与え、市民の喜びと新たな活躍につながることから、スポーツライフの基盤づくりや生涯スポーツ推進の原動力になるものと思います。

以上のとおり、スポーツの振興については幅広い施策を行っておりますが、市民みずからが自己の充実と生活の向上を目指して、主体的にスポーツに参加できるよう今後とも努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。これまで、あるいは今後の活動を進めていくためにいろいろな計画をお持ちだということをお伺いをいたしました。

そこで第 2 問に移らせていただきます。現状を、あるいは今後の計画を踏まえまして、2 点について御提案を申しあげたいと思います。

生きがいや潤いのある充実した市民生活を送ることは、みんなの願いであるということは今の御答弁にもありました。スポーツの果たす役割はますます大きくなります。また、多様な価値観や生活習慣にあわせて、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めていかなければなりません。健康・体力づくりの教室の開設やスポーツのあるコミュニティづくり、地域住民による自主的なスポーツクラブの組織化など、寒河江市体育協会を中心に活動は進めておられますが、生涯スポーツ社会のさらなる充実のために具体的な御提案を申しあげます。

まず最初に、旧寒河江土地改良区事務所の利活用についてでございます。

この建物は平成 17 年度に市が求められ、寒河江市の体育施設と隣接、特に市民プールと並んでいるために、直接往来ができるように設備を整え、市内小学校水泳大会を初め、水泳大会時には大変便利に活用され大会関係者からも喜ばれています。しかし、大会などは夏の間の一定期間となるために、その他の期間については利用されていないようです。

現在、総合型地域スポーツクラブ「アスポーツさがえ」が、寒河江市体育振興公社を中心に寒河江市体育指導委員会、寒河江市体育協会の協力で運営をしておりますけれども、クラブの今後の計画には、クラブハウスを含めた拠点施設が欠かせないとしています。また、26 競技団体、8 地区体育協会で構成する体育協会においても、おのおのの競技団体の事務局は個人の自宅などが多く、体育関係者の城として仮称「スポーツ会館」を求める声があります。

各競技団体として多額の負担はかなわないとしても、応分の負担を求めながら、総合型地域スポーツクラブのクラブハウス及び競技団体の拠点施設としてスポーツ会館を、ぜひ実現してほしいものだと思っております。

次に、中学校の運動部活動についてでありますけれども、最上川寒河江緑地整備事業も進み、多目的水面広場整備も平成 20 年度に試験湛水が始まり、平成 21 年度には仮の使用が可能と伺っています。

そこで、寒河江高校や谷地高校のカヌー部は全国的に活躍していることから、当然として中学校のカヌー部の話題も出てくると思います。御承知のとおりカヌーには、4 人乗り、2 人乗り、1 人で漕ぐシングル、あるいはカヤックやカナディアンなど、その他の種別もありますので競技用具などはとても高価なものになります。各々の中学校では負担が大変になりますし、保護者にとっても同様なことだと思えます。さらに、生徒の減少も予想されることから、3 中学校合同の部活動として活動することが合理的だと考えますが、いかがでしょうか。

また、陸上競技につきましても、陵南中学校には陸上部がありますが、陵東中学校には、形はちょっと違うものの、アスリート部として活動しています。陸上競技は短距離、長距離、投てき、跳躍といったいろいろな要素を持つ競技であることから、それぞれの特性に見合った指導やメニュー、それに設備が必要になってきますし、多種目に多くの人数で活動できる競技です。そんなことから、3 中

学校合同の活動ができないものかと思います。

指導には陸上競技協会の協力を求めることや、施設として、第4種公認を受けている寒河江高等学校グラウンドの使用などが考えられますし、このことは、現在ちょっと低迷しております寒河江西村山駅伝チームの強化にもつながるものと思います。中学校体育連盟の考え方や制度の制約については詳しく承知しておりませんが、この辺は御了承いただきたいと思います。

なお、全国的に競技団体を初め各体育連盟の取り組みがなかなか進んでいないことから、部活動主体から総合型地域スポーツクラブへ移行しよう、切りかえをしていこうと進めております文部科学省や、県のスポーツ振興基本計画、及び市の目標まではまだまだ遠い現状にありますけれども、総合型地域スポーツクラブ化の障害にならないように配慮することは当然のことですし、逆にクラブ化を進められる形態を念頭に置いて検討していくことはできると思いますが、いかがでしょうか。

2点の御提案を申しあげまして、第2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えいたしますが、先ほど話が出ていました新学習指導要領を見ましてもおよそ 1 時間ほど授業もふえると。それもいろいろ議論の中で、隔週土曜日という話もありましたが、結果的には週 5 日制の中でふやすということでもありますから、学校の現場は非常にきついという感じはしているわけでありまして、そのためにもやはり部活動を議員がおっしゃるように、将来的には地域総合スポーツ型に移行していくんだということは将来的には非常に大事なことじゃないかなと。そのためにもそれを、「アスポートさがえ」等々をこれから支援する意味でも、拠点というものは大事なことだなと私も全く同感でございます。

旧寒河江土地改良区事務所の跡地利用という御提案でございますけれども、確かに今雪に閉ざされておきまして、まことにもったいないという感じもしております。ただ、いろいろ施設等の問題、あと部活動の問題、いろいろ実務的には難しい問題がたくさんございますので、担当者から答えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 工藤生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、お答え申し上げます。

一つは、ただいま委員長からありました旧寒河江土地改良区事務所の利用についてでございますが、委員長が申しあげましたように、その団体が自立して活動していくためには拠点となる施設が必要ということで、体育協会やアスポーツさがえを初めとする各団体と協議をしながら、施設の有効な活用について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

あと、2 点目にございました、三つの中学校合同の部活動として活動できないかということに對しましてでございますが、それを実現するためには難しい問題があるようであります。

仮に三つの中学校が合同で部活動を行うとしましても、それぞれの学校が顧問を置かなければならないことになっております。また、部活動以外の形態で活動を行ったとしましても、中学校体育連盟の規約に「中体連加盟の種目についてはあくまでも各学校の部所属の生徒に限る」という規定があることから、中体連の大会には参加できないこととなります。

ただ、御質問のカヌー競技につきましては、中体連に加盟していない競技であります。そのためクラブ形式でのさまざまな大会への参加は可能であります。この場合は、受け皿となるクラブの体制づくりという課題が残ることとなります。

また、陸上競技の例もございました。中学校に、陵東中学校ではアスリート部、陵西中学校では総合運動部という受け皿を用意しまして、生徒は外のクラブ等での活動を行う、そのことを支援している例がございます。しかし、この場合でも合同の部活動ということになりますと、大会参加の問題、また指導体制づくりという課題が残ることとなります。

なお、最後にありました部活動主体から総合型地域スポーツクラブへの切りかえ、これにつきましては、確かに生徒数の減少や指導できる教員の確保などの問題もありまして、これからそういう方向に動いていくということで文部科学省としても進めることになっております。しかし、今のところ具体的な動きはありません。

いずれにいたしましても、将来において受け皿と期待される総合型地域スポーツクラブ、本市ではアスポーツさがえが活動を始めております。その自立と充実、発展に向けまして必要な支援を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 現状をお伺いしました。

まず最初に、スポーツ会館あるいはクラブハウスの跡地利用のことですが、やはり体協加盟団体の方々は、先ほども申しあげましたように事務局というものを持っておりません。そんなことでスポーツ会館という形をつくってほしい。ただし、それについては自分たちが、例えば看板料の名目とか、あるいは需用費といいますかランニングコストの一部とか、そういったことを自分たちの能力の中で負担をするなり、そんなことでぜひ実現していただきたいものだという、自分たちも負担をしながらでもそういう拠点施設が欲しいんだという意見が大分ございます。そんなことで、教育委員長なり、あるいは教育長なりの方から御答弁がありましたように、ぜひ御検討をいただきたいなというふうに思います。

それから、運動部活動のことですが、やはり今文科省が出されたスポーツ振興計画を、10年間の計画範囲の中で大体半分以上過ぎてはいるはずで。その中で部活動とか、あるいは中体連、高体連や、そういった対外試合の形態や、そういったことも見直しをしながら総合型地域スポーツクラブを育てていこうという、欧米型のスポーツクラブにしていこうという発想がなかなか進まないというのは、先ほど申しあげたように競技団体や、あるいは各体育連盟の方の動きが鈍いということが原因だと思っています。

そんなことで、特に陸上競技の場合なんかですと、各ほかの種目でやっている生徒を陸上競技大会にあわせて訓練、あるいは練習をしチームをつくっていくというような現状がありますので、なかなかそれも進まないのかなと思っています。

そんなことで、特に今回合同というふうに申しあげましたのは、試合は別にしても、総合的に3中学校一緒に活動する中で、例えば高校の場合なんかですと、駅伝なんかについてはチームがつかない場合には合同でもよろしいというような例が見受けられるようですので、そんな考え方を少しかえていけば、先ほどカヌーはそういう組織に加盟していないので大丈夫だというふうにありましたけれども、そういうことで進めていくことが動きの鈍い総合型に移すという、スポーツの運動の今後の形態に対応していける手だてになるのかなということで申しあげたつもりでございました。

そんなことで、やはりジュニアから高齢者まで、介護保険の世話にならない元気な高齢者になっていくためにも、ジュニア期からそれに積極的に参加をし、その体験を生涯スポーツとして持つていくことが自分の幸せな、豊かな生活を送れる一つの手だてになるんだと、それが豊かなまちづくりにもつながるのではないかと。行財政改革の中でお金がない、お金がないということよりも、もっとそういうホットなといいますか、豊かな気持ちの部分のフォローをするためにもぜひ取り組んでいただきたいものだなというふうに思って御提案を申しあげました。

いろいろと障害があろうかと思えますけれども、ぜひ実現されるように要望をいたしまして、第3問として質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔 17 番 那須 稔議員 登壇 〕

那須 稔議員 私は所属している政党・公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号15番、発達障害者への取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、1 番目として、発達障害者への発達支援へのビジョンとございますか、今後の取り組みについてお聞きをします。

発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群などを含めた広汎性発達障害や、学習障害や注意欠陥多動性障害などの脳機能障害の方々を総称して言われております。

発達障害者支援法が、平成17年4月に施行されたことに伴い、これまで身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、それに精神保健福祉法で行ってきた障害者福祉対策の対象外として十分な支援を受けることができなかった発達障害者に対し、ようやく社会的に認識され始め、支援の取り組みが今進められています。

そういう中であって最近、発達障害の子供を抱える保護者がまとまって「発達支援ひろがりネット」などを組織し、多くの方々にその存在を理解してもらい、同時に種々の課題の解決に向けて力を合わせて取り組もうと立ち上がっております。

これらの方々の社会的自立と安定した生活の実現を図っていくためには、幼児期から成人期に至るまでそれぞれの特性に応じて支援やサービスが求められています。国でも法律が施行されたこと伴い、厚生労働省内に発達障害対策戦略推進本部を設置し、さまざまな角度から総合的な検討を開始をしております。

本市においても平成19年3月、寒河江市障がい者基本計画を策定し、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者を対象として、平成27年を目標年度として、この計画の理念にもありますように、「障がいのある人が地域の中でその個性と人権が尊重され、自立した生活が営めるように関連する分野が協働し、必要な支援を受け、生き生きと地域で生活できることを目指す」とありますが、その目標に従って取り組みが進められているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、寒河江市障がい者基本計画では、計画の効果的な推進を図るため、障害のある人、地域、学校、団体、企業がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組むことが明記をされています。この計画の中で発達障害者に対しての計画の推進のために推進協議会などの設置が望まれると思いますが、どのように考えるのかお聞きをします。

二つには、言うまでもなく、支援が成功するかどうかはそれを担う人材の育成が大変重要であります。行政担当者、保健師、保育士、教員などの研修の実施とあわせて専門的知識を有する人材の確保に積極的に努めることが望まれます。研修参加や専門性を持った人材を何年間で何人育成するなどの数値目標を明確にし、具体的な計画を策定して取り組むべきだと思いますが、いかがなものか、お考えをお聞きします。

2 番目として、発達障害者への支援体制についてお伺いいたします。

一つには、関係課との連携による支援体制についてお聞きします。

発達障害者支援法では、医療、保健、福祉、教育、労働などについての課が連携し、幼児期から成人まで適切な支援をつないでいくことにより発達障害者の社会的自立を促していくことが明記をされています。そして、地方公共団体の責務として、適切な支援体制の整備について迅速に取り組んでいくとなっております。

保育、教育、就労のさまざまな場面において相談に行っても門前払いを受けたり、たらい回しにされることが起きないように、縦割り行政の壁を乗り越え、関係課の連携による適切な支援体制の整備が求められます。

そこでお伺いいたします。本市においては発達障害者支援法が施行されて3年目になりますが、関係課との連携による支援体制についてどのように取り組まれているのか、現状と今後の取り組みについて考えをお聞きします。

二つには、発達障害者についての理解を促すための取り組みについてお聞きをします。

発達障害者の障害特性の理解と対応について多くの人たちに周知してもらい、広く発達障害者を理解していくことが求められています。発達障害の難しい点は、人の成長、発達のしかたには個人差があるということ、法でいう発達障害はわかりにくいいため、どの程度、どの範囲までを発達障害ととらえていいのかなど、一般の人々に、知的障害を伴わない場合の発達障害についての理解を促すのはなかなか難しいと思われまます。そういうことでは積極的に機会を利用し、啓発に努めることが必要だと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市として発達障害についての理解を促すための取り組みをどのようにされているのかお聞きをします。

二つ目には、行政を中心とした発達障害者支援ネットワークの構築、また、市のホームページや市民講座や市民ボランティア講座などにおける啓発の取り組みについてどのように考えるのかお聞きをします。

次に、三つには、保育所における発達障害児の取り組みについてお聞きします。

保育所における発達障害児については、発達障害について理解し、対応できる職員を研修により積極的に育成していくことが望まれることだと思います。

そこでお伺いいたします。一つ目には、市内の保育所の発達障害児の状況と取り組みについてどのようにしているのかお聞きをします。

二つ目には、保育所における発達障害児の取り組みとして、保育所の職員への発達障害についての研修や専門職による巡回指導などが望まれると思いますが、これらについてどのように考えるのかお聞きをします。

三つ目には、発達障害者に対して福祉サービスなどの支援策の取り組みについてお伺いいたします。

一つ目には、発達障害者は知的障害者や精神障害者の範疇でとらえられない人が多く、大半が療育手帳や精神障害手帳が交付されず、福祉的支援が受けられない状況となっております。

制度のはざまにあるこの発達障害者に対し、市独自の救済策は考えられないものかと思えます。例えば知的障害者や精神障害者に準ずると医師により判断された発達障害者には、医師の診断書があれば各種福祉サービスが受けられるようにしてはいかがなものか、お考えをお聞きします。

二つ目は、発達障害者は現在の療育手帳や精神障害手帳の対象になっていないところです。これら

の発達障害に対して新しく発達障害者手帳の発行を関係機関に要望してはいかがなものか、お考えをお伺いいたします。

四つには、発達障害者への就労の取り組みについてお聞きします。

発達障害者支援法では、就学前から就労まで適切な支援をつないでいくことにより発達障害者の社会的自立を促していくことが明記をされています。この点については関係機関で協議会を設け、個々に、どのようにすれば雇用につなげていけるかを真剣に検討していくことが求められております。そして一人一人に合った雇用先を見つけ、就労への道を開いていくことが大切です。このように、発達障害者への就労支援策を展開すべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3番目として、発達障害者の早期発見への取り組みについてお伺いいたします。

ここ数年、増加傾向にある発達障害の早期発見を考えてみた場合に、3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎが指摘をされています。発達障害の発見については、自閉症や重度・中程度の精神遅滞などについては3歳児健診までに発見されることが多く、一方、注意欠陥多動性障害や学習障害などの軽度発達障害は3歳児健診までには気づきにくいと言われております。3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所や幼稚園で集団生活を行うようになって、保育士から集団行動がとれないなどの問題を指摘される幼児がいます。

それは集団生活をする年齢、つまり5歳程度にならないと適切に指摘できない脳の発達段階に起因していると言われております。就学前健診で、発達障害児であると言われた保護者にとっては大きな大きなショックだと思います。あらかじめ就学1年前に健診をすることによって、保護者の受けるショックもやわらげられるのではないかと思います。

このように、5歳児健診を行うことによって指導・療育が入れば就学前健診時には保護者もきちっと判断できるように思われます。また、子供にとってもよりよい方向に判断されるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、3歳児健診における発達障害者への取り組みと、ここ数年間の発達障害児についての診断結果について、どのようになっているのかお聞きをします。

二つ目には、乳幼児健診の際に保健師など乳幼児と接する職員など、関係スタッフの発達障害の理解が早期発見にも大事かと思われます。早期発見するためにも発達障害についての研修が必要だと思われませんが、これらの保健師、乳幼児と接する職員に対しての発達障害についての研修についての考えをお聞きします。

三つ目には、乳幼児健診の際に発達障害の早期発見への取り組みとして、5歳児健診の導入についてのお考えをお伺いいたします。

次に、通告番号16番、乳幼児健診の取り組みについてお伺いをいたします。

初めに、1番目として、3歳児健診に視能訓練士による視能検査の導入についてお伺いをいたします。

近年、増加をしております低体重の新生児や仮死状態で生まれてきた新生児は、医療の発達により、大変喜ばしいことですが命は助かるようになりました。しかし、このようにして生まれてきた新生児は呼吸とか視覚の機能が整っていないことが多く、目に障害がある場合、そのまま放置すると視覚認識が発達しないため生涯にわたり視力が出ず、弱視化や、重いものでは目が見えなくなるなど、取り返しのつかない障害となるとの疾病例などが見られるようであります。そして、低出生体重児の障害

発生率は、視覚異常では100人に2人ぐらいと、2%と推測をされています。

特に脳は、3歳までに急速に発展・発育をし、その能力をつくる情報の90%は目から入ると医学的にも証明をされています。そういう意味では、脳の形成には目が最も重要だと言われております。子供の目の機能は生後発達を続け、6歳にはほぼ完成されると言われています。遠視、近視、乱視などの屈折異常や斜視があると良好な視力が得られなくなります。このため、こうした異常を早期に発見することが望まれています。

本市においての3歳児健康診査に際しては、視力検査が主である視覚検査が実施をされています。それは、各自あらかじめランドルト環、眼科疾患発見のためのアンケートを配布し、これらのことを各家庭で実施をしてみた上で健診会場に来てもらう。そこで健診担当医の小児科医の先生や保健師が結果をチェックし、異常が疑われる場合は眼科医に紹介し、精密検査をすることとなります。

現状では、3歳児健診の視覚検査で異常が発見されなかった場合、就学前健診まで検査の機会がないのが現状であります。3歳児健診での検査のあり方が早期発見につながるわけで重要になると思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市での3歳児健康診査での視覚検査についての検査の結果について、どのような状況なのかお聞きをします。

二つ目には、各自が家庭内でランドルト環による検査を行い、健診時に自己申告するという従来の検査方法については、一部の眼科から発見精度が低いのではないかと疑問視する声が上がっております。3歳児では発達に個人差があり、正確な意思表示ができるかどうか疑問が残る上、保護者の取り組みにもばらつきがあるためだと関係者は指摘しております。

視覚異常などの早期発見による子供の健やかな成長を願って、3歳児健診の検査項目に視能訓練士による視覚検査を導入することについての御所見をお伺いいたします。

次に、2番目に、新生児の聴覚検査の導入についてお伺いいたします。

生まれつき耳が聞こえない、または聞こえにくいという障害を持つ子供は、出生1,000人に1人が2人の割合で生まれてくるそうであります。耳が聞こえないと言葉も覚えることができません。しかし、できるだけ早い時期に障害を見つけ治療や訓練を始めることで、その言葉の発達のハンディを最小限に抑えることができるということです。そして難聴を新生児段階で発見・療育すれば正常児と同等の言葉が話せるようになるなどの症例なども報告をされています。

今まで、新生児の聴覚障害はなかなか診断することはできませんでしたが、最近、新生児期の検査のための装置が新しくつくられてきているようです。新生児の聴覚検査の導入をしている自治体などでは、検査体制が整備されている医療機関に委託をしております。検査は、新生児聴覚スクリーニング検査を用いています。この新生児聴覚スクリーニング検査は比較的操作が簡単なもので、新生児が生まれて退院するまでの1週間の間に、その新生児が自然熟睡をしている間に検査をしており、時間は数分でできるということになります。

本市における聴覚検査については、3歳児健診を受診された子供さんを対象に、ささやき声やチンパノメトリーによる聞こえの検査を実施しており、検査結果については、耳鼻科の先生により結果をチェックし、聞こえについて心配がある場合は精密検査を勧めているようであります。

そこでお伺いいたします。一つには、本市での3歳児健康診査での聴覚検査について、検査の結果、どのような状況なのかお聞きをします。

二つには、新生児の聴覚検査には新生児聴覚スクリーニング検査が行われますが、市内の病院で、このような新生児に対して聴覚スクリーニング検査ができる病院は幾つあるのかお聞きをします。

三つ目には、乳幼児健康診査の取り組みとして、早期発見そして早期治療や訓練によって発達のハンディを最小限に抑えるためにも、新生児期における聴覚検査の導入についていかがなものか、御所見をお伺いいたします。

以上で、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、発達障害者への取り組みについてでございます。

最初に、発達支援のビジョンについてということでございますが、その中で、地域自立支援協議会と人材育成の二つの御質問がございました。

平成19年3月に策定しました市障がい者基本計画は、平成19年度を初年度とし平成27年度を目標年度として、障害者のライフステージ全体に係る施策の方向を定めたものでございます。この計画の効果的な推進を図るため、地域自立支援協議会を設置することにしております。しかし、まだ協議会を設置しておりませんが、早々に協議会を設置いたしまして、その中で発達障害者も含めた広く障害者全般に係るサービスや地域生活の支援について協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、人材育成でございますが、もとより支援に当たる担当職員の研修などの人材育成は、発達障害の相談に的確に対応し、必要な支援策を実施していくのに極めて重要であると認識しております。発達障害を正しく理解してもらうための研修会や講演会を開催する役割を担っている県の専門機関として、発達障害者支援センターがございまして、市としましては、支援センターが主催する研修会などについて計画的に受講させるなど、人材の育成を図っているところでございます。

次に、発達障害児者への支援体制について五つほど質問がございました。

まず、1点目でございますが、関係課との連携のことでございます。

御案内のように、本市におきましてはハートフルセンターを拠点に、保健福祉医療及び介護などの一貫したサービスを提供していく体制となっていることから、日常的にそれぞれの部門との連携を取り合っていると同時に、必要に応じて学校教育課などとの連携も図る中で、発達障害者などからの各種相談に適切に対応できるようにしております。今後におきましても、日常的に連絡を取り合う中で支援してまいりたいと考えております。

2点目は、発達障害者支援のネットワークでございます。

県の発達障害者支援センターとの連携を核としながら、先ほどの地域自立支援協議会を早く立ち上げてネットワークを構築し、支援に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、保育所における取り組みについてでございますが、市立保育所では平成12年度より障害児保育を開始しており、平成19年度においては17名の障害児を受け入れ、そのうち13名が発達障害児であります。その中でも障害の程度が重い児童に対しましては、児童1人につき1名の保育士を配置し保育に当たっており、平成19年度は9名の保育士を障害児保育の担当として配置しております。

次に、保育所職員の研修と専門職の巡回指導等の導入についての御質問がございました。

職員の研修につきましては、毎年2ないし3名の保育士が障害児保育の研修会に参加するとともに、必要に応じて県の総合療育訓練センターから専門の先生に来所していただきまして、個別ケースの指導・アドバイスを受けております。さらに10年前から、障害児保育の専門である東北福祉大の教授から毎年1回、全保育所でそれぞれ1日かけて保育現場を見ていただきながら、発達障害児の保育のみならず健常児も含めた指導・アドバイスを受けているところでございます。

それから、発達障害者に対する福祉サービスなどの支援策の取り組みについてでございます。

知的障害者や精神障害者に準ずるとの医師の診断書があれば、各種福祉サービスが受けられるようにしてはどうかということでございますが、現在のところ県では、発達障害児者についての実態や課題の把握を行い、市町村における一貫した支援策を含めどのような支援のあり方や支援体制が可能なのかを検討するための調査研究の段階でございまして、本市におきましても、このような県の動向を見ながら福祉サービスなどの支援策を検討してまいりたいと思っております。

次の質問でございますが、発達障害児者に対する、新しく発達障害者手帳の発行というものを県なり国なりに要望してもらいたいという、それに対しての考えいかんということでございます。

御案内のように、知的障害についても、精神障害についても、障害者の手帳につきましては、その症状や障害の固定化などが進むことによって日常生活等における支障、制約の状態が固定的に継続している方が対象となるものであります。そのことから見ますと、発達障害児者の場合には障害の固定化という点で検討すべき課題があるため、療育手帳のような発達障害者手帳制度の導入はなかなか難しいのではないかと考えております。したがって、国、県への要望については他の市町村の動向を見ていく必要があると考えているところであります。

次に、就労支援策でございます。

今もお答え申しあげましたように、県における支援のあり方全体にかかわる検討の状況や動向を踏まえていくべきものと考えているところであります。そのため、総合療育センターに併設されている発達障害者支援センターとの連携のもと、障害者雇用の窓口機関であるハローワークや、自立に向けての就労などを支援している障害者就業生活支援センターなどの活用を図りながら進めているところでございます。

次に、3歳児健診における発達障害児への取り組みと、ここ数年間の健診結果についてでございます。

3歳児健康診断時の対応につきましては、3歳児健診に当たり事前に郵送して記入してもらった、40項目以上からなるところの健康調査票に基づきまして、市の保健師が父母と面接方式で記入内容の確認や質問などをしながら聞き取りをいたしまして、さらには、子供に実際に絵本や積み木などを使ってもらい、言葉のおくれやコミュニケーション、落ち着きがないかなどの状況を観察しながら、内容を補足した調査票に基づき小児科の医師に診断してもらっているところであります。

それから、ここ数年間の健診結果のことでございます。

平成16年度は、受診者数401人のうち、健診担当医師の判断により、軽い異常のあった要指導児3人、それから医師の診断や保護者の訴え、保健師の観察により、しばらく子供の発達成長の様子を見ていこうと判断された要観察児39人、それから、児童相談所での受診対象となった要精検児1人となっております。平成17年度は、受診者数383人でございまして、要指導が1人、それから要観察21人、要精検3人となっております。平成18年度は、受診者数380人のうち、要指導が1人、要観察が17人、要精検2人という診断結果となっております。

次に、保健師、乳幼児に接するところの職員に対する発達障害について、研修についてどうかという御質問がございました。

発達障害は、早期に発見し適切な支援が行われれば障害を最小限に抑えられると言われていたことから、健診などに携わる職員についてはより多くの専門的な知識を習得し、健診などで発見を見逃す

ことのないようにすることが重要と考えているところであります。このため、積極的に研修会などに出席させているところであります。

それから、早期発見への取り組みとして5歳児健診の導入についての考え方でございますが、発達障害は対人関係が苦手なことが多いため、集団生活の中でより目立つことから集団生活の中で発見しやすいと言われております。

本市における集団保育は、3歳児健診受診児では83%、4歳児では96%、5歳児におきましては99.2%と高い比率でありまして、集団保育の中で障害の発見しやすい環境にあることや、保健師や家庭相談員が保育施設と連携を取りながら発達障害の発見、支援に努めていることなどから、これまで3歳児健診やこれらの取り組みの結果、就学時まで発達障害に気づかなかつたという事例は聞いておりませんので、5歳児健診の導入までは考えていないところでございます。

次に、乳幼児健康診査の取り組みについて、何点かの御質問がございました。

まず、3歳児健康診査での視覚検査の結果についてでございます。

平成18年度は、受診者数が380人、そして要精密検査該当児は21人となっております。そして精密検査受診の結果、異常なしが3人、医療機関での経過観察となった幼児は10人で、残りの7人は医師の受診を受けたようであります。

次に、3歳児健診の検査項目に視能訓練士による視覚検査の導入についてと、これについてお答えいたします。

視能訓練士は、御指摘のように、視能訓練士法に基づく国家資格で、眼科医の指示のもと視機能検査を行うとともに、斜視や弱視の訓練治療に当たる専門医療スタッフであります。山形県内では27カ所の医療機関に配置されており、寒河江市では1カ所の医療機関に配置されておるようで、人材的には少ないようでございます。このようなことから、村山保健所管内自治体での導入はありません。

視能訓練士はまだ市民にもなじみが薄く、本市周辺での人材も少ないことを考えると、導入にはもう少し時間が必要であると思っております。

次に、新生児における聴覚検査の導入についてでございます。

まず、3歳児健康診査での聴覚検査についての結果でございます。

18年度は受診者が380名のうち、治療中の3名を除く377名のささやき声検査、それからチンパノメトリー検査の結果を専門医療機関で診断してもらった結果、問題なし288名、要経過観察児1名、要精検児88名でありました。そして、要精検対象者には無料受診券というものを交付の上受診勧奨した結果、要精密検診受診者82名で、そのうち問題なし50名、要観察2名、要治療30名でありました。

市内の病院で、新生児聴覚スクリーニングができる病院は幾つあるかということも質問されました。

現在、市内において新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関は2カ所の産婦人科医院となっております。

次に、新生児期における聴覚検査の導入についてでございますが、先天性の聴覚障害は、早期に発見され早期に適切な支援が行われれば障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語発達が促進されることは御案内のとおりかと思えます。特に生後6カ月までに訓練を開始した場合、言葉の発達の程度は、それ以降に訓練を開始した子供に比べて優位になるため、早期発見・早期療育が必要となることも承知のことかと思えます。

当市における乳児は、新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関での出生が7割を超えており、

多くの乳児が実施済みと思われます。現在、既に多くの乳児が新生児時期に新生児聴覚スクリーニング検査を実施しており、これからも機会をとらえ積極的に受診を勧めてまいりたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 今、市長から答弁をいただきました。私の提案といいますか、そういうものを真摯に受けとめていただきまして、大変にありがとうございます。

それでは、2 問目に入らせていただきますけれども、この発達障害者につきましては、平成17年から施行されているということで、年限的には浅いということがあります。それで県の動きなどを見ますと、先ほどもありましたが、発達障害者支援センター、これを上山の療育センターの方に併設をして、要するに発達障害者についてのいろいろな取り組みはしているようでありましてけれども、まだまだ、先ほどあったように発達障害者に対する支援とか、一般的な動きというものがなかなか見えてこないというような状況にあるわけです。

それで、市は当然発達障害者を抱えている家族とか、あるいは関係者の声が一番届く行政機関でもありますので、そういう意味では県等々に対して要望していくということが大事になってくるんじゃないかなと、このように思っているところです。

それで協議会、要するに先ほど言いました協議会の設置について、今後協議会を立ち上げていくというようなことがございました。これは、寒河江市の障がい者基本計画を見ますと、先ほどあったように身体から、精神から、知的から、いろいろなふうなものが含まれております。それで、発達障害者というようなことで施策の方向性というのを見ますと、なかなかその中には発達障害者に対して具体的な取り組みというのが、なかなか私的には見えてこなかったと思っております。そういう意味ではその辺、発達障害者に対しての施策の方向性ということについて、どういうふうに今後、支援、方向ということを考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、これは平成27年までの9年間、要するに計画が推進をされるわけでございますけれども、その9年間の中で、その計画の中にも明示をされているわけなんです、具体的にその施策の進捗状況の確認とか、あるいは発達障害者に対しての支援が今後3年あたりからばちばち国の方、あるいは県の方でも動きがあるかと思えますけれども、その件について、身体障害者、寒河江市の基本計画等々についての見直しというものを9年間、平成27年までの間に考えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、障害者の、要するに研修といいますか、先ほどは市の方でそれぞれ担当者等々について、研修会の方にそれぞれ出していらっしゃるという話がありました。それで、聞いてみますと、全体的な障害者というような中での研修会であって、発達障害というようなことについての研修についてはなかなか専門的なものではなかったというように聞いておりますので、その辺は発達障害者というようなことに焦点を当てた研修会の方に私は職員を、具体的な数、要するに1年間で何名とか、その辺の数を具体的に出していただきながら取り組むということが、発達障害者の発見といいますか、そういうものにもつながっていくのではないかなと思えますので、その辺の考え方もお聞きをしたいと思います。

それから、福祉サービスの件で先ほども市長からありましたけれども、やっぱりこれはまだ県段階で具体的に発達障害者に対しての福祉サービス等々、あるいは国の流れが決まっていないということで具体的に上がっていないわけなんです、発達障害者というのは知的障害者と似ているということ

で、当然知的障害者の方には療育手帳があった場合にサービスが受けられる項目が相当数ございます。

その中で、例えば訓練給付等の給付金とか、要するに発達障害者が自立した日常生活をするために、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を受けるというサービスなど、その期間の訓練における給付費などの支給について、私は、知的障害者に準じるというようなことで医者の方で診断書があればその辺のところを、要するに福祉サービスとして提供してはいかがなものかと思えますけれども、お考えをお聞きをしたいと思えます。

それでこの手帳の交付なんですけれども、やっぱり症状が固まらないということで非常に難しい点もあろうかと思うんですが、要するに病名がついている発達障害者でありますから当然医者の方でも診断書を出しております。そういう意味では、要するに障害手帳というものに私は該当してくるのではないかなと思えますので、ちょうど障害者支援法が平成20年度、来年がちょうど見直しの時期にあるということから、市長の方からも県、国の方に発達障害者手帳ということなどについての要望などもしていただきたいなと、このように思っているところです。

それから、5歳児健診等々についてでありますけれども、この5歳児健診につきましては、全国的には、栃木と鳥取で全市町村でやっております。

これは先ほど言ったように、3歳児ではなかなか発見できないところを5歳児で健診をすると。これは脳の発達段階とか、あるいは先ほど市長が言われた集団生活等々があるわけでありまして、鳥取市などの例を見ますと、3歳児で発見できなかったという数、対象者1,400名で、その中で大体9.6%が5歳児健診等で新たに、その3歳児で見逃したところを発見できたというようなこともこれ指摘をされておりますので、そういう意味では私は5歳児健診、非常に有効ではないかなと。

そしてこれは年々増加しております、2006年、2007年も、香川、静岡、熊本、それぞれ市町村で実施をされておりますし、長野県の駒ヶ根市などの例を見ますと、先ほど市長が言ったように、集団の中で遊びをしている中で専門家がきちっと本人の障害程度を発見するというようなこともありますから、その辺、この5歳児健診について今後とも御検討していただきたいなと、このように思っているところです。

それから、先ほど保健師等々についての発達障害者に対する研修、専門的な研修をお願いをしましたが、3歳児健診の中では市の方でやっている今の体制が小児科の先生です。聞いてみますと、先生、医師ですからいろいろな知識は持っているかと思うんですが、発達障害者というようにことに対する知識といいますが、そういうものについては私は持つべきではないかなということで、今の体制といいますが、実態といいますが、小児科の先生、発達障害者に対する専門的な知識を持っているのかどうかお聞きをしたいのと、もし持っていなかったら、例えば医師会を通じて発達障害者に対する研修を受けるように要請してはいかがなものかと思えますけれども、その辺の考えをお聞きをしたいと思えます。

ちょっと時間がないので大変申しわけないんですが、それから、先ほどの2点目ではありますけれども、視能訓練士による視覚検査でありますけれども、これは数が少ないということで、市長の方からも時間をかけてという話がございました。それで、これは視能訓練士、寒河江市もお一人おられますので、これぜひとも視能訓練士による視覚の検査というものについて早急に実施をお願いしたいと、このように思っているところです。

それから、乳幼児期のスクリーニング検査でありますけれども、これは今のところ7割ほど、2カ

所の病院で受けられているというのであれば、私は、例えば公的な助成というのを含めてその方々に対して出してはいかがなものかなと。既にこれ全国的にやっている市町村もございまして、導入したり、あるいは公的な助成をその方に出して、幼児期のスクリーニング検査の受診ということを勧めている市町村などもありますので、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

以上で、2問終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また何問かの御質問がございますが、やっぱりこの発達障害者に対しましては、法制化されたというも日が浅いわけでございますし、まだまだ準備、検討しなくちゃならないような課題が多くあると、このように思っておりますが、できるだけ早く、27年までになどと言わないでなるべく早く基本計画をつくってまいりまして、27年までのものに対し対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、研修のことでございますが、焦点を絞って数などもはっきりして研修させたらよいのではないかと、こういうことの御指摘でございますが、これも職員の勤務状況等を十分中に取り入れることができるようにしまして、早く研修を計画的に実施する方向を考えてまいりたいと、このように思っております。

それから福祉サービスの給付費、これでございますが、この辺は先ほど答弁したとおりでございますし、何がどのようにできるかというようなことにつきましても検討させてもらいたいと思っておりますし、それから手帳の問題、いわゆる先ほど固定化というような話を申しあげたわけでございますが、手帳を交付しましてから正常な姿に戻ったとか、あるいはまた発症したとかというようなことになるわけかなと、こう思ひまして、難しいことじゃないかと答弁申しあげたわけでございますけれども、国なり県なりの動向を見ながら、やるべきことは考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、5歳児健診のことでございますが、これも先ほどは一応十分でないかと、3歳児というようなことを申しあげたところでございますけれども、見逃しということも出てきておるのではないかと、出るのではないかとというような御意見でございますので、まず検討したいと思っております。

それから、小児科医師に対しての問題でございますけれども、これは医師会あたりとも十分話ししていかないと答えられない問題かなと、こう思っておりますし、話ししてみたいなと、このように思っております。

それから視能訓練、これも先ほど答弁申しあげましたように、少し時間をかけた中で検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。スクリーニングにしましてもそういうことにさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員、時間の配分してください。

那須 稔議員 発達障害者については、先ほども平成17年に要するに法制化なつたと話したんですが、その際に厚生労働省の方でモデル地域ということで、全国何カ所かでこれモデルをやっております。

そしてこれを見ますと、ちょうど20年3月31日、今月末でこれちょうど実施期間が切れるんですけども、その辺も20年度の見直しの際にいろいろなふうにながって来ると思いますが、その際にも個別支援計画といひまして、具体的な数値目標を挙げながらきちと取り組んでいると。発達障害者支援コーディネーターを配置しながら、専門的に、それぞれ子供さんを抱える家庭、あるいはその子供さんについての発達障害者、乳児期から成人までライフステージに応じて一貫した支援体制を整えているということもありますし、市民への啓発としてホームページとか、あるいは市報、いろいろなものを使いながら、あるいはボランティアとか講習会でその発達障害者に対してきちと、要するに啓蒙しているということなどもありますので非常に成果が上がっているというような報告がございました。

ですから、発達障害者については、これからは各ライフステージに応じて発達障害者が自立できるような体制ということについて取り組んでいっていただきたいなと、このように思っているところで

す。

それから、乳幼児の健診につきましては、先ほどもありましたけれども、市長からもありました。そしてこれは本当に乳幼児については、子供を産んで、要するに障害があったり、それはその辺のところでは思うように乳幼児が発達できないというようなことではなくて、市の方でそれぞれ検査とか、その状況の中で早期発見しながらその子供さんの健やかな成長といひますか、そういうものをしていくことが大事ではないかなということをおもったところでございます。

以上で、3問で終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 発達障害児の問題は、先ほど来話をしましたように、まだ未開拓といえますか、まだ取り組まなくちゃならないような分野というのが非常にあるかと思っております。ですけれども、大切な対応が迫られておるわけでございます。そういうことでいろいろ勉強して、関係団体機関等とも情報を取り入れながら積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、乳幼児の問題でございますけれども、視能にしましても聴覚にしましても早期発見ということが非常に大切でございます。そこで発見して治療を加えるということで、正常な大人に成長していくということが言われておるようでございますので、早期発見についてのいろいろな策についてこれまた関係団体機関等々の協議を経ながら、勉強しながらこれまた対応していきたいと、このように思っております。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号17番、18番について、16番川越孝男議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 私は、12月議会に続き、現在地方自治体が直面し克服しなければならない基本的な課題について質問いたしますので、市長並びに教育委員長より、主権者である市民の皆さんにわかりやすく答弁されることを願うものであります。

北海道夕張市の問題は、これまで起こり得ないと思っていた自治体財政の破綻が現実となったのであります。同時に、このような事態を招いても法的にはだれも責任が問われないということもまた明らかになったのであります。

そのようなことから、地方分権に逆行するのではないかとの指摘もありますが、このままの状態では地方議会や監査委員にだけ期待しては第二の夕張を防止できないとの判断から、いわゆる自治体財政健全化法によって、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の指標として基準数値が示され、それを超えた場合の厳しい対処が定められました。このことによって監査委員の役割は強化され、外部監査の導入、首長や議会の責任が、間接的にはありますけれども問われることになったと言われております。

私は、地方議会に身を置くものの一人として、厳しく受けとめなければならないと思っています。通告番号17、政治姿勢について伺います。

の職員労働組合に対する基本的な考え方について、3点伺います。

市の行政は、制度や予算を決定するのは市長や議会ではありますが、具体的にサービスを提供するのは職員の皆さんであります。今日の社会においてあらゆる企業、職場における労働組合の存在は当然のことであり、異論のないところであります。当局と労働組合は雇用、被雇用の立場の違いはあっても、住民の福祉向上を目指すという点で同じであります。したがって、自治体経営の点から、不断の努力によってルールに基づいた正常な労使関係の維持発展に努めることが極めて重要だと考えますが、このことも含め、市長の職員労働組合に対する基本的な考え方を伺います。

二つには、昇任、昇格などあらゆる面で組合活動による不利益な評価や扱いがあってはならないことになっております。正式な不服申し立ては出ていませんが、不満が潜在化しており、職員の士気への影響が懸念されます。このことについても市長の所見をお伺いいたします。

三つには、各種審議会、委員会などの委員に勤労者の代表を加えるべきと思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

首長の多選禁止条例について、2点伺います。

首長の多選禁止については、これまで憲法に反するとしていた総務省が、昨年5月に同省の研究会から多選制限は必ずしも憲法に反するものではないとの報告を受けたことから、新たな状況のもとで、条例で多選禁止をする自治体がふえているのであります。

制定された条例を見ると、ほとんどが首長が幅広い権限を有することにかんがみ、首長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、首長の在任期間を

定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするとして、連続3期を超えないものとしているのがほとんどのようであります。

首長の多選を禁止することと、連続3期を超えないことについての異論はなくなっているようであります。今議論されているのは、憲法で在任期間まで含めた多選禁止とすべきという意見と、法律で多選禁止を定め、在任期間については条例で定めるべきだという地方分権を主張する意見であります。このことから、首長の多選を禁止すること、その期間は連続3期を超えないことというのは、一つの流れになっていると思います。

そこで、2点について伺います。

一つは、こういう状況を受けて、首長の多選禁止条例の制定について、改めて佐藤市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、佐藤市長はこれまで6期24年にわたって本市発展のために御尽力いただいておりますことに敬意を表するものであります。現在の任期は来年1月19日までであるわけですが、次期市長選挙に対して、佐藤市長は再度出馬なされる考えなのかお伺いいたします。

もちろん、これまで支援をいただいております後援会を初め、多くの支援者の方々と相談しなければならないのは当然のことと思いますが、市長自身のお考えをお聞かせいただきたいと思います。まだ自身の考えが決まっていなるとすればいつごろまで固められるのかも、あわせてお伺いいたします。

次に、通告番号18、民主的な教育行政について伺います。

大沼教育委員長は、本市教育委員会にとって33年ぶりの民間出身の委員長であり、今後の市教委の運営について大いに期待するところであります。しかし、現在の教育委員会については、制度上のさまざまな課題が指摘されていることも事実であります。

今回、私が質問するのは教育委員会の抜本的な見直しについてではなく、現行制度のもとで市民から信頼される運営にするために、基本的なことについて伺いたいと思います。

教育委員会は合議制であります。教育委員会が市民の信頼を得るには、市民参加、公平、公正、そして公開が必須の要件だと思います。

そこで伺います。

教育委員会の運営については、教育委員会の実質的な会議は、教育委員会協議会で深めるというのではなく、公開が定められている正式な教育委員会で扱い、会議録に記録されるようにすべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

二つには、社会教育を所管する教育委員会は、各種審議会などの委員の選任に当たって、一部公募制を積極的に導入すべきだと思いますが、見解を伺います。

議会との関係については、議員の一般質問事項は議長を通じて教育委員長に通告されていますが、教育委員会は合議制という制度上、委員長の答弁についてどのように対応されているのかお伺いいたします。

憲法第92条の地方自治の本旨について、市教育委員会はどのように理解されているのかお伺いをいたします。

労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）にかかわる具体的対応について、3点伺います。

一つは、超勤発令は限定されていますが、日常的な勤務時間の把握はどのようになされるのかお伺いをいたします。

二つには、場合によっては風呂敷残業の増加が心配されていますが、現状及びその対応策をどのように考えているのかお伺いいたします。

三つには、市内の小中学校で体調を崩されている先生方は何人いらっしゃるのか。また、この10年間の傾向はどうなっているのかお尋ねをいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、労働組合に対しての問題でございます。

職員労働組合についての認識ということにお尋ねがございました。

地方公務員の服務につきましては、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないということが、地方公務員法に定められているわけですが、本市では、第 5 次振興計画の根底にあります「市民と行政による協働社会の構築」という理念のもと、花咲かフェアの開催、グラウンドワークの実践、行財政改革の推進など、事務事業の執行に職員が陰ひなたなく取り組んでいられます。特に花咲かフェアの準備の際などに、ボランティアの方々と一緒になって額に汗して働く姿は、市民の方々に好感を持たれていると感じているところでございます。

これらの職員で結成しておりますところの職員労働組合は、地方公務員法に基づくとところの職員団体でございます。職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として活動していることは御案内かと思えます。

市といたしましても、行財政改革の実施などに当たって職員の勤務条件にかかわるものにつきましては、法律に基づきまして組合と協議を重ねてきたところでございます。使用者側と被使用者側の団体と立場の違いこそあれ、市勢の発展と地方自治の進展を図るという基本的な考え方に相違はありませんので、お互いの立場というものをそんたくしながら、第 5 次振興計画の具現など大きな目標に向かってともに歩んでおりますし、これからもそのようにさせていただきたいと思っております。

それから、組合なり、従事者、あるいは組合の役員に対するとところの考え方についての御質問もございました。

これは職員なべてでございますけれども、人事評価というものは、毎年 1 回、職員の業務の成果、それから職務の執行能力、そして執務の態度などについて課長などの報告に基づき行っておるわけでございます。その対象というものは日常の事務事業の執行などございまして、組合役員、あるいは専従者などの組合活動や経歴などは評価の対象項目となっていないところでございます。

したがって、組合の役員であるというような理由で評価に差をつけているというようなことはないわけございまして、あくまでも職員という立場の個人を見ておるということでございます。

それから、各種審議会の委員の選出でございますけれども、その委員につきましては、審議会ごとにその検討内容に応じた有識者などをお願いするために、設置条例や要綱などに選出区分を定めるところでございます。振興審議会のように詳細に区分しているものや、それから行財政改革推進委員会や特別職報酬等審議会のように識見を有する者、地方公共団体等の代表者、その他の市民など概括的に規定しているものがありますが、委員の選出に当たりましては、審議会ごとに多様な論議が交わされ議論が深まるように、分野や年代等に偏りがないように配慮しているところであります。

勤労者の代表につきましては、例えば特別職報酬等審議会においては、特別職の報酬等の検討について勤労者の意見も反映すべきものととらえ、定員 10 名のところ 2 名の方をお願いしております。

ございます。

今後とも審議会の委員には、検討内容に応じた有識者などをお願いいたしまして、市政への意見反映を図ってまいりたいと考えているところであり、勤労者の代表についても、必要に応じて要請してまいりたいと考えているところでございます。

次に、多選禁止条例についてでございます。

多選制限につきましては、御案内のようにかねてから憲法上の疑義が提起されてきましたが、総務省の、首長の多選問題に関する調査研究会の報告書が昨年5月に提出され、法律に根拠を有する地方公共団体の長の多選制限については必ずしも憲法に反するものとは言えないとの見解が示され、今後地方自治体関係者や国会、政党を初め各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待したいと結ばれており、これから本格的な論議が開始されるものと認識しておるところでございます。

多選の弊害につきましては、今もお話ございましたけれども、長期間の在任によって独善的な傾向に陥ったり、惰性に流され、清新な政策なり創造的な発想が滞るなどと言われておるわけでございます。しかし、住民の自主的な意思によって4年ごとの選挙で当選を重ねることは住民の信頼感、安心感のあらわれであり、現行の民主的な選挙制度の理念に沿うものであります。

このような信頼感、安心感はふだんから広く住民の声に誠実に耳を傾け、事に当たるという態度や心構えを継続させることにより醸成されるものであり、ひいては地方自治の首長というリーダーの良好な資質を育てる大きな力となるものでございます。

また、地方自治体の発展を継続するには、当面する課題に取り組みながらも長期的な戦略の構築が欠かせません。振興計画のような長期的計画につきましては、将来の夢、目標などを住民とともに描き、具現化に当たりましては首尾一貫した方針のもと、具体的な政策実施が肝要であり、このような場合には逆に首長の継続性が求められるものであります。

さらに、市町村の立場から見れば、大きな権限の有する知事と同じ次元で論議すべきか、風土・文化が異なる全国1,800余の市町村を一元的に論議すべきかなど重要な論点が数多くあります。このようなことから、特に住民の自主的な意思を最大限尊重するという意味合いで、多選を制限することは必ずしも望ましいことではないと思っております。

次に、次期市長選挙の対応についての質問がありました。

現在、来年度予算などについて議会に審議をお願いしておりますが、新年度は3年目に当たる第5次振興計画、それから行財政改革を初め、諸課題について腰を据えて取り組むことが求められております。当面、市政執行に邁進したいと考えているところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後2時35分といたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時35分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

最初に、教育委員会の運営についてお答えをいたします。

教育委員会が所管する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって定められております。このような所管事項について、教育委員会の会議は通常月に 1 回程度開催し、必要に応じて委員協議会を開催してさまざまな教育課題について迅速かつ的確に対応してきたところであります。

委員会会議では、教育委員会規則の制定・改廃や市長に対する意見の申し出、早急に対応が迫られている議題や総合的な取り組みが必要な事項等の審議を行い、委員協議会では、教育振興計画のような中・長期的な各種の計画策定や継続して調査研究が必要なものなどについて協議を行ってきたところであります。

教育委員会の審議については、市教育委員会会議規則の定めに従い、開会及び閉会に関する事、出席委員の氏名、教育長の報告の要旨、議題となった議事の概要、動議を提出した者の氏名、質問または討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項など、審議経過がわかるように記載しているところであります。

なお、教育委員会の会議は原則公開となっておりますし、ことし 2 月からは毎月 20 日に開催することとしております。

今後とも、教育行政に対する市民の関心を高め、これまで以上に、地域との協働による教育環境づくりを進めていくことが必要でありますので、教育行政の確かな展開と望ましい教育環境づくりのため、より情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の各種審議会等委員の公募についてお答えをいたします。

教育委員会に置かれている審議会等の委員につきましては、審議会等の設置目的により、それぞれの団体の長、関係機関の方などの適任者をお願いをいたしましてスムーズに運営されておりますので、現在のところ公募制については考えていないところであります。

次に、教育委員会と議会との関係についてお答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、教育委員会の所管する事項につきましては、これまでさまざまな機会をとらえて調査、研究、協議をしてきております。そして教育振興計画を策定し、年度ごとに教育行政の方針を定めて本市教育委員会の考え方を示しているところであります。このようなことから、一般質問に対しては教育委員会を代表して委員長が答弁を行ってきたというところでございますので、今後とも同じように対応していきたいと思っております。

次に、憲法 92 条の地方自治の本旨についての教育委員会の見解についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、地方の教育行政は、憲法の地方自治の本旨に沿って制度が定められており、地方公共団体が主体的に事務処理の責任と権限を持つとともに、住民の意思が反映されるような配慮がなされていると理解をしております。

教育委員会といたしましては、昨年度、多くの方々の意見をもとに教育に関する施策「教育振興計画」を策定いたしました。この計画を施策の基本として、計画の内容を市民に広く知らしめるとともに、その実現化のために万全を尽くしていくことが大事なことと考えております。

次に、労働安全衛生法にかかわる御質問にお答えを申し上げます。

労働安全衛生法が、職場における長時間労働による労働者の安全と健康の確保をより推進するため、平成18年1月に改正されました。その改正の中で、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者から申し出があった場合、医師による面接指導を行わなければならないとなりました。この法律の改正は、50人以上の事業所が平成18年4月1日から、50人未満の事業所が平成20年4月1日から施行とされたもので、50人未満の事業所である本市の学校においても面接指導ができる体制の整備が必要となるものであります。

教育委員会としましては、これに対応するため、面接指導を実施していただく医師を各学校の校医の先生にお願いしていきたいと考えております。また、その実施に当たっては、手続等の要領を定め実施していく考えで準備をしているところであります。

時間外に勤務している時間の把握についてであります。学校の教職員は、臨時または緊急やむを得ない場合に限り、校外実習等に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合に必要な業務を除きまして時間外勤務という制度がなく、時間外勤務の時間数を把握するような形になっていないのが実情であります。

今後、時間外の勤務時間の適正な把握に努める必要があると考えております。学校としては新たに取り組む事務処理でもありますので、学校長と打ち合わせを行い、学校が取り組みやすい方法を検討していきたいと考えております。

次に、御質問の特別休暇を取得している教職員ということですが、ここ5年間の状況であります。平成15年から平成18年度まで休まれた方が1名で、現在この方は職場に復帰しております。平成18年度に休まれた方が1名、今年度に入り休んでいる方が2名となっております。なお、この5年間で特別休暇等を取得した教職員の中には、長時間労働によることが原因で体調を壊した方はおりませんでした。

次に、学校の多忙化解消ということですが、各学校には、学校が抱えている多様な課題に的確に対応するために、個々の職員のゆとりを生み出すとともに、校務の一層の効率的かつ的確な運営を図るため、職場でのゆとり創造運動に取り組むよう指導しております。

取り組みの内容を申し上げますと、学校行事計画の早目の提示による計画的な準備での時間の短縮、会議資料の簡素化、資料の事前配付など会議の効率的運営、定時退校日、いわゆるゆとり創造デーの設定により帰宅時間を早める、学校内の組織の見直しを行い、校務分掌を教職員で分担し、特定の人に偏ることがないようにするなど、それぞれの学校で創意と工夫で取り組んでおります。

これらの取り組みで成果を上げているものを各学校に紹介をし、学校の効率的な運営を推奨をしながら多忙化の解消につながるよう指導しているところでございます。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目答弁いただきましたので、さらに理解深めたい点もありますし、また時間も 25 分ですので、何点かに絞ってお尋ねをしたいと思います。

最初に、労働組合に関する関係でありますけれども、先ほどの市長の答弁を了とするものであります。

ただ、1 問目でも申しあげましたけれども、とにかく今行財政改革で職員の数も減らしている、臨時者も雇いながら市の行政やっているわけでありましてけれども、自治体経営、やっぱり考えたら民間の企業経営も同じだというふうに思うんですけれども、職員のマンパワーをどううまく活用するかということは極めて重要な課題だというふうに思うんです。

したがって、労使の関係、正常な労使関係を構築をしている、維持をする、発展をするというのは、これはやっぱり不断の努力がなければ、こういう関係というのはなかなか大変だというふうに思いますので、ぜひ今後とも、そういうふうな立場で正常な労使関係を構築をしていただきたいということを重ねて、先ほどの答弁でいいわけでありまして、さらにそういうふうなことをお願いしておきたいというふうに思います。

あと、組合活動による不利益の関係でありますけれども、この関係も、制度上はもし不利益な場合あった場合には不服申し立てをして手続をとるというふうになっているわけでありまして、そういう行為が起こされていないということは、ないんだというふうな形にもなるわけでありまして、先ほども申しあげましたように、職員のマンパワーを最高に有効に発揮をしてもらうためには、職員の中に不満的なものが潜在的にあるというふうなことでは非常にまずいなというふうに思います。

私どももいろいろな場面でお話を聞くときがあります。しかし、当局もいろいろ人事のした後の評価、職員からは格別不満や何かないよというふうな把握されているんだというふうに思います。したがって、当局もいろいろなそういう後の状況を把握するためのアンテナあるんだというふうに思いますけれども、やっぱり私は後の職員の方々の状況を、把握をするアンテナの性能をアップしておいていただきたいというふうなことをお願いしておきたいと思います。性能アップをしていただきたいということでもあります。

それから、大きい二つ目の首長の多選禁止条例、1 問目でも申しあげましたけれども、長の権限、絶大なものがあって、長期にわたり長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止するというふうになっているんですね、どこも。そういう危険を回避をする、さまざまな心配事を回避するために多選禁止をしていくんだと。

そして、これは以前法的に問題あるというふうに言われておったわけでありましてけれども、憲法に抵触するとか、さまざまな問題あったわけでありましてけれども、先ほど市長からもありましたように、総務省の省内の調査結果を出されています。時間ありませんから全部読みませんけれども、もちろん当局もこれ持っているわけでありましてけれども、そういう心配されることを取り除くためにするのは極めて妥当性のあるものだというふうな形になっています。したがって、もう国会や何かであると手続的に、事務的に法制化されていくんだというふうに思いますけれども、先ほども論点は二つあるんだけれども、さっき言ったような形になっています。法制化するという、そして期間について

も、連続して3期までいくとそれ以上はだめというふうな形にこれもなっているようです。

そういうようなことで、あと私、これ杉並区の条例なんですが、あそこは区ですけども、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においてもその者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治のさらなる進展を図るんだというふうになっています。

どんな優秀な方であっても、長くなるということそういう弊害の心配がある。その問題起こしたとかなんかでない、そういうものをやっぱり防止するために多選禁止条例、一定の期間を設けるといふ、このことについてはもう一つの流れとしてなっているということをおしあげたのであります。したがって、そういう状況を受けて市長の見解をお尋ねをしたところでありました。

そして、冷静に聞いていただきたいんですけども、市民の皆さんとも今回のこの一般質問でもいろいろ話し合いをしてきました。そして弊害というか、長くなることによってさまざまな問題が生じているんだという、この一つの例として、これは市民の方々の一つの物の考え方だということを受けとめていただきたいんですが、今回の議会に20年度の当初予算に債務負担行為の議案が出ています。

木の下の区画整理組合事業に3億円の融資に対する損失補償するという、こういう中身であります。これは事業主体、組合です。したがって、債務負担、債務は、組合の負担は当然組合が責任あるのは当然です。そしてこの事業に対しては、事業費33億円だそうですけども、もう公金として3分の2の22億円が投入される形になっているのね。そして今現在大変なんですけれども、私は保留地が売れないところが一番問題だというふうに思っているんです。

したがって、今市が、行政が支援をするというのは、もう既に3分の2財政的には支援していますので、今やるべきは、73の保留地のうち21しか売れていない、そして今後全体で保留地は100区画出す予定だというふうなことからすれば、今運転資金で市が支援するのではなくて、あの事業はやっぱり保留地を何とか売れるように行政ではしていくことが、力を合わせてその策を考えることが、今我々議会も含めて行政が支援すべき課題なのではないかなというふうに思うんです。

ところが、今回、運転資金の融資の損失補償をするという中身になっています。そして当局の説明によると、しかし、寒河江市に迷惑かけないんだと。もし寒河江市で金融機関に3億円の損失補償をしてもその分を組合の方に、理事者の方に請求するんだというふうに言われています。したがって、寒河江市は全然損害を受けないんだと。そういうふうなことであるならば、逆に、そういうふうに担保能力もあり組合の役員の方がするのであれば、そのことを市自体が融資するもとの方に話をして理解をしてもらわなければならないというふうに思うんです。

なぜこういうふうなことが、本来組合方式でやっていながら市がこんなことしなきゃいけないという、こういうふうなことというのは、やっぱり金融機関も、あるいは組合の役員の人、頼まれれば市長も断れないという関係。市長もいろいろ今まで金融機関にも、あるいは地域の方々にもいろいろな形で応援してもらっている、協力してもらっているというふうな形の中で、本来きちっと意見言うべきことが言われないという、こういうふうなことが長くなっている中で、言われる弊害の一つではないかというのが市民の方から、これはいろいろ見解あると思います。しかし、そういうことも……

伊藤忠男議長 川越議員にちょっと申し上げます。今回の質問の趣旨と全く違う意見ですので、多選からの系列でしょう、経過でしょう。それはやめてください。

川越孝男議員 やめてくださいって。よその自治体でも、長くなることによって長期にわたりその職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止しというふうな形になっています。国の方の総務省の方の研究会の中もそういうふうな形になっています。

ということで、そういう弊害の具体的例として市民の方々から指摘されたこともありますので、見解を、やっぱり議会というのはさまざまな見解のさまざまな意見を開陳しながら、みんなでよりよき判断をするということだというふうに思いますので、最初申しあげましたように……

伊藤忠男議長 申し合わせ事項で必ずそういう項目は入れるというふうになっておりますので、そういう波及的な考え方の質問は問題だと私思います。(「そのとおりだ」の声あり)それから、債務補償ではありません。損失補償です。

川越孝男議員 債務負担行為をして、金融機関に対しては損失補償です、というふうなことです。だから、組合が借りたということについては債務なんですけれども、その債務の責任は組合自体にあるんだべというふうなことを申しあげたつもりですが、それが違っていた部分あるとしたらば訂正をさせていただきたいと思いますが。

伊藤忠男議長 私は質問の趣旨について申しあげているんです。

川越孝男議員 趣旨についてはだからそういうふうなことで、議会というのは、そこに関連して具体的な弊害というのでこういうふうなもの、弊害の一つだというふうに市民から言われたのでということをお願いしているんです。

そういうふうなことについて、やっぱり本来であれば議会での議員などきちっといるんだけれども、議員の人でも一人一人がなかなか言えない状況になっているんでないかと、そういうふうなことが長期の中でのものでないかというふうな意見があったことを申しあげたいと思います。(「議会をなめるなよ。みんなそのくらいの見識持ってやっているんだから」の声あり)

まず、そんなに怒らないで聞いてください。というふうなことで、それが弊害の一つというふうなことになっているのではないかと、という声があるということ再度申しあげておきたいと思います。

それから、あと教育委員会の関係については、ぜひそういうふうな形で対応をしていただきたいというふうに思いますし、労働安全衛生法の改正については、改正の趣旨を受けとめていただいて、そしてそれが現場の中で、数字オーバーしていないから云々でなくて、あの改正がされた趣旨があるわけですので、そしてまた現場で実際やれないことを決めてもこれまただめですので、十分現場と意思疎通を図りながら、趣旨が生かされ、そして環境のよい中でそれぞれの子供、児童生徒の教育がなされるように、特段の御配慮をお願いをしたいというふうに思います。

あと時間ないので、この次にでもまたお聞きしたいと思いますけれども、憲法92条の関係は、地方自治の本旨そのものの考え方をお尋ねしたところでありました。したがって、今回時間ないので、その分についてはまたの機会にしたいと思います。

2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 職員の能力を存分に発揮していただきたいと、こういう御要望でございますが、マンパワーの発揮のためには市としましても職員対応の中で十分やっているつもりでございます、ですからこそ寒河江の職員は大変積極的に、あらゆる事業に企画力あるいは発想の豊かさを発揮しているものと思っております、これは感謝しておりますでございます。

それから、職員組合に従事しているから、あるいは役員だからということで不利益な扱いは全然やっておりません。1問でも答弁したところでございまして、職員の実態把握、これは職員組合に従事している方も、それ以外の方も全部職員の実態把握につきましては、多方面から、あるいは管理監督にあるものからすべての事業の中で、どのような活動をしているかというようなことも含めて、存分に把握しておりますでございます。

それから、多選につきましても弊害のみを申しあげられましたが、やはり多選による功罪というのは両面から、広く見なくちゃならないのじゃなかろうかなと、こう思っております、先ほども申しあげたとおりでございます、時間もありませんからこの程度にしておきますけれども、弊害のみを取り上げて何期以上はだめだとか、あるいは制限すべきだと、こういうことは一概に述べられないのではないかなと私は考えております、いわゆる市民の選ぶ意思とか、そしてまた自主的な判断のプロセスということが必要なわけでございます、さらにまた、首長と市民との関係というようなものもこれも一様でないわけでございます。

それから、実際どのようなことを施策の中に織り込んで、あるいは考え方のもとに実施してきたというようなことも一様ではないわけでございます、そして先ほどは杉並区ですか、資質もあってもこういうようなことがありましたけれども、やはりそういう資質も多様なものであろうと、このように思っておりますので、そういうことで一概にということの評価、あるいは禁止ということはできないだろうと、こういうことを申しあげたところでございます。

それから、木の下のごことで、これが例に引かれまして、これは木の下への対応が多選の弊害だみたいなことを申しあげられましたが、全く何を考えてそういう発言が出るのか私は理解できないところでございまして、私はこの前の質問にも答弁申しあげましたように、市の事業と同じような考えで、市のまちづくりと同じような考えで取り組んでおられるわけでございます、行政としてなすべきことを何らかの手でやろうと、このように思っているわけでございます、それで今議会におきましても議案等も提案させていただいておりますので、それは御理解いただけるのじゃなかろうかなと、こう思っております。

木の下と多選が何かあるのかなと、本当にまちづくりの中で、長期間の、あるいは視野に立って、そして第3次、新第3次、第4次、第5次という中で、そしてまちづくりを進めた中で今回の第5次振興計画の3年目の大きな事業でございますから、それを何とか乗り切っていく、組合とともにやっていくと、こういうことでございまして、その補償につきましては、まだ、組合の方に求償権というのが出てくるわけでございますけれども、これは契約を結ばないと市からの求償権が出てこない、ということが法律上決まっておりますのでございます。まだその辺を結んでおりませんので、先日の総括質問の際には、現時点におきましてはまだそこまで考えておりませんと、こういうことを申しあげたのでございまして、その辺を誤解なさないでいただきたいと、このように思っておりますのでございます。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1 問目の答弁抜けていたのに、2 問目でも抜けてしまったんですが、市長の次期の選挙、これは今は職務に邁進するんだというふうなお話ありました。それはそれで理解します。しかし、来年の 1 月 19 日が任期満了というふうなことからすれば、そしてこういう状況の中で、やっぱりどうするのかというふうなことを市民の前に明らかにしていく、そしてみんなで次のことを考えていくということは、市のためには私はいいのではないかと。これはずっとおくれていくというふうなこと、いつころというふうなことを答弁なかったからでありますけれども、これどんどんどんどんおくれていくというのは、これは佐藤現市長にとっての判断はあるかもしれませんが、寒河江市にとっての利益というふうなことからすれば、早い方がいいのではないかとというふうに私は思っているところです。

したがって、いつころ固めるのかも含めてさっき 1 問目の答弁なかったわけですから、端的にお答えをいただきたいということをお尋ねをしまして、私の質問終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 去就につきましては、いずれ述べることにしたいと思います。

現在は、先ほど答弁申しあげましたように、20 年度の施政方針にのっとって作成しましたところの予算というものを着実に執行して、諸事業施策の推進を図っていくことに専念していきたいと、このように思っております。以上です。

散 会 午後 3 時 0 8 分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成20年3月19日(水曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	芳賀靖夫	農業委員会 会長 職務代理者
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課 行財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 企業立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第5号

第1回定例会

平成20年3月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- | | | | | |
|-----|----|----|-----|---|
| 日程第 | 1 | 議第 | 3号 | 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第4号) |
| " | 2 | 議第 | 4号 | 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| " | 3 | 議第 | 8号 | 平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号) |
| " | 4 | 議第 | 9号 | 平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号) |
| " | 5 | 議第 | 10号 | 平成20年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 6 | 議第 | 11号 | 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 7 | 議第 | 12号 | 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 8 | 議第 | 13号 | 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 9 | 議第 | 14号 | 平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 | 15号 | 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 | 16号 | 平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 | 17号 | 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 | 18号 | 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 14 | 議第 | 19号 | 平成20年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 15 | 議第 | 20号 | 平成20年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 16 | 議第 | 21号 | 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| " | 17 | 議第 | 22号 | 寒河江市監査委員条例の一部改正について |
| " | 18 | 議第 | 23号 | 寒河江市課制条例の一部改正について |
| " | 19 | 議第 | 24号 | 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について |
| " | 20 | 議第 | 25号 | 会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| " | 21 | 議第 | 26号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 | 27号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第 | 28号 | 寒河江市まちづくり寄附条例の制定について |
| " | 24 | 議第 | 29号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第 | 30号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 | 31号 | 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 | 32号 | 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| " | 28 | 議第 | 33号 | 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 | 34号 | 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について |
| " | 30 | 議第 | 35号 | 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| " | 31 | 議第 | 36号 | 山形県消防補償等組合規約の一部変更について |
| " | 32 | 議第 | 37号 | 山形県自治会館管理組合規約の一部変更について |

- 日程第 3 3 議第 3 8 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- ” 3 4 議第 3 9 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
- ” 3 5 請願第 1 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願
- ” 3 6 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 厚生経済委員長報告
- (3) 建設文教委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- ” 3 7 質疑、討論、採決
- ” 3 8 議会案第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について
- ” 3 9 議案説明
- ” 4 0 質疑、討論、採決
- ” 4 1 議会案第 2 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- ” 4 2 議案説明
- ” 4 3 委員会付託
- ” 4 4 質疑、討論、採決
- ” 4 5 議員派遣の件
- ” 4 6 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 10 時 50 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、本日午前 8 時 58 分から議会第 2 会議室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。

追加議案は、議会案第 1 号、議会案第 2 号、議員派遣の件及び閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての 4 案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第 38 で議会案第 1 号の委員会提出議案を上程した後、日程第 39 で議案説明を省略し、日程第 40 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第 41 で議会案第 2 号の議員提出議案を上程した後、日程第 42 で議案説明を省略し、日程第 43 で委員会付託を省略して、日程第 44 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

その後、日程第 45、議員派遣の件、日程第 46、閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてそれぞれお諮りし、最後に発言の取り消しについてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、議第 3 号から日程第 35、請願第 1 号までの 35 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第 36、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 24 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 27 号、議第 28 号、議題 36 号、議第 37 号及び議第 38 号の 11 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 21 号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選挙運動用ビラの具体的な配布範囲について」の問いがあり、当局より「候補者が街頭演説などそこに集まっている聴衆の方に配るということで、具体的に距離とか制限はないようではありますが、候補者の顔が見えるところと考えております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 21 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号寒河江市監査委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「財政健全化法では、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になった場合、地方公共団体の長は外部監査を求めることとなるが、外部監査とはどのような体制なのか」との問いがあり、当局より「個別の外部監査契約を結ぶ場合は個別外部監査契約締結の議会の議決を得て行うこととなります。また、自治法では、外部監査人と監査委員との連絡協調を図ることや、外部監査人は弁護士、公認会計士などの有資格者ですぐれた識見を有する者と定められております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第22号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号会計管理者の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「勤務時間内の組合活動は年間どのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「勤務時間内の組合交渉は2月の春闘と11月の確定闘争の時期であり、要求書の提出とそれに対する回答ということで、具体的には1回15分程度で合計4回について時間内で行っております。要求に基づく回答についての交渉などは1回2時間程度を設定し、ほとんど時間外に行っているのが実情です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「投票所の投票立会人の人選基準と人数について」の問いがあり、当局より「各投票所の投票立会人については、基本的にその地区内の方で選挙に関して中立の立場をとれる有識者の方をお願いしており、人数については、市内に25の投票所がありますので、1カ所に2人ずつで50人となっております」との答弁がありました。

委員より「投票立会人の公募制についてこれまで検討したことはあるのか」との問いがあり、当局より「今まで公募制まで検討した経過はないようですが、若い人の選挙に対する関心を高めるため以前立会人に20代の方をお願いした経過がございます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市まちづくり寄附条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「全国的にこの条例を制定する市町村がふえている状況にあるが、どのような状況になっ

ているのか。また、県内の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「昨年中に調べたところ全国では27市町村で条例を制定しておりましたが、その後ふえてきていると思います。また、昨年調べた段階では県内ではありませんでしたので、寒河江市は早い方だと思います」との答弁がありました。

委員より「寄附する方に対してのPRが大事と思うが、PRの仕方をどのように考えているのか。また、運用状況をどのような形で公表するのか」との問いがあり、当局より「PRの方法は、市報にも掲載しますが、基本的にはホームページに載せて行いたいと考えております。運用状況の公表についても同様に考えております」との答弁がありました。

委員より「これまでの各種の基金がありますが、同じ性格の基金について今後どのように積み立てていくのか」との問いがあり、当局より「今回のまちづくりの寄附に係る基金と既存の基金が重複するところが出てきますが、今回はこの条例に基づく基金を設置し、1年間様子を見ながら検討を行いたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号山形県消防補償等組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号、議第30号、議第31号、議第32号、議第34号、議第35号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号平成19年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第8号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保の中でこれまで年間で葬祭費は何人ぐらいが該当していて、今度後期高齢者医療制度に移行して減ると思うが、どれぐらいの人数を考えているのか」との問いがあり、当局より「これまで300人ほどで、後期高齢者医療制度に移行した後は90人で予算計上しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この激変緩和措置で平成19年度と平成20年度の介護保険料に違いはあるのか」との問いがあり、当局より「平成19年度と平成20年度の介護保険料は同じです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業委員会委員4名の減はどこなのか」との問いがあり、当局より「第1選挙区から第4選挙区までそれぞれ1名減となります。第5選挙区の白岩地区は、山間地が多く広範囲にわたるこ

とからそのままとしました」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病床数を減数とした第1病棟から第3病棟までの診療科目は何か」との問いがあり、当局より「第1病棟が内科と外科、第2病棟が整形外科、第3病棟が整形外科と内科です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号、議第9号、議第29号、議第33号、議第39号、請願第1号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の繰上償還はすべてが対象となるのか」との問いがあり、当局より「該当する繰上償還の対象が3カ年分ありますが、下水道債のものはすべて該当になります」との答弁がありました。

議第4号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成19年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市の部分の3カ年分全部が対象になるという理解でよいのか」との問いがあり、当局より「3カ年分5億4,000万円を申請しております」との答弁がありました。

議第9号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中央公民館運営審議会の構成メンバーと各地区公民館の審議会について」の問いがあり、当局より「中央公民館の運営審議会はそのまま存続し、各地区公民館の運営審議会は廃止をするわけですが、もっと広範な公民館活動にかかわる機関、団体の方々の代表者から公民館運営に関して意見をいただく会議にかえるものでございます」との答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「青少年の施設の利用はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「平成18年度の数字でございますが、講座、教室で89回延べ868人、クラブ活動では301回、2,174人、あとは個人利用が40回、549人、合わせて435回、3,591人の利用となっております。また、これ以外であいている場合の利用が延べ7,414人の利用となっております」との答弁がありました。

議第33号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当であり採択すべきものと思います」との意見がありました。

請願第1号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択されましたので、意見書提出の議会案についてを議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、3月6日午前11時26分から本議場におきまして委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第3号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算、議第11号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成20年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第15号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成20年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成20年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成20年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第10号については、一つ、道路特定財源の確保がなかった場合の対応について、一つ、市営住宅の使用料の滞納について、一つ、第三セクター「チェリーランドさがえ」の土地の貸付料と駐車場の負担について、一つ、職員の給与と臨時職員の賃金などについて、一つ、特別職の他団体からの報酬などを受けることについて、一つ、庁舎の耐震調査の報告について、一つ、白岩の源泉の図面などの管理について、一つ、ホームページにおける議会会議録の整備について、一つ、JR高松駅の管理運営について、一つ、税金の徴収方法について、一つ、子どもすこやかプラン後期計画の策定について、一つ、見守りサポーター制度について、一つ、保育所の入所状況について、一つ、保育所の臨時職員と指定管理者制度導入による問題と課題について、一つ、通園バスの運行利用について、一つ、妊婦の健康診査の助成とマタニティマークの取り組みについて、一つ、不妊治療の取り組みについて、一つ、健康診査事業と広域連合について、一つ、市民浴場の指定管理者制度の成果について、一つ、雇用対策事業について、一つ、松くい虫、ナラ枯れなどの対策について、一つ、木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償について。

議第19号については、一つ、市立病院の医薬分業とジェネリック薬品について、一つ、当初予算における患者数の根拠についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第3号、議第11号から議第18号まで及び議第20号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月19日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第3号から日程第12、議第20号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそ

それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第3号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号につきましては、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。15番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

我が国の経済は、長い間の景気低迷から脱却できず、構造改革や規制緩和の影響は、一部大企業に空前の利益をもたらした反面、その経済活動を支えてきた労働者の環境は非正規や派遣といった不安定雇用を増大させ、生活の破壊や未来への希望を失わせる状況をつくり出しています。

平成20年度寒河江市一般会計予算は139億5,000万円で、前年度当初予算と比較して2.8%の増となっていますが、今から十六、七年も前の平成3、4年度の予算規模の水準に縮小されています。市税収入が余り伸びないことと、地方交付税削減によって予算規模を縮小せざるを得ないことは理解できます。であれば、予算の使い方を見直すのは当然のことです。一般家庭を例にとれば、収入が少なければ少ないなりに、その中で何を優先し、何を削るか、お金の使い方を考えなければなりません。

現在寒河江市の置かれている財政状況は、19年度の実質公債費比率が23.3%と、県内13市の中で新庄市、長井市に次いで3番目に高い比率となっていることは周知のとおりです。平成20年度一般会計予算に占める公債費は27億2,200万円で、4万3千市民1人当たりになれば約6万3,000円です。私が議員に初当選した平成3年の一般会計における公債費は12億5,100万円でした。市民1人当たりになれば約2万9千円です。当時と比較すれば、今寒河江市民は2倍以上の借金を抱え込んでいることとなります。

この十数年の間に寒河江市は、大型の公共事業を次々に推し進めるなどして市債の残高をふやし、毎年の償還額もふやし続けてきました。平成16年度以降、寒河江市は予算総額の2割以上を借金返済に充てており、経常収支比率は危機的な状況に達しています。

しかし、市長は、危機的な財政状況を招いた当事者としての反省はなく、実質公債費比率の上昇についても、将来を見込んだ投資であり、タイミングとチャンスを生かしたまちづくりをしてきた結果だ、と自負しています。

大型の公共事業の中には、今の寒河江市にとって必要不可欠なものもありますが、ふえ続ける公債費の負担は財政を圧迫し、在宅介護者に支給されていた介護激励金の廃止や、百歳の寿賀祝金を30万円から10万円に引き下げるなど、長生きすることを心から祝ってあげられないような状況や、快適な市民生活に欠かせない側溝整備や用悪水路の整備がなかなか進まない、多くの父母や子供たちが切望してやまない中学校給食がいまだに実現されないなど、市民の願いや福祉の向上にも大きな影を落としています。

平成20年度予算には、少子化に一定の配慮をし、妊婦健診無料化の回数を5回にふやしたり不妊治療に対する予算を増額するなどの予算が盛り込まれています。でも、その一方では、健康診査事業の予算が約半分に縮小され、内容も大幅に改定されることから、その結果がどのようにあらわれるのか心配される状況です。

さらに、農林水産費については、30年前の規模にまで落ち込んでいます。今喫緊の課題となっている食の安全性、自給率の向上、自然環境の保全など、スローガンは叫ばれているものの、末端の生産者が意欲を持って取り組める状態にはなっていません。国の農業政策を抜本的に改めるよう求めていくこととともに、寒河江市独自の政策を打ち出し、しっかりと予算措置をすべきと考えます。

国は、夕張市の財政破綻を契機に、自治体の健全化を図る指標として財政健全化法を施行しました。平成20年度の決算から法の施行がなされるために、本議会に提案された予算案はそのことを踏まえて、市債の発行を極力抑えるとともに、利率の高い政府債を低利の市債に借り換えすることを見込んだ予算編成になっています。

そのことから、実質公債費比率が健全財政の基準となる18%以下になるまでの10年間、寒河江市は毎年窮屈な予算編成を強いられることとなります。新規事業を控え、行財政改革を強力に推し進めるなど、市民には我慢を求めながら何とか乗り切ろうとしています。

しかし、新年度予算について言うなら、まずメスを入れるべきは、1億円の予算が組まれている最上川緑地の多目的水面広場や、3,000万円の税金をつぎ込みながら入場無料で実施しようとしている花咲かフェアなど、費用対効果がはっきりせず将来にわたり維持管理費などが大きな負担になると思われる事業は、大胆に見直しをすべきと私は考えます。

また、木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償の債務負担行為が組まれていることにも反対いたします。

皆さん御存じのとおり、同土地区画整理事業にはさまざまな名目で多額の公費が投入されてきています。民間団体である組合施工の土地区画整理事業とはいえ、区域内の道路などの公共施設が建設されることに伴う公的な部分への負担が主なものであります。

今回の債務負担行為は、そうした通常の公的負担とは異なり、組合の金融機関からの借り入れに対する損失補償を求めるものです。公と民の役割分担を逸脱した今回の債務負担行為は、悪例を残すとともに、将来に禍根をもたらすおそれを含むものです。今回の債務負担行為の背景には保留地処分がなかなか進まないことがあると思われそうですが、行政としてやるべきことは、安易な損失補償ではなく、その原因を明らかにしてしかるべき対策をとることが第一だと考えます。

また、ことし4月から実施するとしている後期高齢者医療保険制度へ一般会計より事務費などの名目で繰り出しされています。75歳以上を別枠にして保険料を徴収し、滞納すれば保険証を取り上げる、受けられる医療に制限を加え、安上がりの医療制度に変えようとするなどの国の方針は、どうせ死を迎える高齢者にお金をかける必要はないという人間の尊厳を無視した冷たい考えが見えてきます。

私は、このような制度は今からでも廃止すべきと考えます。

以上の主な理由から、平成20年度寒河江市一般会計予算に反対することを申しあげ、討論いたします。

伊藤忠男議長 10番 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 市議会最大会派・緑政会を代表し、新年度予算に対する賛成討論を述べさせていただきます。

きます。

国の新年度予算は、地方間の税源の偏在是正について検討がなされ、地方財政計画に4,000億円の地方再生対策債が創設されるなど、わずかながら地方財源の充実、確保が図られるとする一方、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、これまで以上の厳格な財政運営が求められてきます。

このような中、地方自治体にとって最大の不安要素は道路特定財源の行方であります。新年度予算を根底から覆す可能性を秘めており、むだ遣い、むだな道路が皆無とは言えないまでも、事故の危険が高い歩道のない箇所が全国では約4.4万キロ、建設後50年以上経過した老朽化した橋約8,900、救急車がスムーズに走行できない区間約5,000区間、1万3,000キロ。

道路特定財源が廃止となれば、平成17年度における道路特定財源税収の暫定税率と地方道路整備臨時交付金の合算で、山形県234億8,000万円、寒河江市1億3,900万円の数字はどうなるのか。地方独自の歳入減9,000億円、国からの地方道路整備臨時交付金7,000億円が廃止されるほか、市町村道への補助金6,000億円の交付金が難しい状況となり、実質2兆2,000億円の影響が懸念されます。

新しい道路の建設はもとより、道路の維持管理や除雪、古い橋の修繕はどうなるのか。財政難から福祉、教育予算へのしわ寄せも避けられない状況です。政局不安定とはいえ、新年度予算を採決しなければならぬこの時期に、国会の審議を見守るしかない状況に憤りを感じるどころです。

こうした中、我が寒河江市の新年度予算案、一般会計139億5,000万円、八つの特別会計、二つの企業会計トータルの総予算額273億4,134万円は、平成18年度から平成22年度を実施期間として定めた行財政改革大綱にのっとり経費削減に努め、目標を上回る成果を出し、市債残高もほぼ計画どおりに推移するよう進める一方、懸案である市立病院の財政健全化に向けた取り組みを開始し、第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市 寒河江」の実現を目指し、将来の発展基盤につながる事業に積極的に取り組んだ予算編成となっています。

最上川一帯を有効活用した住環境の整備、そして十数年前に南部地区体協が中心となって全戸署名を集めた南部地区の熱意、悲願にこたえる意味で予算化された最上川緑地予算の継続、人口の増加、固定資産税、市民税の増収、まちの活性化を主たる目的に進めている木の下土地区画整理事業への積極的支援、都市計画道路下釜山岸線、市道西寒河江駅谷沢線の整備などに積極的に取り組んだ姿勢がうかがえ、ことしで6回目となる「花咲かフェアINさがえ」の開催予算2,700万円にしても、平成15年当初の入場者数は約15万人から昨年は倍の30万人を超えるまでになり、さくらんぼにこだわったまちづくり、流通人口の増加を初めとする経済効果を考えた場合、的を得た予算の内容となっています。

教育分野においても、新年度から着手し平成22年度工事完成予定の陵西中学校の大規模改修工事に取り組む一方、寒河江市教育振興計画にのっとり、時の流れを見越した中で次代を担う子供たちのために、情報教育推進事業に3,996万8,000円、発達障害のある子供たちなどの学習活動をサポートする学習補助員配置事業に714万7,000円を計上、不登校児童が学校生活に適應できるよう教育相談員を配置する教育相談事業に202万5,000円を予算化するなど、きめ細かな配慮がなされています。

少子化対策についても、7カ所の学童保育所の運営費に3,281万7,000円、認可外保育施設、乳児受け入れ支援事業に1,095万1,000円を予算化しており、増加傾向にある保育需要にも配慮された予算となっています。

農業、観光振興、健康福祉など、あらゆる分野で同様に配慮された予算編成となっており、限られた財源の中で行政における費用対効果を十分検討した上で、知恵を絞り、きめ細やかな配慮の跡が伺えます。（「そのとおりだ」の声あり）

行政に携わる者の最大の使命は、取り巻く環境、時代の流れを敏感に感じ取り、50年、100年先のまちづくりを見越した中で、今何をなすべきか決断していくことにあると考えます。

こうした観点から、平成20年度予算案は4万3千市民の負託に十分こたえられるものと確信し、緑政会13名の総意として賛成の意を表明する次第です。

以上をもって賛成討論といたします。

伊藤忠男議長 16番川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、今議題となっています議第10号平成20年度寒河江市一般会計予算に反対する立場から討論をいたします。

これまで、起こり得ないと思われていた自治体の財政破綻が、北海道の夕張市の問題によって現実になり、同時に、このような事態を招いても法的にだれも責任が問われないということが明らかになりました。

そのようなことから第二の夕張を出させないために、いわゆる自治体財政健全化法によって、19年度決算から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について監査委員の審査を経て、議会に報告し、公表することが義務づけられました。さらにそれぞれの基準値が示され、その一つでも超えた場合には財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられるなど、今、自治体経営をめぐる環境は、当局や監査委員、そして議会や議員にとってその役割が一段と強く、厳しく求められていると思うのであります。

平成20年度予算を見ますと、厳しい財政状況の中で腐心されていることは理解できます。妊婦健診の公費助成の拡大や、都市計画道路落衣島、下釜山岸線の整備促進、陵西中学校の大規模改修、また、いつ発症するかわからないアスベストによる病気の恐ろしさを考えると市民文化会館の大規模改修など、評価できるものもたくさんあります。

ところが、生活者の視点で見ると、後退している点も多くあります。加えて、木の下土地区画整理組合の借入金3億円の元利償還に対する損失補償として、平成20年から24年までの5カ年間の債務負担行為が提案されています。

私は、木の下土地区画整理事業の重要性、必要性は十分認識し、成功させなければならないという立場で、平成17年9月議会では、当時新聞報道されていた河北町ひな市通り東区画整理事業が、保留地の処分が進まず価格の引き下げが避けられない状況となり、事業費の確保が困難になっていることを例に挙げ、そのようなことにならないように保留地処分価格については十分な検討を行い、適正な価格決定を求めてきました。また、平成19年9月議会の一般質問においても、保留地分譲が計画どおりに進まない場合、金融機関からの格付や今後の融資への影響が懸念されること、これは組合にとって資金計画の面から極めて重要な問題になることを指摘し、具体的に提言をしまいいりました。

しかし、今回、寒河江市が土地区画整理組合の融資に対して損失補償をすることは反対であります。

その理由は、一つには、組合の債務は組合の責任が原則であります。市施工と組合施工の基本をあいまいにしてはならないと思うのであります。財政的な支援としては、総事業費32億1,700万円に対して約3分の2相当の補助金負担金として公金が20億3,000万円充てられているわけであり、さ

らに、関連する周辺の事業も積極的に進められていることは御承知のとおりであります。

二つには、公平・公正の原則に反するということでもあります。これまでも同種の組合に対しての損失補償は行ったことがありません。そして、将来への悪しき前例を残すことになるからであります。

三つ目には、健全財政法の指標の一つである将来負担比率を押し上げることになります。夕張市の教訓から学ぶべきだと思うのであります。

そして四つ目には、今行政が行うべき支援策は、融資に対する損失補償よりも、保留地処分が進まない要因を解明し、分譲が進むように指導することが重要だと思います。組合の方から課題として、分譲価格あるいは学区の問題があるというお話もお聞きをいたします。

本当に、こういったことが今現状の問題点なのか。また、そういったことが本当に問題点であるならばその変更が可能なのか、行政としても検討することが極めて重要だと思うのであります。

市の財政の健全化は、行政や議会だけでできるものではありません。市民の皆さんの、そして企業や団体の多くの方々の理解と協力がなければ健全財政はなし得ないと思うのであります。そしてまた議会の審査に当たっては、議会の良識も問われていると思うのであります。

したがって、私は、木の下土地区画整理組合の融資に対する損失補償が含まれている平成20年度寒河江市一般会計予算に反対であることを表明し、同僚議員の皆さんを初め、区画整理組合員の皆さん、そして多くの市民の皆さんの御理解を心からお願いを申しあげまして、反対討論を終わります。

伊藤忠男議長 13番新宮征一議員。

新宮征一議員 時間の方もお昼の時間になりましたけれども、私は、今回提案されている平成20年度一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をいたします。

今、我々地方の行財政事情というのは極めて厳しい環境に立たされておりますことは、皆さんも御案内のとおりであります。こうした厳しい環境の中で今回組まれた20年度の予算は、隅々まで気を配って、バランスのとれた予算の編成であると信ずるものであります。

内容については、先ほど我々の同僚、緑政会の幹事長柏倉議員からる賛成理由を述べられましたので、私から細々と申しあげるつもりはございません。

先ほど、お二人の方から反対の討論がなされました。人それぞれ考えは違うわけですから、反対は反対として、それは結構でしょう。しかし、今の反対討論を聞いておまして、お二方の共通する点は、いわゆる木の下土地区画整理事業の市による金融機関に対する損失補償の問題が挙げられたようであります。

確かに今回の木の下土地区画整理事業は、形は組合施工でやられているのは御承知のとおりであります。しかし、この区画整理事業は、今寒河江で進めている第5次振興計画の中にきっちりと盛り込んで、基本計画の第2章第3節では、快適な居住環境を提供するという事でこの区画整理事業、そしてほなみ団地の造成を明確にうたっている事業であります。（「そのとおりだ」の声あり）確かに組合施工とはいえども、本市にとって将来を見据えた、まことに的を得た最大のプロジェクトであると私は常々思っているのであります。

今、損失補償の問題がいろいろな場面で議論されておりますけれども、それは議論は議論として結構です。確かにいろいろな議論をして最善の方向性を見出すのが、これは我々議会としての責任であることは間違いありません。

しかし、今、議会と行政がこの問題でいろいろやりとりをしておりますけれども、もしこれが外に

話が広がって金融機関から融資を断られるような事態になった場合には、これこそ事業の凍結あるいは中止もやむなきといった状況も考えられないわけではありません。

今議会の一般質問の答弁の中で、佐藤市長が申しておりました。何年か先の万が一のことを、今ここで議論するのはいかがなものかといった趣旨の発言がございました。全く私も同感であります。

なぜならば、先ほど来出ておりますけれども、この事業は組合施工といえども、本市にとっての最大の重要プロジェクトでありまして、これを成功させることが、行政にとっても、我々議会にとっても大きな責任であると思うのであります。（「そのとおり」の声あり）

議会は議会としていろいろな提案もしながら、是は是、非は非としてこれまでもやってきましたし、これからもそういう方向に行くことは間違いありません。

しかし、よく言われることに、議会は行政のチェック機関だと言われております。全く私も同感であります。しかし、このチェックとはどういうものなのか。こう考えてみるときに、必ずしも行政を批判し、あるいは提案されたものに反対するのがチェックだなどというように勘違いされておられるとするならば、そんなことはないと思いますけれども、これは我々議会人にとっては大いに反省すべきことであると思います。

議論はいろいろしていただいて結構です。しかし、今提案されている平成20年度のこの一般会計予算を通すことによって、我々議員の責任も果たせるものと思います。

先ほど申しあげましたように、非常に細かいところまで気を配って編成された、苦労して編成された20年度のこの予算は、議員の皆さんの、先ほど予算委員会では第10号は多数をもって決せられたわけでありましてけれども、どうぞ議員の皆さんの良識ある判断をもって全会一致で可決されますことを期待して、討論を終わります。（拍手）

伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第38、議案第 1 号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第41、議案第 2 号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第42、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第43、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第44、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

伊藤忠男議長 日程第45、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会 調査申出並びに委員派遣承認要求について

伊藤忠男議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

発言取り消しの件

伊藤忠男議長 この際、お諮りいたします。

12番松田 孝議員から、3月7日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。

この発言の取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、松田 孝議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会 午後1時21分

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成20年第1回定例会を閉会いたします。

なお、安孫子収入役、安孫子監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 鴨 田 俊 廣

会議録署名議員 松 田 孝